

平成24年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月3日（月）～12月18日（火）

（会期16日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 3日	月	本会議（開会）	・理事者提案説明・即決議案採決 ・一般質問通告〆切（午後5時迄）
12月 4日	火	休 会	
12月 5日	水	本 会 議	・質疑・委員会付託
12月 6日	木	常任委員会	
12月 7日	金	常任委員会	
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	常任委員会	
12月11日	火	常任委員会	
12月12日	水	本 会 議	・一般質問
12月13日	木	本 会 議	・一般質問
12月14日	金	本 会 議	・一般質問・討論通告〆切
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	本会議（閉会）	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成24年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年12月3日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成24年12月3日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成24年12月3日
 午前11時29分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
 2 番 井 関 陽 一
 3 番 菊 池 純 一
 4 番 田 中 徳 博
 5 番 中 村 敬 治
 6 番 二 宮 一 朗
 7 番 兵 頭 学
 8 番 小 野 正 昭
 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏
 11 番 松 島 義 幸
 12 番 元 親 孝 志
 13 番 沖 野 健 三
 14 番 森 川 一 義
 15 番 藤 井 朝 廣
 16 番 浅 野 忠 昭
 17 番 岡 山 清 秋
 18 番 酒 井 宇之吉
 19 番 兵 頭 勇
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

- 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 宇都宮 又 重
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 井 上 謙 二
 総務企画部長 河 野 敏 雅
 産業建設部長 福 原 純 一
 生活福祉部長 三 好 幸 二

- 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 興 輝
 野 村 支 所 長 井 上 尚 喜
 城 川 支 所 長 徳 居 隆 利
 三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 宗 正 弘
 財 政 課 長 道 山 升 文
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

（9 番 松山 清、10 番 宇都宮明宏）

2 会期の決定

（12月3日～12月18日 16日間）

3 議会報告第4号 西予市議会議員海外視察
研修報告について

4 承認第 4号 専決処分第4号の承認を
求めることについて（平
成24年度西予市一般会
計補正予算（第4号））

5 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推
薦について

諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推
薦について

諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推
薦について

諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推
薦について

諮問第 10号 人権擁護委員候補者の推
薦について

諮問第 11号 人権擁護委員候補者の推
薦について

6 議案第122号 西予市夢資源活用基金条
例制定について

議案第123号 西予市蚕糸業振興基金条
例制定について

議案第 1 2 4 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について	諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 2 5 号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 2 6 号	西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	諮問第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 2 7 号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	諮問第 1 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について
7 議案第 1 2 8 号	平成 2 4 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）	諮問第 1 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
8 議案第 1 2 9 号	平成 2 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	6 議案第 1 2 2 号	西予市夢資源活用基金条例制定について
議案第 1 3 0 号	平成 2 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 1 2 3 号	西予市蚕糸業振興基金条例制定について
議案第 1 3 1 号	平成 2 4 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 1 2 4 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 2 号	平成 2 4 年度西予市病院事業会計補正予算（第 3 号）	議案第 1 2 5 号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
本日の会議に付した事件		議案第 1 2 6 号	西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
1 会議録署名議員の指名		議案第 1 2 7 号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
2 会期の決定		7 議案第 1 2 8 号	平成 2 4 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）
3 議会報告第 4 号	西予市議会議員海外視察研修報告について	8 議案第 1 2 9 号	平成 2 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
4 承認第 4 号	専決処分第 4 号の承認を求めることについて（平成 2 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号））	議案第 1 3 0 号	平成 2 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
5 諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案第 1 3 1 号	平成 2 4 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
		議案第 1 3 2 号	平成 2 4 年度西予市病院事業会計補正予算（第 3 号）

開会 午前１０時００分

○議長 ただいまの出席議員は２１名であります。これより平成２４年第４回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。
三好市長。

○三好市長 平成２４年西予市議会第４回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かと気ぜわしい日々を送られている中、本日は本定例会にご出席を賜り心より厚くお礼を申し上げます。

月日が流れるのは本当に早いもので、ことしも残すところ１カ月足らずとなりましたが、振り返ってみますと、ことしは国内のみならず世界的にも選挙に明け暮れた一年であったと思います。主要国のロシアやフランスでは大統領が交代し、アメリカではオバマ大統領が再選されました。また、近隣諸国の中国では習近平総書記が選出され、隣の韓国でも１２月に新しい大統領が誕生する予定となっております。北方領土、尖閣諸島、竹島等の領土問題が解決に至っていない中、相手国の首脳が皆交代することから、今後の外交政策については注視する必要があります。

また、我が国は過去１０年以上にわたりデフレから脱却できない経済を立て直し、今行き詰まっている日本の再生を実現しなければなりません。このような状況の中、野田首相が１１月１６日に衆議院解散を表明し、明日告示、１６日投開票とする選挙が繰り上げられることとなりました。年末の慌ただしい時期の師走選挙となりましたが、今回の総選挙は、約３年３カ月前の政権交代を問われる選挙でもありますし、何より外交を含め国のガバナンスを問われる選挙であります。決まらない政治に幕をおろし機能する政治を行うため、来年こそはいい年になりそうだと皆が思える年の瀬となるよう心から願っております。

さて、国の選挙動向はどうあれ、時代背景をしっかり把握した上で西予市の方向をより具体的に進めていくことが、市長としての役目だと思っております。

西予市建設計画で定めた諸施策では、既に本庁舎建設、ＣＡＴＶ整備を初め旧町ごとの大型施設の整備については、大半を終えることができました。

た。今後の課題としております新市立病院やし尿処理場の建設も、皆様のご理解をいただき計画どおり順調に進んでおります。

平成２５年は西予市誕生１０年目の節目の年になります。この記念すべき節目の年を迎えるに当たり、市の歴史や文化、地域の魅力を再発見するとともに、市民の一体感の醸成を図り、西予市民として誇りと自信の持てるまちづくりを今後進めてまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、承認１件、諮問６件、条例制定２件、同改正４件、補正予算５件、合計１８件を上程しご審議をお願い申し上げます。なお、議案等々の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども招集の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程１)

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に９番松山清君、１０番宇都宮明宏君の両名を指名いたします。

(日程２)

○議長 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から１２月１８日までの１６日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から１２月１８日までの１６日間と決定いたしました。

(日程３)

○議長 次に、日程第３、議会報告第４号「西予市議会議員海外視察研修報告について」を議題と

いたします。

先般実施いたしました海外視察研修結果についての報告を求めます。

8 番小野正昭君。

○8 番小野正昭君 本来ですと、団長の元親議長が報告をいたすのが本来でございますけれども議長席におられますので、まことに僭越でございますけれども、私のほうから報告をさせていただきます。

海外視察研修の報告は、お手元に配付のとおりであります。

私たち市議会議員9名は、去る11月15日から11月22日までの5泊7日の日程でオランダ、ドイツを視察研修してまいりましたので、研修の目的、研修の内容、研修の成果に基づき、行政への提言についてご報告を申し上げます。長い報告書になりましたので、研修の目的と研修の成果について今回はご報告をさせていただきます。

今回の視察研修の目的につきましては、大きく3点について調査研究をすることといたしました。

1点目は、三好市長が提唱されている「お伊ネ元年」に基づき、議会としても楠本伊ネに関して認識を高める必要性から、楠本伊ネの実父フィリップ・フォン・シーボルト先生の足跡を視察研修すること。

2点目は、福島原子力発電所の事故以来、ドイツはいち早く脱原発への対応を決定いたしました。ドイツは、10年後の2022年までに全ての原発を廃止して、その代替エネルギーとして再生可能エネルギーにシフトすることを宣言されたのはご案内のとおりであります。ドイツにおける再生可能エネルギーについて視察研修を行うこと。

3点目として、ドイツは、日本、イタリアとの3国同盟によってさきの第2次世界大戦で甚大な戦災を受けた敗戦国であります。戦後復興の理念は「我が村を美しく」でした。オランダ、ドイツにおける都市と農村のまちづくりについて視察研修を行うこと。

以上、3点を目的に上げ視察研修をしてまいりました。

初めに、楠本伊ネに関してご提言を申し上げます。

今回ドイツに行き、ヴュルツブルク市役所及びエルワンゲン市役所を表敬訪問をいたしました。エルワンゲン市役所では市長が、ヴュルツブルク市役所では副市長に対応をしていただきました。ヴュルツブルク市役所では副市長の挨拶の後、質疑応答がありました。挨拶の中で副市長が言われたことは、以前には積極的に西予市とヴュルツブルク市と交流をさせていただいておりましたが、最近それが少なくなり本当に残念に思います。ぜひ交流を深めていただきたいという趣旨のご挨拶がありました。これを聞いて大変残念に思うと同時に、このようなすばらしい町と国際交流ができるのであれば、行政を通して積極的に交流を再開しなければならないと強く感じた次第であります。

その後、議場を拝見をいたしました。その議場には、ヴュルツブルクの誕生からその明暗についてその出来事を、また先哲の方々の肖像が議会全面に描かれてありました。その中にシーボルト先生のお姿があるのは当然でありましたが、その隣に伊ネさんの幼少の折の姿が描かれておりました。ヴュルツブルクの市民の配慮に感銘をした次第であります。

既に滋賀県大津市は、ドイツの作家マックス・ダウテンダイが書いた小説「近江八景の幻影」との縁で姉妹都市関係を構築されています。

ヴュルツブルクに行けばわかりますが、レントゲンとシーボルト先生は、この町にとって偉大な人物であります。そのシーボルト先生と楠本伊ネ、そして西予市宇和町は、滋賀県大津市とマックス・ダウテンダイとの関係よりももっと深いつながりがあるような気がいたしました。そのためには、市役所内に国際交流係を設置し、本格的に国際交流を手がけてはどうかと提案をいたします。

世界を見て気づくことは、自国の言葉と自国の通貨だけで生きているのは世界でも日本以外にはないのではないのでしょうか。いわゆる一国家一民族一言語であります。今話題となっているTPPにも参加するようなことになれば、人の移動は飛躍的に活発化してくると思います。TPPに参加するしないは別として、グローバル化は今後ますます進展していくと思います。国際交流を通じて真の異国の文化、歴史を知ることがさらに求められてくると思います。日・中・韓における領土

の問題一つをとっても、問題の原因は交流不足、あるいは双方の会話不足の結果ではないかと私は感じてなりません。ぜひヴェルツブルクとの国際交流を発展させてはどうかと提案をいたします。

次に、バイオマス・メタン発電について提言をいたします。

今回ドイツ視察を含めて、いろいろな再生可能エネルギーについて学んでまいりました。日本にとって今後原発とどう向き合っていくかは、ドイツ以前の話だと思います。脱原発なのか、あるいは再稼働なのかは別としても、再生可能エネルギーがあるとすれば積極的に利用しなければならないのは、自明の理であります。特にこれからは一極集中から小規模分散型にシフトすることによって、それぞれの資源が有効かつ効率的に利用できると思います。一基の原発に全てを頼るのではなく、それぞれの地域の特性を生かし、最大限再生可能エネルギーを活用することによって、地域に新たな産業が生まれ、地域の特徴が生まれるのではないかと思います。

西予市においても地域によっては、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス・メタン発電、木質火力発電等が可能であります。例えば野村町では、中四国では最大規模の酪農の町であります。それは同時に、中四国最大の家畜ふん尿の町ということにもなります。現実厄介者であり、この処理に行き詰まっております。環境に優しい農業を目指すのであれば、ふん尿処理は喫緊の課題でありましたが、ありがたいことにこの家畜ふん尿が発電の材料になる時代になりました。考え方は、野村町はドイツのように広大な土地がありませんので、トウモロコシ等をサイレージ化して補助材に使うのは現実的ではありません。かわりにスーパーあるいは企業から出る食品残渣を受け入れて、これを補助材として牛ふんにまぜれば有効にメタンガスが発生いたします。それで発電をして国に売電をしてはどうかと提案をいたします。また、メタンガスの発生が終了したものは、液肥として利用できます。散布方法等を研究すれば十分肥料として効果があると思います。実施に当たっては当然、費用対効果という点が大事でございますけれども、現状を見ればバイオマス・メタンガス発電システムは、一企業が全てを完成しているわけではありません。何社かが分担して一つのシステムを完成をしております。現状でも価格に

相当のばらつきがあります。特に国産とドイツ製では大幅に価格に差があります。価格、性能等を十分調査し研究すれば、安価な設置も可能だと思います。ぜひご検討いただくことを提案をいたします。

最後に、まちづくりについて提言いたします。

オランダ、ドイツのそれぞれの町を見て歩いて感じたことは、田舎と都会との魅力の差が全く感じられないということです。何げなく立ち寄った小さな町にとんでもない立派な教会が建っていたり、車で走っていても都会と田舎の違いの変化がほとんど感じられませんでした。どの町にもそれなりの魅力がありました。

例えば、ヴェルツブルクの町を歩いて感じたことは、町なかに電線がない、自動販売機がない、にぎやかな看板がない、人口の割に店が少ない、土産店がほとんどない、明かりが少ない、日本からすればないない尽くしでございました。人口12万3,000人、世界遺産に登録されているレジデンツ（宮殿）が町の中心にあり、ドイツ有数の観光地であります。しかしながら、町はひっそりとしていて、日本の観光地のようににぎわいはありません。食事に至って質素であり、これを仮に世界の標準とすれば、日本は本当にぜいたくであり、飽食そのものであります。価値観の違いと言ってしまうまでもありますが、何か考える必要があるのではないかと感じました。今、日本は大変不景気だと言われていますが、ドイツと比べれば、単にぜいたくが多少できなくなっているのにすぎず、不景気とはとても言える状況ではないと感じました。

そこで、まちづくりの上で考えなければならない幾つかの点について提案したいと思います。

1点目は、西予市が駅前開発の検討段階に入りましたが、できることならせめてこの周辺だけでも電線の地中化を検討されてはどうかと思います。西予市の入り口がすっきりするのではないのでしょうか。

2点目として、卯之町の中心地だけでも自動販売機の設置、看板の設置等について、景観を壊さない工夫、条例での規制が必要でないかと考えます。

3点目として、ドイツの町なかで商店街のような通りを見ることはありません。それに比べ日本は、商店がとにかく多いように感じました。人口

比で見ても多いのではないかと思います。シャッター通りと言われ、店が成り立たないのは、需要と供給のバランスが完全にとれていないために起こっているのではないのでしょうか。調査研究が必要でないかと思います。

4点目として、西予市はことしを「おイネ元年」と位置づけ、おイネの偉大さを全国に情報発信して、まちづくりの起爆剤にと市長は意気込んでおられます。まことに結構なことだと思いますが、重伝建の選定を受けたことによるまちづくりと、来年の認定を目指す西予ジオパークとの関連性をどう持たせていくのか、そのことと駅前開発が一体となるようなまちづくりを提案したいと思います。

結びに際し、今回視察研修の全てにおいて、初めて私たちが訪問したにもかかわらず、親切に対応し、かつ心からの対応を受けました。これは、金銭にかえがたい大変貴重な体験をさせていただいたものと確信をしております。関係各位におかれましては、この場をかりまして感謝の誠を申し上げますと存じます。まことにありがとうございます。

以上で海外視察研修につきましては、まだまだ多く語りたいのでございますけれども、時間の関係もありますので研修報告とさせていただきます。

平成24年12月3日、西予市議会議員小野正昭。ご清聴ありがとうございました。

○議長 以上で海外視察研修結果の報告を終わります。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて（平成24年度西予市一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第4号は、平成24年度西予市一般会計補正予算（第4号）について専決処分の承認を求めるものであります。

去る11月16日、衆議院議員本会議で衆議院が解散いたしました。これに伴い12月4日告示、12月16日投票で第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになったことから、当該選挙に係る経費について専決したものであります。

補正の総額は2,575万円で、財源につきましては全て県委託金を充当いたしております。これにより、即決しております予算の総額に歳入歳出それぞれ2,575万円を増額し、歳入歳出予算の総額を242億8,876万9,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて（平成24年度西予市一般会計補正予算（第4号））」は原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第11号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第6号から諮問第11号までの

「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち、6名の方が平成25年3月31日をもって任期満了となります。その後任につきまして検討いたしました結果、宇和町の垣内雅夫氏、城川町の中城英雄氏、三瓶町の宮崎志珠氏の3名を再任として引き続き推薦することとし、宇和町の井上和子氏、明浜町の平田與輝氏、三瓶町の片山ギン子氏の3名を新任として推薦したいと存じます。

宇和町の垣内氏は、人権擁護委員として熱心に活動され、愛媛県人権擁護委員連合会理事を務めるなど、人権擁護委員協議会の中でも中心的な役割を果たしておられます。

城川町の中城氏は、学校教育に携われた経験を生かし、子供、女性、高齢者、障害者など社会的弱者に対する人権擁護に積極的に取り組んでおられます。

また、三瓶町の宮崎氏も学校教育に携われた経験を生かし、子供、女性、障害者の人権問題について熱意を持って取り組んでおられ、その人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。

宇和町の井上氏は、長年保育園勤務により、子供、家庭に関する問題はもとより、人権問題について深い見識を持たれ、その温厚な人柄は地域住民の信頼も厚いものがあります。

明浜町の平田氏は、西予市職員として行政経験が豊富であることや、人権擁護に関する所管課の管理職としての経験もあり、人格、見識ともにすぐれており、地域住民の厚い信頼があります。

三瓶町の片山氏は、民生委員、児童委員など幅広い社会福祉活動の経験から地域に精通されており、その博識で誠実な人柄は地域住民の信望も厚く、地域活動に積極的に取り組まれております。

推薦に係ります6名の方は、それぞれ人格、見識が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じており、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、議会のご意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより6件に対する一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第6号から諮問第11号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、諮問第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第9号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第10号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第10号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第11号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第11号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第122号「西予市夢資源活用基金条例制定について」から議案第127号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第122号「西予市夢資源活用基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年度から取り組んでおります環境省のオフセットクレジット制度導入事業につきまして、本年5月9日に西予市地域活性化循環型社会づくりと連動した森林整備活用プロジェクト計画書が登録されました。現在進めていますモニタリングの結果報告書の検証を受け、その認証後、森林が吸収する二酸化炭素吸収量をクレジット化することから、地球温暖化対策に取り組んでいる企業等に販売していく予定としております。

また、昨年12月から取り組んでおります経済産業省の国内クレジット制度につきましては、游の里温泉施設、本庁舎及びペレット加工施設におけるボイラー燃料を石油から木質ペレットへ代替することにより削減できる二酸化炭素排出量をクレジット化するもので、オフセットクレジットと同様に地球温暖化対策に取り組んでいる企業等に販売していく予定としております。本条例は、国内クレジット制度によって認証されたクレジットの販売収益を基金として積み立て、西予市の地域

活性化と良好な環境保全に関する施策に活用するとともに、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものであります。

続きまして、議案第123号「西予市蚕糸業振興基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

蚕糸業は、明治以降経済を支える基幹産業として発達し、中山間地域の農業及び地域経済を支える役割を果たしてまいりました。しかしながら、輸入繭の増加や生糸価格の低迷等によって、西予市の養蚕農家数は平成19年度12戸から平成24年度には8戸に減少し、繭の生産量につきましても平成19年度の4,220キロから平成24年度には2,190キロにまで半減しております。蚕糸業は、生活の知恵や伝統文化が相互に関係し育まれてきたものであり、次世代に継承していくべきものであると考えているところでございます。

このたび野村町養蚕農業協同組合から本市の養蚕農家の経営支援を目的とした寄附の申し出があり、これを受けて本市の蚕糸業の振興に要する経費の財源に充てるための基金を新たに設けることといたしました。本条例は、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第124号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴い、関係条例の所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第125号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されました。これに伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設を適正に維持管理するため、これまで法律で定めていた技術管理者の資格に関する基準が、各市町村の条例で定めることとなりました。この法改正により、今回技術管理者の資格に関する必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第126号「西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、林業を取り巻く厳しい状況に対応するため、国の森林林業再生プランを受け、さまざまな施策により市内林業の活性化を図っているところでございます。その一つとして森林整備に不可欠な林道作業道を補助事業の活用等によりまして開設しておりますが、事業に伴う受益者の負担が大きなものとなっております。このため、国庫補助林道整備事業及び県単独林道整備事業の分担金徴収率を補助残の100分の10以内とするとともに、県単独林道整備事業の林内作業道の分担金徴収率を補助残の100分の20以内に軽減することにより、森林整備の推進と林業の活性化を図るものであります。

続きまして、議案第127号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第2次一括法の施行により下水道法の一部が改正され、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質を保全する観点から、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準等を条例で定めることとされました。今回の改正は、この法改正に基づき、本市の公共下水道の構造の技術上の基準等につきまして必要な事項を定めるとともに、関係法令に

基づき所要の整備を行うものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第128号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第128号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明をさせていただくとともに、さきに発表されました9月期の国内総生産速報等、衆議院解散に伴う次期総選挙について、また市単独経済対策について触れたいと思います。

我が国は、長いデフレ状態から抜け出すことができず、経済の再生が最重要課題となっております。さきに発表されました9月期の国内総生産速報では、生産や外需の減少など下振れの動きが強まり、三四半期ぶりのマイナス成長となっております。日本経済が後退局面に入っていることが鮮明となっております。今後は、輸出などの一段の下振れには歯どめがかかる見込みではありますが、日中摩擦の高まりに伴い、対中輸出も当面下触れる懸念が大きく、2012年後半は後退局面になる見込みであります。

このような状況の中に、去る11月16日に衆議院が解散され、12月4日に告示、16日投開票に向け、各候補者の懸命な総選挙がいよいよスタートいたします。総選挙後に誕生する新内閣には、国民生活の安定や日本経済の再生のためにも一刻も早くこの状況から抜け出す強力な施策の実現を大いに期待するものであります。

一方、10月の県内経済状況によりますと、経済情勢は依然厳しい状態が続いており、緩やかな持ち直しに足踏み感が見られております。このような状況を踏まえ、市内経済の活性化と景気浮揚の一助としまして、市単独での景気対策事業を来年度実施することを検討しております。具体的には、市内事業者に発注できる事業、経済効果が波及する事業を実施したいと考えております。現在その具体的な事業の創出を各所属長へ指示してい

るところであります。市単独の事業でありますので、国、県が行う事業規模には及びませんが、少しでも西予市内において雇用が生まれ、地域経済の底上げと市民生活の安定につながることができればと考えております。

それでは、今回の補正予算についてその概要をご説明いたします。

今回の補正予算は、障害者自立支援給付事業、道路林業用施設災害復旧事業、地域振興基金積立金及びこれらの事業に関して国県補助金、市債を、また寄附金等を計上しております。

まず、歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ5億9,540万円を増額し、総額を248億8,416万9,000円と定めるものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。議会だより印刷製本費、広報せいの印刷製本費、消防救急デジタル無線設備事業について債務負担行為の期限、限度額を設定するものであります。

次に、地方債の補正ですが、事業の追加、事業費の変更及び起債事業区分の組みかえ等により限度額を追加、変更するものであります。

それでは、予算の概要をご説明いたします。

まず、歳入予算の主なものは、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、市債などを増額し、諸収入を減額しております。国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源につきましては、主に歳出予算の変更に伴って調整を行うものであります。

次に、歳出予算についてその主なものを款別にご説明いたします。

総務費では、消防法による消防用設備等の修繕等を行うための経費、事業費が確定した市長・市議会議員選挙など128万5,000円を減額しております。

民生費では、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、市が措置することによって加齢児の人数と給付金が当初見込みを大きく上回ったため、不足となった経費など5,590万7,000円を増額しております。

衛生費では、9月から不活性化ポリオワクチンが導入されたことに伴う予防接種経費、汚泥再生処理施設整備地の地形及び地質区分等を把握する測量地質調査業務の委託経費などを計上しております。1,088万9,000円を増額して

ります。

農林水産業費では、貯水量10万トン以上のため池について実施する耐震調査の経費、野村青汁工場の増築経費など4,391万円を増額しております。

土木費では、崖崩れ防災対策事業3カ所の工事請負費、市道3路線に係る改良事業費の増額など2,117万7,000円を増額しております。

消防費では、緊急津波対策推進事業費県補助金による津波避難路の整備など826万4,000円を増額しております。

教育費では、田之浜公民館空調設備の改修経費、市指定文化財の修繕のための設計委託経費など473万8,000円を増額しております。

災害復旧費では、梅雨前線豪雨等により被災した市道、林道及び河川の災害復旧経費1億3,422万8,000円を増額しております。

諸支出金では、西予市地域振興基金の積み立て、蚕糸業振興基金の創設など3億2,039万5,000円を増額しております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出予算でございますが、予算書の16ページをお開き願います。

2款1項1目19節公務災害特別負担金192万6,000円でございますが、東日本大震災による臨時特例的な支出に充てるために徴収される平成24年度限りの特別負担金に係る経費であります。

5目消防設備維持管理事業1,103万5,000円でございますが、消防法により義務づけられた消防用設備等の点検結果に基づき、市有建物の消防設備等の修繕等に係る経費であります。

15節工事請負費74万6,000円でございますが、庁舎第2別館を有効利用するため、本庁舎と庁舎第2別館の間の塀を一部撤去して、自動車等の通行を可能にするための整備に係る経費であります。

20ページをお願いします。

2款8項3目13節運行業務委託料159万6,000円の減額であります。平成24年10月1日から遊子川地区デマンド乗り合いタクシーの運行開始によりまして廃止になった城川地区代替バス野井川線に係る経費を減額するものであります。

21ページをお願いします。

3款1項4目障害者自立支援給付事業4,892万2,000円であります。平成24年4月1日の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、市が措置することになった障害児施設入所中の18歳以上の障害者の人数と給付費が当初の見込みを大きく上回ったことにより、不足となる経費を計上しております。

23ページをお願いします。

4款1項2目予防接種事業809万8,000円あります。平成24年9月から生ポリオワクチンにかえて不活化ポリオワクチンが導入されたことによる不活化ポリオワクチン及び11月から導入される4種混合ワクチン接種に係る経費であります。

24ページをお願いします。

4款2項3目汚泥再生処理施設整備事業539万5,000円あります。入札により確定した基本計画策定業務委託費の減額及び設計に先立って実施する整備地の地形、地質区分、特性等を把握するための測量調査及び地質調査業務委託に係る経費であります。

5項1目24節投資及び出資金57万6,000円あります。新市立病院の医療情報システム導入業者選定審査委員会委員に係る経費等であります。

25ページをお願いします。

6款1項3目農業後継者育成事業1,397万8,000円あります。当初より9月補正で予算措置を行いました新規就農者に対する青年就農給付金の追加申請分に係る経費及び東宇和農業協同組合が実施する新規就農者の営農開始に必要な農業用機械整備に対する補助金であります。

26ページをお願いします。

6款1項5目19節県営土地改良施設耐震対策事業費負担金425万円あります。大規模地震が発生した際の甚大な二次災害を未然に防ぐことを目的として愛媛県が実施する貯水量10万ト

ン以上のため池、宇和関地池、城川竜沢寺池の耐震診断に係る負担金であります。

9目野村青汁工場管理運営事業962万円あります。リニューアル製品製造に取り組む株式会社グリーンヒルが新規機械設備の導入を行うに当たり、不足する機械設備の設置スペース確保のために行う工場の一部の増築経費及び既設設備の修理に係る経費であります。

28ページをお願いします。

8款1項2目崖崩れ防災対策事業1,910万円あります。集落避難路保全斜面地震対策事業費県補助金の追加申請による城川、高野子本村A、窪野、河内男地上の3カ所の工事請負費であります。

29ページをお願いします。

2項3目13節委託料7,390万円の減額、15節工事請負費6,860万円の増額、17節公有財産購入費510万円の増額であります。新市立病院の開院により重要路線となる建設地北側の中川地区137号線を拡幅改修するため事業費を増額、また今年度の事業進捗が見込めない岩木地区101号線の事業費を減額し、荷刺大西鎌田西線、蔭ノ地杉之瀬線の事業費を増額するほか、国庫補助金の交付決定に合わせた事業費の調整等を行うものであります。

30ページをお願いします。

9款1項4目15節工事請負費1,188万4,000円あります。緊急津波対策推進事業県補助金の3次申請により、津波から逃げるために必要な避難路等の整備に係る経費であります。これによりまして、平成24年度は避難路23カ所、外灯1カ所が整備されます。

32ページをお願いします。

10款5項2目田之浜公民館維持管理事業231万円あります。昭和62年度の建設時に整備した大ホールのエアコン3機が故障したため、これを改修する経費であります。

33ページをお願いします。

6項1目偉人伝承活動事業113万2,000円あります。9月補正で予算措置しましたおイネさんウォークの3月開催に先立ち、市長ほか実行委員会を含めた5名がイベントと西予市のPRのため、ウォーク沿道市町やマスコミへの表敬訪問等に係る経費などあります。

4目13節委託料288万2,000円であり

ますが、文化庁調査官に早急な修繕の必要性について現地指導を受けました市指定文化財の鳥居門及び御成門等の修繕工事に係る設計委託経費であります。

３５ページをお開き願います。

１１款１項３目林業用施設災害復旧事業、現年度４，４９７万５，０００円であります。６月、７月の梅雨前線豪雨により被災した林道内場樽線及び林道御在所線の災害復旧に係る経費、また過年度１，６４５万５，０００円ありますが、当初予算で措置していました林道４路線、明浜火道線、野村程野桂線、城川日浦下遊子線、三瓶朝立線において事業量増による増額及び事業費の確定による減額であります。

６項１目道路橋梁河川災害復旧事業７，２７９万８，０００円ありますが、７月の梅雨前線豪雨、９月の台風１６号豪雨により被災した市道３６カ所、河川２カ所の復旧に係る経費であります。

３６ページをお開き願います。

１３款２項１目蚕糸業振興基金事業１，９３５万６，０００円ありますが、野村町養蚕農業協同組合から組合解散による残余財産の寄附を受け、西予市における蚕糸業振興のための基金創設に係る積立金であります。

次に、歳入予算でございますが、国庫支出金では障害者自立支援給付事業に対する国庫負担金２，４８５万８，０００円、林業用施設災害復旧事業に対する国庫負担金５，１９７万５，０００円、道路橋梁河川災害復旧事業に対する国庫負担金３，７８１万６，０００円などを計上しております。

次に、県支出金では、障害者自立支援給付事業に対する県負担金１，２４２万９，０００円、農業後継者育成事業に対する新規就農総合支援事業費県補助金９００万円、新規就農者拡大促進事業費県補助金３３１万９，０００円、崖崩れ防災対策事業に対する県補助金１，１４６万円などを計上しております。

次に、寄附金では、野村町養蚕農業組合の解散に伴う残余財産受け入れによる寄附金１，９３５万５，０００円を計上しております。

次に、繰入金では、市指定文化財の修繕に係る経費に対して、宇和町地域文化の里整備事業基金繰入金２８８万１，０００円を計上しております。

す。

次に、諸収入では、６月補正で予算措置しました城川産有機ユズ製品開発事業に対する財団法人地域総合整備事業団からの補助金が不採択となったため、３００万円を減額しております。

次に、市債では、地域振興基金に積み立てに係る総務債２億８，５００万円、土木債では市道３路線について過疎債の充当が見込めなくなったため合併特例債へ振りかえ、過疎債を８，８５０万円減額、合併特例債を１億９２０万円増額、道路橋梁河川災害復旧事業及び林業用施設災害復旧事業に係る災害復旧事業債３，１５０万円などを計上しております。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

議会だより印刷製本費及び広報せいの印刷製本費ですが、平成２５年４月２０日発行に間に合わす必要から新年度開始前において契約し、３月下旬から編集作業を行う必要があります。

また、消防救急デジタル無線設備整備事業ですが、緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金を受けて実施することから、平成２５年度以内に事業を完了する必要がある、新年度開始前において契約し、新年度開始早々に着工するため債務負担行為を設定するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。（休憩 午前１１時０６分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前１１時２０分）

（日程８）

○議長 次に、日程第８、議案第１２９号「平成２４年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１３２号「平成２４年度西予市病院事業会計補正予算（第３号）」までの４件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第１２９号「平成２４年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成23年度実績確定による特定健診保健指導負担金の返還及びこれに伴う予備費の減額によるもので、歳入歳出予算の増減はございません。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容は、俵津診療所の施設修繕料、狩江診療所の在宅酸素借り上げ料の増額等であります。

これによりまして、既決いただいております俵津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ818万4,000円とし、狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,749万8,000円と定めるものであります。なお、高山診療所勘定の補正については、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第130号「平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水施設最適整備構想の策定に伴う農業集落排水施設機能診断調査委託料の減額と、汚泥処理経費に係る委託料及び消費税中間申告分に係る公課費等を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ83万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4億4,717万8,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第131号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金事業の内容変更に伴う事業費の減額及び財源の調整が主なものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1億6,670万円減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,796万1,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、地方債の限度額の減額

に伴います地方債補正を行っております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第132号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新市立病院及び野村病院の医療情報システム整備事業に関する債務負担行為の設定と、医療情報システム導入業者選定委員会関連費用を新たに増額するものでございます。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業として新病院建設費を57万6,000円増額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正では、資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金57万6,000円を増額し、資本的収入の総額を19億1,737万7,000円といたしております。資本的支出につきましては、新市立病院及び野村病院の医療情報システム導入業者を公平かつ適正に選定するための委員会関連経費32万2,000円と新病院建設推進室の事務費不足分25万4,000円を計上いたしました。これにより、資本的支出の総額を20億6,933万9,000円といたしております。

第4条では、新市立病院及び野村病院の医療情報システム整備事業に係る債務負担行為を設定するもので、2病院で限度額5億円を計上いたしました。新市立病院及び野村病院では、電子カルテシステムを中核とした医療情報システムを構築することにより、医療業務の効率化と安全性の向上を図り、患者サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

12月5日は午前9時より質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時29分

平成24年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年12月5日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年12月5日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成24年12月5日
 午前9時25分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
 2 番 井 関 陽 一
 3 番 菊 池 純 一
 4 番 田 中 徳 博
 5 番 中 村 敬 治
 6 番 二 宮 一 朗
 7 番 兵 頭 学
 8 番 小 野 正 昭
 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏
 11 番 松 島 義 幸
 12 番 元 親 孝 志
 13 番 沖 野 健 三
 14 番 森 川 一 義
 15 番 藤 井 朝 廣
 16 番 浅 野 忠 昭
 17 番 岡 山 清 秋
 18 番 酒 井 宇之吉
 19 番 兵 頭 勇
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 宇都宮 又 重
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 井 上 謙 二
 総務企画部長 河 野 敏 雅
 産業建設部長 福 原 純 一
 生活福祉部長 三 好 幸 二
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 井 上 尚 喜

- 城 川 支 所 長 徳 居 隆 利
 三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 宗 正 弘
 財 政 課 長 道 山 升 文
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第122号 西予市夢資源活用基金条例制定について
 議案第123号 西予市蚕糸業振興基金条例制定について
 議案第124号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議案第125号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第126号 西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
 議案第127号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
 2 議案第128号 平成24年度西予市一般会計補正予算（第5号）
 3 議案第129号 平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第130号 平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 1 3 1 号 平成 2 4 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 4 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 3
号）
- 4 意見書第 1 4 号 赤潮被害対策に関する意
見書
- 意見書第 1 5 号 木材の価格安定と需要拡
大等を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 1 2 2 号 西予市夢資源活用基金条
例制定について
- 議案第 1 2 3 号 西予市蚕糸業振興基金条
例制定について
- 議案第 1 2 4 号 西予市非常勤の職員の公
務災害補償等に関する条
例及び西予市障害認定区
分判定等審査会の委員の
定数等を定める条例の一
部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第 1 2 5 号 西予市廃棄物の処理及び
清掃に関する条例の一部
を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 1 2 6 号 西予市林業振興事業分担
金徴収条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 1 2 7 号 西予市公共下水道条例の
一部を改正する条例制定
について
- 2 議案第 1 2 8 号 平成 2 4 年度西予市一般
会計補正予算（第 5 号）
- 3 議案第 1 2 9 号 平成 2 4 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 4 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 4 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）

- 議案第 1 3 2 号 平成 2 4 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 3
号）
- 4 意見書第 1 4 号 赤潮被害対策に関する意
見書
- 意見書第 1 5 号 木材の価格安定と需要拡
大等を求める意見書

開議 午前 9 時 0 0 分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 1 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

（日程 1）

○議長 日程第 1、議案第 1 2 2 号「西予市夢資源活用基金条例制定について」から議案第 1 2 7 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの 6 件を一括議題といたします。

まず、議案第 1 2 2 号「西予市夢資源活用基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第 1 2 3 号「西予市蚕糸業振興基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 8 番酒井君。

○1 8 番酒井宇之吉君 この基金について、運用、将来性について 1 点お尋ねしますが、全国でこのシルクの関係、本当に製糸は京都とかいろんな形でそして宮内庁、いろんな形があるわけでございますけれども、このシルク館の振興のため、そして運営のために使う考え方はあるかどうかだけをお尋ねをいたしておきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員のご質問に答えさせていただきます。

この基金は、非常に願いのこもった基金でございますので、私どももその趣旨にのっとって大事に使用しないといけないと思っておりますが、基本的にはシルク館に使うのではなしに、今後の西予市が養蚕業を守るための基金としてしっかりこのことをもって、将来的にわたって私どもが今ほど議員がおっしゃられるように、例えば伊勢神宮の式年遷宮も今後ともここしか、伊予の糸を使うということになりますと、ありませんので、そのためには養蚕業の方々を守らなくてはならないというふうに思っております。そういう意味では、そちらの方面に、養蚕業振興のために使うのがベストであろうと、このように判断をしております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第124号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について」から議案第127号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありますか。

16番浅野君。

○16番浅野忠昭君 議案第126号の県単林道整備事業の件なんですけど、この分担比率は100分の34を100分の10、100分の67を100分の20にするという改定が出ておりますが、これはどういうふうな事業にどのような分担率でなっとるか、ちょっと詳細な説明をお願いいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまの質問ですが、申しわけないですが事業の名称ですか、その性格ですか。

（16番浅野忠昭君「両方で」と呼ぶ）

100分の34、この今回の改正の内容は大きく2点というか、性格が2つございます。いわゆる林道を整備する際、国庫補助、県費補助を受け

る際、一般的に林道というものを整備する際に100分の34、補助金の残額の34%を地元負担としておりました。

もう一つは、林道と一般的にいわない小さな作業道、運搬車道的なもの、林内作業道といわれるものです。2メートル前後、そういうものに対して今までは補助残の67%、これをいただいておりますが、今回は車道と考えてもらったらいのですが、大きな林道については補助残の10%、いわゆる小さな山林内をあちこち運搬車道等のために抜いていく作業道については補助残の2割、そういう考え方であります。よろしいでしょうか。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程2）

○議長 次に、日程第2、議案第128号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

9番松山君。

○9番松山清君 議案書の29ページの8款2項3目の道路新設改良費についてなんですけども、この中で委託料の減額が7,000万円強とありまして、そしてその中で市道岩城地区101号線改良工事というのが7,410万円という大きな減額があるわけなんですけれども、これについてどういことがあったのか、なぜこれだけ減額しなくちゃいけないのかということと、101号線がどういったことを計画されていたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問について概略お答えいたします。

市道岩城地区101号線というのは、私は小さな字名はわからないんですが、岩城地区に鉄道を横切る路線がございます。岩城の駅のちょうど隣ですが、すぐ近くまでは県道で広がっておりますが、あと数十メートル改良しないといけないところがあります。それで、線路をさわらないとど

うしてもうまく県道につながらないというところがございまして、これを今年度やる予定にしておりましたが、この設計とか施工はＪＲに委託してやるということに実際にはなるわけですが、線路のほうをさわる場合に。そこの協議、それからちょうどその隣には河川がございまして、その河川との県との協議、これがなかなか不測の日数を要するようなことになりまして、当初は思っていたほどスムーズに事が運ばないということで、実際には構造物の設計とか電気設備設計とかそういうものに３年ほどＪＲのほうではかかるというような話になったと。わかりやすくもつと言うと、順調に今後進んでも工事が平成２７年度ぐらいからしか実施にかかれないということが、話を詰めているうちにわかったということで、そうすると、この事業として道整備交付金事業ということで国の交付金を受けてやるようにしてましたから、この金を内部でどこかで使わなければいけないというようなことになったわけでございます。よろしいでしょうか。

○議長 ９番松山君。

○９番松山清君 恐らくそこではないかというふうに、そういう事情じゃないかというふうには推察しとったわけなんですけども、今おっしゃられた路線というのは、この地域の人たちにとっては悲願の改良でございまして長年ずっとこれには多くの人が努力をしてきたといったようなところがございます。

そこで、２７年度ということでもありますけど、金額が非常に大きなもんで、例えば２７年度になったときに予算がないからできないとか、そういったことがないようにしっかりと計画を立てて、もう２７年度にやるんだったらやるんだというような強い意志でしっかりと事業を進めていかないと、また２７年度になってから予算だけ立てて、またこういった問題があります、ああいった問題がありますといったようなことがあってはまた困りますので、今度は２７年度にやるならやるできちっとそのときに予算立てをして実行できるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 答弁はよろしいですか。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまおっしゃられたとおりだと思います。これから今後は、今回のことの反省を踏まえてしっかり計画を立てて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。
８番小野君。

○８番小野正昭君 先ほどの松山議員の関連質問ですけれども、この事業は恐らく私の記憶では２年ほど前に１度こういう予算立てがあって、やはり同じ理由でＪＲさんのいわゆるめどが立たないということで予算の転用をして、私の記憶では下水道工事のほうにそのお金を振り分けたように記憶をしております。その折に私、工事名を見たときにある一部の町に予算が配分をされて、例えば三瓶町には全く予算がおりてなかったというふうな記憶があります。ですんで、先ほど部長は何かの予算に流用というふうなことで、それは結構なことなんですけど、各支所によく指示を出して、市民がすべからく均等に、満足の平等はできませんが、いわゆるこらえられる平等を図ったような配慮をぜひこの際、前回の例を見てそのようにならないようお願いをしておきます。答弁をお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの小野議員の質問について私のほうから答えさせていただきますが、こういういろいろな不測の事態によって予算を急遽変えなくてはいけないことが当然あります。その前段には国からもらう補助金や交付金の条件的なものを含めてそういうことがあり得るわけです。そういうときには緊急性がありますので、ただ均等に配分という考え方では難しいときがあります。そういうときはご理解をいただきたいと思いますし、当然ながら市の仕事をするときに旧５町を配分したことはしません。私は西予市は一つだと思っておりますから、そういう発想は今までは今からも今後も考えはありません。

以上です。

○議長 8番小野君。

○8番小野正昭君 私の質問の内容、問いかねがまずかったら、ご容赦をいただかないかんですけれども、配分という言葉は悪ければ、なければその辺の配慮をしてもらうべきではないかなと。等分というとか配慮とか均等とかということはないにしても、そこは言わず語らずで、皆さんがああそうかなというぐらいの配慮はぜひお願いをしてもらいたいなと、あえて申し、お願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、小野議員の再質問に答えさせていただきます。

配分の世界についてはこの議場で答えることができません。

以上です。

○議長 18番酒井君。

○18番酒井宇之吉君 ただいまの質問に対する関連でございますけれども、予算の不足とかそして執行についての流用の話が出てまいりましたけれども、この件については非常に難しい問題もございます。市長が今答弁されたように、執行者の権限なのか、そして議会の議決案件であるべきなのか、そのあたりもしっかりと見定めてそして予算を執行すると。このようなことを議員皆さんも、やはり流用という言葉とか予算をほかのところに充てるとか、こういう言葉が議場で出てくるってのは私は少しおかしいと思いますね。そのあたりは理事者も議員もしっかりと見定めていただきたい、このように思います。

以上、私の発言とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員のご質問についてお答えさせていただきますけれども、いわゆる根本的な問題だと思っております。執行権と議会との関係というのは非常に微妙な関係ですので、それはそれなりに私どもも執行権を持ったものとしては議会に対するご意見、あるいは議決に対してはしっかり淡々とお答えをして出していくこと

が必要だと思います。その前段では議会にいろいろ議論をされる、それは当然なことでありまして、それに基づいて私どももしっかり受け答えをしていくということになろうかと思います。

ただ、執行権に踏み込まれることについては、これは私どもとしては、今の制度制の中にはそれは難しいよということしか言いようがありません。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

6番二宮君。

○6番二宮一朗君 議案書25ページの農業振興費の農業後継者育成事業1, 397万8, 000円についてお伺いをいたします。

先日のご説明の中に、新規就農者の追加申請分というご説明があったと思うんですが、追加が出るぐらいということで喜ばしいことかなと思いますが、地域別でわかれば地域と件数、どのぐらいふえたのかというのがわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問ですが、地域と件数ですよね。

件数は、今回は10件でございます。トータルは16件ということになります。中に夫婦の方がおられますので、人数ですとトータルが19人ということになりますが、地域ですが、宇和が6件です。明浜が2件、野村が2件、今回はそういうことです。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

1番源君。

○1番源正樹君 予算書30ページ、9款消防費4の災害対策費、災害用資機材施設整備事業ということで、津波から逃げるために必要な避難路等の整備に係る経費を計上するものとなっておりますが、具体的な内容及び箇所数についてわかればご説明いただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、避難路が明浜１カ所、三瓶５カ所、外灯が三瓶で１カ所、そういう内訳になっております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程３）

○議長 次に、日程第３、議案第１２９号「平成２４年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１３２号「平成２４年度西予市病院事業会計補正予算（第３号）」までの４件を一括議題といたします。

これより本案４件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で全ての質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案１１件につきましては、お手元に配付いたしております委員会付託表のとおり、各常任委員会と各特別委員会に付託いたします。

（日程４）

○議長 次に、日程第４、意見書第１４号「赤潮被害対策に関する意見書」及び意見書第１５号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書」の２件を議題といたします。

これらの意見書２件については、お手元に配付いたしております意見書文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

各常任委員会及び各特別委員会においては、各議案及び意見書について十分に審査を行い、本会議の最終日に委員会の審査の経過と結果について委員長報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

１２月１２日は午前９時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前９時２５分

平成24年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年12月12日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成24年12月12日
午前 9時00分

1. 散 会 平成24年12月12日
午前11時54分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹
2 番 井 関 陽 一
3 番 菊 池 純 一
4 番 田 中 徳 博
5 番 中 村 敬 治
6 番 二 宮 一 朗
7 番 兵 頭 学
8 番 小 野 正 昭
9 番 松 山 清
10 番 宇都宮 明 宏
11 番 松 島 義 幸
12 番 元 親 孝 志
13 番 沖 野 健 三
14 番 森 川 一 義
15 番 藤 井 朝 廣
16 番 浅 野 忠 昭
17 番 岡 山 清 秋
18 番 酒 井 宇之吉
19 番 兵 頭 勇
20 番 山 本 昭 義
21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
副 市 長 九 鬼 則 夫
教 育 長 宇都宮 又 重
公営企業部長 松 山 一 郎
会 計 管 理 者 井 上 謙 二
総務企画部長 河 野 敏 雅
産業建設部長 福 原 純 一
生活福祉部長 三 好 幸 二
教 育 部 長 兵 頭 三 樹
明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
野 村 支 所 長 井 上 尚 喜

城 川 支 所 長 徳 居 隆 利

三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳

消防本部消防長 清 水 敏 昭

総 務 課 長 宗 正 弘

財 政 課 長 道 山 升 文

企画調整課長 宇都宮 松 夫

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正

議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 皆さんおはようございます。

数日前から日本列島は、本格的な西高東低の冬の気圧配置になっておりまして、全国各地で大変な雪を観測してるような状況でございます。

西予市におきましても、けさは宇和、野村、城川、積雪を観測いたしております。そのような寒い中ではありますが、このように傍聴においでいただきました皆さんに心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまより会議を開きたいと思えます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程1）

○議長 それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせ事項に従い発言をお願いしたいと思います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。
初めに、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 改めまして、おはようございます。公明党の二宮一朗でございます。

今、議長より一般質問の許可をいただきましたので、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

ちょうど総選挙が近づきまして、今中盤から後半というときに入っております。3年前に二大政党化を目指す中で、一度やらせてみたらという世論の風で民主党政権が誕生いたしました。3年3カ月を経過いたしました。現状につきましては、それぞれ国民、市民の皆さんお一人お一人が感じておられることと思いますけれども、その二大政党化はどこへ行ったのかと。今今回の選挙においては12の政党もが立候補をして、逆に政党がふえているという状況ではないのかなと。そういう中で、西予市民の皆さん、そして国民の皆さんには本当に国政を任せれる一票ということを、貴重な一票ですのでお願いをして、そしてそれが反映をされる日本になることを祈念をいたしましてスタートさせていただきたいと思っております。

今回質問させていただきますのは、大きく2つの点を質問をさせていただきます。

1つ目として、介護の現状についてということで何点かお伺いをしたいと思います。

この質問につきましては、過去にも平成21年9月議会また3月議会、そしてことしの1月議会においても高齢者問題、介護等質問をさせていただきました。今から特に団塊の世代が60定年を迎えられてだんだんふえてきて、介護また後期高齢者に近づいていくという中で、避けて通れない問題ということで、また質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、在宅介護の現状についてお聞きしたいわけですが、その中で、今施設入所希望者等の待機の人数が多いということよく耳にします。今の現状をどのように把握されておるのか、まず1点目、お伺いをしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

きょうの外は白銀の世界となってまいりました。いよいよ冬の到来を感じさせるようなこととなりましたけれども、ことしも残すところ20日となりました。また、衆議院総選挙が残すところ5日ということで、非常に白熱している時期でもございます。

この1年間、お互い4月に選挙の洗礼を受けて、その後この議場においても議員各位よりいろいろな視点から多方面の質疑、質問を承りました。この質問、質疑が行政を執行する上で次の一手を進める原動力になっている分に対しては、感謝を申し上げます。

きょうとあした2日にわたりまして6名の議員から一般質問をお受けいたしますけれども、質問を通じ議論をする中で次の一手になればと、このように願っております。

質問につきましては、私が回答するほか、専門性の高い分野は適宜理事者、部長に回答させますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまの二宮議員からの施設入所希望者の待機人数の状況についてのお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

市内にあります特別養護老人ホーム6カ所、それから介護老人保健施設3カ所における入所待機人数につきましては、平成23年1月末現在の実態調査によりますと、重複者を除きまして特別養護老人ホームで384人、介護老人保健施設では185人となっております。雑駁な計算ではございますが、1施設当たりそれぞれ64名前後の待機者ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

それで、施設入所希望者の待機の状況を今お答えいただきましたけれども、今後先ほど言いましたように、団塊の世代がだんだんと高齢化をしていきますと、もっともっとこれは深刻な状態じゃないのかなと。三好市長も団塊の世代の最後の年

代と言えるし、私自身もその後に続く人間として非常に不安といいますか、私らのころはどうなるのかなというちょっと不安もございます。今後将来を見据えて、今のこの待機入所希望者対策として、西予市としてどういうものが考えられておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの関連質問につきまして回答をお答えしたいというように思います。

まず、施設整備計画につきましては、県、市の指定によりまして介護保険事業計画に基づいて進めているところでございます。

当市におきましては、施設内の整備状況につきましては、平成23年10月1日現在におきまして県内で3番目の高い整備水準となっております。それから、在宅サービスに加えて施設サービスを受ける場合、つまり特養施設とか老健施設とか、そういった施設にサービスを受ける場合でありますけれども、これにつきましては在宅サービスに加えて高額なものとなっております。介護保険料の上昇の要因となっております。

したがって、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の中で、入所待機解消を踏まえまして、給付費との負担のバランスを調整しながら整備をしていく必要があるかと考えております。

ただもう一点、今介護予防という視点で捉えていきますと、現在第1次介護予防とか第2次介護予防というような事業を進めておるわけなんですけれども、こういった介護予防を遅効性で、即効性はございませんけれども、遅効性の中にありますけれども、こういった取り組みも継続して取り組んでいくことによって健康寿命、つまり元気で長らく自立して生活ができるというような層の健康寿命の向上につながるというようなことでございますので、こういう介護予防を重点的に進めていくことで、そういった待機者の解消にもつながっていくというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 介護の整備というか設備を充実していくと保険料が上がるという、ちょっともどかしい状況を今後どういうふうに、これは国がしっかり考えていただかないといけないということではあるんですけども、西予市としても市民の皆さんのことをしっかり考えると、本当に次の6期では見える形でしていただきたいなと要望をしておきたいと思います。

それで、本題の在宅介護ですけども、今の施設入所希望者の人数、大方600人近く、多分在宅介護ということになるんだろうなと思うんですけども、今の在宅介護の行政が把握されている人数はどのぐらいなのかという点、まず1点目としてお伺いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員からの在宅での介護人数についてのお答えをしたいと思います。

平成24年10月末現在における介護認定を受けましてサービス利用されております在宅人数につきましては、1,751人となっております。

その内訳といたしましては、要支援の方が611人、要介護の方が1,140人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 両方合わすと1,751人ということで、私自身の予想よりもかなり多いなということでちょっと驚いたわけですけども、在宅で介護をせざるを得ないという待機も含めて、老老介護であったり、あと家族介護の大変さということも今テレビ等でそれが事件につながったりということもあつたりということで、在宅介護、先ほど言った介護保険料との兼ね合わせも考えていくと、今からやっぱり在宅介護に頼らざるを得ないという点とか、そこに要するに支援をしていくにはどうしたらいいかというところがやっぱり求められるのではないかなと考えるんですけども、今行政として在宅の方また在宅介護に対して、どのような支援があるのかというところをち

よっと教えていただきたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの在宅介護者への支援の現状ということで、介護側のほうの方の支援というふうな立場での現状でございますけども、在宅介護者への支援ということでございますけども、まず在宅での寝たきり高齢者との介護者に対しましては月額1万5,000円の介護手当を支給しております。その条件といたしましては、住民税非課税世帯の所得者としておりまして、現在市内全体では53名の方が該当となっております。手当の支給につきましては、介護手当支給判定委員会で決定しております。

また、同じく在宅の寝たきりや認知症の高齢者などを介護されている家族に対ししても、紙おむつや尿取りパットなどの介護用品を年額3万円を上限として支給しております。その条件といたしましては、同じく住民税非課税世帯所得者で、介護度4または5に認定されている高齢者の方を在宅で介護されている家族としております。現在、市内全体では87名の方が該当となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今トータルで延べにしても140名ぐらいですかね。在宅介護1,750人に比べて1割にも満たないというふうなのが現状じゃないかなというふうに思います。

寝たきりとか介護度4というのが条件がついてますけども、それ以外でも家族で家で介護をされるということに関しましては、いろんなご負担、ご苦労、精神的な面も含めてあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうことに対して在宅で介護されている方からの行政に対するご要望とかそういうもの、ケアマネジャーとかそういう方が訪問されたりすることがあると思うんですけども、そういうことを行政はどのように、苦情とはいいいませんけども要望といひますか、そういうもんを把握されとるかということをやちょっと1点伺いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの関連質問に対してお答えをいたします。

行政側といたしましても、現場のケアマネジャーさんのほうから一部、そういう介護する側のほうの立場あるいは受ける側のほうの立場からの現場の声を若干はお寄せいただいております。

その例を話させていただきますと、まず医療処置をされた方の入所に対する取り扱いでございますけども、これについてはなかなか時間を要していると、その病院側から対応されて特養とか施設に入る際に、そういった時間を要されるといったような声やら、それからショートステイを利用する場合でございますけども、これらについては急な利用の必要がある人がなかなか入れないといったような声も聞かされております。それから、介護する側の家族側のほうのモラルの欠如といひますか、これにつきましては家族が非協力的だとか、あるいは被介護者に対しての経済的な虐待をしているとか、お金をせびるといったことですが、そういった事例とか、それからあと認知症を抱えられている独居老人の方が多いと、ふえていっていると、こういったような声が私どもの行政側のほうに寄せられております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 なかなか思っても言う場所がわからないとか、どこへ言っていかわからないという方も含めて、在宅介護されているご家族にはいろんなご苦労があると思いますんで、しっかりそういうところを聴取するというか、そういうご意見を集める努力というのもぜひしていただきたいなと思っております。

私たち公明党では、以前介護のアンケートを実施いたしまして、それをもとに新・介護公明ビジョンというのを2年前に発表したんですけども、その中で在宅介護支援強化という点でアンケートした中で、先ほど言いましたように、介護する家族の身体的、精神的、経済的負担が大きいというのが53%あって、最も大きかったということから、今お話しありましたショートステイ等、ちょっと用事があるときに二、三日預かって

いただくというのも確かに今あるんですけれども、家族介護者の休憩、休息を保障するレスパイトケア事業の拡充が必要じゃないかということ、今は確かに県外に行かにかいかんから二、三日見てもらおうとか、そういう本当やむを得なしのときに利用されてるのが現状やないかなと思うんですけれども、そうではなくて、ちょっとやっぱりリフレッシュをしたいなという、普通の会社員であったら有給休暇みたいな、そういうものが実際にあれば、本当に心のケアとして助かるのかなということなんですけれども、そういうことにつきましては行政としてはどういうふうを考えておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

公明党さんのほうで調査をされた結果として、そういったこんなケースとか、あるいはレスパイトといったようなことに対するご要望があるように伺っておりますけれども、現状としてはさまざまな困難ケースが予想されておりますので、行政側としても個々のケースについて対応することは難しい点もあるかと思うんですけれども、この問題に関することにつきましては、包括センターが中心に対応する受け皿というふうになるわけなんですけれども、そういったところとか関係機関との連携、協力を図って、よりよい支援ができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 西予市の介護、西予市だけに限らないかもしれませんが、介護の事業につきましては民間といいますか、総合福祉会とかそういうふうなところであったり、社協であったりということで、何か行政からちょっと離れたところで実際には運営されてるなという点がありますんで、本当に今部長言われたように、その連携をしっかりと、民間がやってるからいいんじゃないかと、行政としての責任、監督責任といいますか、指導責任といいますか、そういうところはやっぱ

りしっかり自覚をして取り組んでいただければと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

在宅介護については、このぐらひにしておきたいと思っております。

次に、先ほど冒頭にも言ひましたけれども、介護保険についてですけれども、今後こういう介護人口がふえていく、高齢者人口がふえていく中で、介護サービスと保険料の見通しといひますか、先ほど次の6期という話もありましたけれども、そういうのが具体的にある程度想定されれば、お答えいただければと思ひます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の介護サービスと保険料の今後について、私のほうから回答させていただきます。

超高齢化社会の到来を目前にして、安心して老後を送ることができる長寿福祉社会を実現していくためには、老後最大の不安であります介護サービスがいつでもどこでも誰にでも提供されることが重要となっております。平成12年度に介護保険法が施行されて以来、円滑に実施され、地域におけるサービス提供体制の確立を図ることから、3年を1期として介護保険事業計画を策定することをされております。

ご案内のとおり、現在第5期の計画を策定して、今年度から26年度までの3カ年において、その計画に基づきサービスの充実を図り、介護が必要になっても安心できるまちづくりを進めているところでございます。

具体的な整備内容といたしましては、認知症グループホームの増床及び4ユニット36床分の新たな整備などが主なものであります。同じく保険料についても、介護保険事業計画の中で定めており、3年間の給付費を見込んだ上で基準月額を4,700円としております。県内では4番目に低い基準となっております。ちなみに、全国では平均が4,972円、愛媛県平均では5,379円でありますから、介護保険創設当初から認定者数は毎年増加の一途をたどっており、それに伴ひ給付額は年々増大しております。

今後も増大することが予想され、保険料についても同様に上昇していくと推測しております。給

付と負担のバランスを確保していくことは大変難しい課題であると考えております。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 認識は多分そういう認識だろうなという想像の域ではございましたが、ただいまの確かに今県内では安い介護保険料ではありますが、先ほども言った団塊の世代が上がることによって、5年先、10年先にどんと一挙に上がるという何か懸念というか心配があるわけですよ。そこのところを先ほど言いましたように、国がしっかりしてくれなければならないんですけれども、西予市としても早目に対策をぜひ打ち出していただければと思っております。

それでは、次に介護ボランティア制度について何点かお伺いをさせていただきます。

平成21年9月議会において、介護ボランティア活動の導入推進をしたらどうかという質問をさせていただきました。そのときに、当時の炭倉部長が答弁をいただきましたけれども、最終的には検討するという多分答弁やったと思うんですけれども、検討されたのかどうかという点をまず1点目お伺いしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの介護のボランティア制度についての検討されたかどうかということについての答弁をさせていただきます。

去る平成21年9月議会における二宮議員からのご質問後、社会福祉協議会と合同で久万高原町を視察いたしまして、その取り組みを参考に検討を行ってまいりました。その結果、本市では社会福祉協議会の事業を初め、老人クラブや食生活改善推進協議会などの各種団体においての高齢者の方々が、主体的にボランティア活動が無償で行っている現状にあります。

先進例のポイントが付与されまして現金化が可能になります当該事業を導入するに当たっては、既存のシニアボランティアとのすみ分けやポイント付与範囲の明確化、これらの問題解決が欠かせないといったような問題がございます。

管理主体となる社会福祉協議会との検討におき

ましても、県内での事業実施状況を見ていますと、現在1市1町の実施のみで、いまだ定着したと言えないというような状況にあります。このようなことから、現時点では市としては実施するとの判断に至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 検討はしたけども今のところは見合わせているという答弁かなと思いますが、非常にちょっと残念であります。

2年前に質問をしたときに、同じように私どもの公明党の今治市の議員が質問をいたしまして、今治市ではことしボランティア制度が発足をいたしました。今治は大きいですから、今治市よりはうちのほうが早くできるかなと私なりには思っております、ことし1月の元気な高齢者づくりというのにも触れようかなと思ってたんですけども、そのときはちょっと見合わせまして、きょうに至ったというわけなんですけれども、2年前に質問したときには全国でも30ぐらいのケースだったのが、今40ぐらいに多分ふえとるんじゃないかなと思います。

これは、1月に質問しました今後の元気な高齢者づくり、先ほどからの続きになりますけれども、本当に近い10年先にはどうなるのかなということ考えたときに、まず介護者をつくらないようにするにはどうしたらいいかと。先ほど部長の答弁にもありましたけれども、その介護の予防という観点から本当に生きがいを持ってボランティアをしていただく。もう一つは、先ほど1点目の質問の在宅の支援という、これにも今後介護される人がふえるということは、介護する人がそれだけ要るということですよ。

そこのところも考えたらぜひ、よそが始めたからじゃなくて、もっともっと先に始めとってよそに教えてあげるくらいの気持ちで僕は取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、そういう点は考えていただけないかどうか、ご質問いたしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 今、二宮議員からおっしゃ

られましたとおり、介護支援ボランティア活動につきましては、高齢者自身が社会参加や地域貢献を行うことでみずからの介護予防や健康増進を図れる、そういうような重要な取り組みだということは行政側としても認識をいたしております。ですから、今後につきましては県内の当該の先取事例の普及状況、そういったものの動向を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それともう一点、その実施者が社協ですかね、そういうところになるという答弁もありましたけれども、香川県の小豆島なんかでは独自で町が運営しているという事例もありますんで、ぜひそのところも検討していただいて、社協へ任せただけじゃなくて、市が実際に直接そういう担当課を、または担当の係を設けて実施することもやぶさかではないんじゃないかなと思いますんで、ぜひご検討をいただきたいなと思います。

もう一点、さらに関連してですけども、行政としてはどういうところで介護予防をしようと、また今されとるかというところを1点質問させていただきますと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの関連質問についてお答えしたいと思います。

介護予防事業につきましては、ご承知のとおり、地域支援事業の一環として進めておるわけでございまして、まず介護予防第2次事業でございしますが、これで西予市が取り組んでいる主な行事を列挙させていただきますと、これはいわゆる要支援1、2というふうな対象の方、要介護に近い方を対象にした事業でございしますが、まず運動器の機能向上事業、それから口の中ですけども口腔器向上の事業ということで、元気はつらつ健康教室。

それから続きまして、いわゆる比較的健康的な高齢者の方の事業ということで、介護予防第1次事業というのがございますけども、それらにつきま

しては高齢者健康相談事業、それから高齢者健康教育事業、高齢者水中運動教室事業、それから高齢者筋力向上トレーニング事業、そういった事業を実際実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 1月で質問した内容と余り変わらないかなと思いますが、介護予防施策をされてはおりますけれども、あのときも言いましたように、利用されとる方の人数が物すごく少ないんですよ、実際には。そういうところの広げ方をどうしていくかというところをやっばりもうちょっと研究をしていただけないかなというふうに思いますし、知ってる人は知ってるんだけど、そんなんあるのという人も実際にたくさんおられるわけですよ。そこへの周知の仕方をどういうふうにしていくのかというところも、ぜひ研究をしていただいたらと思いますんで、よろしくお願いします。

それでは、介護の最後の質問になりますけども、今認知高齢者というところがたくさんふえてるというのも全国的な問題になっております。それと、認知高齢者も子供さんらはよそにおいて自宅で1人おられる方が認知になってきてということで、いろんな財産保全の問題等、そういう問題が全国的に多く事例が言われておりますけども、そういう中で成年後見制度というのが今利用されてると思うんですが、その認知高齢者が例えば申し立てをされた件数をどのぐらい把握されているのかというのを1点まずお知らせいただきたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員からの認知高齢者の申し立て件数についてのお答えをしたいと思います。

まず、成年後見制度についてお答えしたいと思います。

成年後見制度とは、ご承知のとおり、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が安心して安全に生活できるよう保護し、支援するための制度でございます。

手続に関しましては、家庭裁判所に後見開始の申し立てを行い、裁判所が後見開始を決定の上、後見人を選任することになります。選任された後見人には、法定代理人として判断能力が不十分な方の財産の管理、福祉サービスの利用などについて支援を行っております。

ご質問の後見開始の申し立て件数でございますが、全国的に申し上げますと平成19年においては2万1,151件、昨年平成23年には2万5,905件と年々増加している傾向にあります。

西予市に限った申し立て件数につきましては把握できておりませんが、松山家庭裁判所宇和島支部に問い合わせをいたしましたところ、管内の申し立て件数は平成22年度28件、平成23年度につきましては26件となっております。

なお、認知高齢者に限った申し立て件数につきましては把握してないとのことでしたので、現在のところ不明でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の答弁の家庭裁判所の答えですかね、管内というのは県内ということですかね。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 これは、松山家庭裁判所の宇和島支部の管内ということでございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 はい、わかりました。宇和島支部の管内ということで、内予というふうに捉えたらいいかなと思います。

なかなかこの問題はプライバシーとかいろんな問題があって確かに難しいと思いますけども、どこに相談していったらいいかわからないとか、そういうこともたくさんあると思うんですね。ですから、法律の問題ですんで司法書士さんとか、弁護士さんとか、普通の一般市民からしたら敷居が高いというところもあるし、どのぐらいお金がかかるのかなとかというご心配もあるということ

で、例えば行政でこの課に行ったらそういうことがわかりますよと、申し立ての仕方をまた教えますよとか、そういう窓口ができないかなと思うんですけども、そういう点はいかがでしょうか。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまの関連質問についてでございますけども、直接的な窓口と申しますと、地域包括支援センターのほうでそういう詳細な指導、周知をいたしております。もちろん行政側としても対岸の火事ではございませんけども、もちろん直接行政側の担当部局のほうでも、ご照会いただければ回答はできるというふうに思っております。

具体的には、ケースケースの紹介がございますけども、そういった中で制度の周知等、利用についての促進を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ないことはないというご答弁だと思うんですが、岡山県の井原市というところのホームページを見ていたら、成年後見制度利用支援事業というのがあるんですね。僕も井原市というのとはどこかなと初めてちょっと聞いて調べてみたら、人口が4万4,000人ぐらいなんです。ほとんど同じような規模で、まだ山間地といいますか、ちょっと宇和町みたいな感じの雰囲気かなというふうに一応認識しとるんですけども、その市のホームページにあったことなんですけども、成年後見制度の利用が必要な高齢者を支援しますということで、その利用相談、包括支援センターはもちろんされとるんですけども、その支援事業の中で申し立て費用の助成についてということで、生活保護者またはそれに準ずる人で、後見等開始の審判申し立てに関する費用を調達することが困難で、助成を受けなければ成年後見制度が利用することができないと認められる高齢者について、申し立て費用の助成をしますというのがありまして、これが上限額6万5,030円というのがありました。

また、成年後見人等への報酬の助成についてということで、これについても在宅については月額

2万8,000円とか、施設については月額1万8,000円とかというのが載ってありました。

要するにホームページでアクセスしたら、こういうことがあるんだとか、ここ言ったらわかるんだというのが明確に出るといふところ、市が積極的に成年後見人制度を支援してますよというアピールといいますか、市民の人に周知する方法としてはこういうこともいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう点は今後可能かどうか、1つお聞きしたいと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまの再関連質問にお答えしたいと思います、そういう制度自体の助成のあり方としてのことだと思うんですけど、現在につきましては市のほうではそういった特段な助成はしておりません。してませんですけども、そういったことが他県、他市のほうでそういう実例があるとすれば、そういったことを情報入手させていただいて、その実現性に向けての検討、研究はしなければならないというふうには思いますので、そういったところを調査させていただきまして対応させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

○議長 三好市長。

○三好市長 まず、二宮議員のいろいろ今までの質問についてのちょっと関係で私の考えを話させていただきますけれども、私は福祉の国境論という言葉をよく使わせていただきました。これは、ある町は特段こういうことをして、ある町はしない、隣の町と隣の福祉が違うというのはこれは根本的にまずいんですよね。そこに国境をつくったらいけない、福祉は国境があったらいけないというのが私の根本的な考え方です。

したがって、例えば愛媛県内だけでも同じ方向に向いて福祉をやっていくということが大事であります。例えば、県都の松山市が大きいわけですが、そこがどんどん福祉をやって、例えばその隣の町がそれだけの財がなくて福祉ができなかったら、これこそ問題です。

したがって、私はその福祉の国境論を常に言っ

ておりますけれども、根本的にはそう考えないといけません。だから、今の成年後見人制度の例えば助成、井原市がやられておることについては、それは尊敬もいたしますけど、それはうそです。国がやらんといけない、あるいは県がやらないといけない。そういうことを私どもが反対に例えば公明党さん、特にこういう福祉の問題、市民レベルの問題については非常に私はすばらしい発想をされてやっておられます。ぜひ私ども一緒に国に訴えていただくようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 最後に市長に答弁いただこうかなと思って今思ったんですが、先に言われました。

今の市長の福祉の国境論、もう何回もこの場でもお聞きをしておりますし、私なりには理解をしております。確かにそのとおり国がやるべきこと、それはもう一番でございます。ただ、国がやるといっても、地方には地方のやっぱりそれぞれ事情があって、高齢化率も違うんですよ。高齢化率が全部が一緒やったらそれは構いませんけども、ここは高齢化率が高い、ここは高齢化率低い、同じ施策は絶対できないじゃないですか。そこを言ってるわけですよ。

先ほど公明党の話も言っていただきましたけれども、私たち公明党が地方でこういうふうにお話をして、この行政はできましたよということで愛媛県、県内、国に広がるということを目的に我々も一生懸命一般質問等で言わせていただいているという点でありますとか、また今の児童手当、これもある千葉県の地方議員で、地方の一つの市でまずできたということがきっかけで、今この日本の教育行政の根本になる、要するに児童手当というものができたということを理解をしていただいて、先進的にやることも僕は絶対にうそじゃないと思うんですよ。今市長はうそと言われましたけれども、絶対うそではないと。まずそれを見本を示していくということも、僕は一つ行政のすばらしいあり方じゃないかなと思いますので、答弁は結構ですけども、ぜひそういうふうに考えていただきたいと思います。答弁いただけますか。

じゃあ、お願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 これこそ一問一答だと思いますんで、答弁をさせていただきたいと思います。

今の問題については、私もある一面非常に興味を持っておるところでございまして、先進的な事例ということをつくることには非常に大事であります。

特に今回、国の社会保障と税の一体改革の中で問われた問題があります。それはどういうことかといいますと、国が福祉をやっておるんであって、地方は福祉をしてないということが問われました。このときに全国市長会は、いや地方が単独事業でやっておるんだよ、だから今回の消費税を上げることの問題について国自身だけがやっておって地方はやらないということであつたら、私どもの地方は全国市長会は、国の福祉のものについてはお受けしないということで全国市長会が立ち上がりました。1日で全部ひっくり返ったというのは、地方にそれぞれの単独に福祉事業をやっておるということでありまして、1日にひっくり返った大きなことの提案が全国市長会からありました。

こういうことで、全国の中ではそれぞれの市町がいろいろな福祉をやっておるというのが現実であります。したがって、その結果として今回消費税の値上げの中で地方単独事業を含めたパーセンテージとして地方消費税として加算されるようになってきたというのは現実であります。その中で私どもは次の一手としては、その消費税を値上げされたときに地方の消費税分をどのようにして介護等々に含める、あるいは成年後見人制度の中の手当てをするかというのは次の問題としては重要なテーマになってくると思っております。その時点で私どもも次の一手として考えていくべき問題が多くあるのではなかろうかなと、このように思っております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。介護につきましては、先ほどから言っておりますよ

うに、介護するほうのいろんな問題も、介護従事者の処遇改善等も含めて、今まで公明党としても提案をさせておりますんで、ぜひまたご参考にしていただいて、西予市もそういう介護行政をお願いしたいと思っております。

次に、スポーツ立市に向かってについて、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

西予市は、スポーツ立市を三好市長掲げられておりまして、その中での一つなのかなと思いますけれども、総合型地域スポーツクラブというのが今立ち上がっております。

今3カ所。以前は我々体協ということで親しんでおったんですけれども、その設立してからの西予市民に要するにどのようによかったのかとか、検証をどのようにされているのかという1点をまずお伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ご質問の案件でございますが、現在市内には3カ所ございますが、文化の里スポーツクラブ、三瓶スポーツクラブ、のむらスポーツクラブ、3つのクラブが設立されております。

いずれも地域住民の皆様の主體的な運営がなされておりました、どのクラブでも地域の誰もが行いたいスポーツを選択できるよう、いろんな形で多くの種目が用意されております。

ご質問の検証でございますが、現時点では本格的な検証は実施しておりませんが、身近な地域でのスポーツを楽しむことができる新しいタイプの組織だということで、スポーツの関係者や会員の皆様方からは肯定的な評価を受けていると思います。

また、各種の健康づくり教室とか、アスリートを招聘してのスポーツ教室等を通じて、スポーツによる健康づくりや技術の向上、いつでもどこでも誰でもいつまでもというのがクラブの理念でございますが、浸透を図っておられると思います。

生涯スポーツの関係でも一定の効果を果たしていると、私どものほうで考えてるところでございます。

現在会員数1,100名でございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 総合型地域スポーツクラブにつきましては、専門性のところから生きがいくくりという幅広いところまでいろんな理念があると思うんですけども、今答弁いただきました1, 100人が多いのか少ないのか、以前の体協のときと比べてどうなのかなと。私も少しですけども、スポーツをかじっておりますけれども、そういう意味において体協時代と今と全く余り変わらないんじゃないかなという認識なんですよね。一般市民からしたらどこが変わったのみたいなのところがたくさんあるんじゃないかなと思うんですけども、その普及に関して、普及さすもんなのかどうかというの僕にはわからないんですけども、運営がそれぞれの自治体に任されているという点に関しては、行政としては指導的なものはあるのかなのかというのがちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 スポーツクラブですが、本来目指すべき理念が、いわゆる行政主導型のスポーツから一歩進んで地域住民の運営によるスポーツというところが理念でございますので、今までの形と違うと、先ほど申し上げました。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 この地域型スポーツクラブは当初t o t oの助成で多分スタートしたと思うんですけども、その何年間かの間で、スポーツクラブの要するに地域それぞれにしっかり運営できるように指導するための資金というふうに僕はちょっと理解しとったんですけども、例えばそれがなくなりますよね、もう、多分1年か2年したら一番最初のところは。その後の運営ができるんかどうかという、会員が例えばこの人数で本当に運営していけるんかどうかという、ちょっと疑問があるんですけども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 今後の運営という問題でござい

ますが、t o t oの助成は設立5カ年実施されます。でございますから、現在三瓶地区と野村地区がt o t oから助成を受けている現状でございます。ですから、助成を5年間の間に自主的な運営ができるように会員の獲得、財政上の問題も自立するような方策をよく検討していただきたいというのが5年の期間でございます。

その後の運営でございますが、やはり運営については会員の獲得、それから市民の皆さんがどういうスポーツを望んでおるかというデータは一応アンケート等で把握しておりますが、それをどのように提供していくか、指導者等の確保が大きな問題になると思います。

この件につきましては、まだ三瓶地区がことしで4年目、野村地区が1年目ということもございますので、適切な時期に活動結果とかクラブの現状等をアンケート等により把握しまして、その現状分析に基づき、市がどのような支援ができるかということを検証してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 時間もなくなったんで最後なんですけれども、今支援の方法を考えると云われましたけれども、最初の5年間はスタートでこういう事業をしますよということでよかったんですけども、支援がなくなったらこういう事業もこういう事業もできませんねというのではスポーツクラブの意味ありませんので、行政が、先ほど介護の問題もそうなんですけれども、それは地域というか民間に任せたんだからという意識だけで、行政はちょっと手離れましたよみたいな、そういう高いところから見る視線で一つ一つの事業をやられると今後問題なのかなと思いますので、そういうところはしっかり市民目線で目を向けていただければありがたいなと思っております。

いろんな行政のあり方等も含めてですけども、全て市民目線で行政を運営していただけるということを信じて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 ここで暫時休憩いたします。（休憩 午前9時58分）

○議長 それでは、再開をいたします。（再開
午前１０時１０分）

次に、９番松山清君。

○９番松山清君 平成２４年第４回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告書に基づき一問一答方式で質問いたします。

私は、西予市議会議員９名で１１月１５日から２２日までの８日間、ドイツ、オランダへ視察研修へ行かせていただきました。感想を一言でいうと、なぜもっと早い時期にかの地を訪れなかったのだろうかという反省の念と、さらに西予市の子供たちには社会に出る前に、あるいは自分の人生を決定する前の段階で、ぜひともこれまで交流の歴史があるヴュルツブルクを訪ねてほしいというふうに思いました。そこで学ぶべきものが数多くあり、歴史を大切にする生き方、ごみ問題、燃料や電気、まちづくりや中世の町並み、建造物の保存、そして生き物に対する考え方や偏西風を主とする風の利用等、日本よりもずっと考え方や取り組みが先を行っており、その全てが長い時間の中で育まれてきたものでありました。

今回の視察は、再生可能エネルギーの先進地研修という目的がありましたが、それに加えておイネさんのゆかりの地を訪ねることにもなり、シーボルトが生まれたヴュルツブルクを中心とした家畜ふん尿にトウモロコシや食料廃棄物をミックスしたバイオマス発電システム、太陽追尾式太陽光発電所、ごみ処理場でありながら発電し、地域冷暖房システムの温水を供給し、さらには焼却灰から鉄や銅、アルミニウムを回収するという複合型処理施設、環境問題を子供たちに学習させる環境ステーションなど、ヴュルツブルク市におられますラングナーさんのお世話により意義ある研修を多数することができました。

また、ラングナーさんはヴュルツブルク市において日本との窓口の役割を担っておられ、市長との意見交換の場をつくっていただいたり、ご夫妻も研修に同行していただいたりと本当に親切な対応でうれしく思いました。遠く離れたドイツの地で、西予市からやってきた私たちにこれほど気を使っていたくということは、これまでの先輩方の長年の交流の成果でもあります。

１０月１８日には、西予市おイネ賞事業の日独蘭晚餐会でラングナーさんご夫妻と米博物館でお

会いしていただけに、これまで培ってきたきずなというものはとても重要な意味があるということも改めて感じたところです。そのような研修を通して、熱い思いをたくさん感じているのですが、本日は３件について質問をいたします。

まず初めに、国際交流についてお尋ねいたします。

旧５町がそれぞれ国際交流をやってきたと思うんですけども、その旧５町がどのような国際交流をやってきたのか、あるいは西予市の取り組みなどについてお尋ねいたしますが、旧５町、これまでの中でこういったことをやられた実績があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成１６年度から児童・生徒国際交流事業を実施をいたしております。その実績でございますけれども、小学生をアメリカのグアムへ派遣しております。本年度は２４名、累計では１７０名を派遣をいたしております。中学生につきましては、オーストラリアやニュージーランドへ派遣をいたしております。本年度は、オーストラリアへ２５名、累計では２１７名の実績がございます。

旧５町では、それぞれの町でさまざまな国へ派遣をしたり、その派遣についての支援をしたりしておりますが、その主なものにつきましては、宇和町では中学生と高校生をドイツやオランダ、そして三瓶町では小学生をアメリカのグアム、中学生をオーストラリアへ、明浜町、城川町では中学生をオーストラリアへ派遣や支援をした実績がございます。

また、住民対象としましては、明浜町では明浜町海外派遣協会がアメリカ、フランス、中国、ブラジル等へ派遣をいたしておりますし、野村町ではアメリカ、オーストラリア、韓国、モンゴルなどの国際交流の支援を行った実績がございます。そして、城川町でもドイツ、フランスなどに欧州の派遣の実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ９番松山清君。

○9番松山清君 ただいまお聞かせいただいたように各町それぞれ取り組んでいて、国際交流というものがやはり行政主導型で取り組んでやっていたかなければならないという一つの側面があって、その大切さというものがあるんじゃないかなというふうに思うわけでございますけども、今いろんな旧5町が取り組んでおる中で、今度西予市が国際交流について、今後どう取り組んでいくのかということについて、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますが、国際交流への取り組みは今言いましたように、平成16年度から児童・生徒につきまして交流を行っております。これは、小学生では肌で感じる体験学習を行うとともに訪問国の実情を学んだり、その交流を通して親睦を深め、国際感覚の養成を図るということでございまして、また中学生につきましては、ニュージーランドやオーストラリアへ派遣して、語学研修を中心にホームステイによる生活習慣などの体験を通して国際的な感覚の涵養と視野を広めて、国際時代にふさわしい人材の育成をするということでございます。

さらには西予国際交流協会が、英語を通して国際社会を学び視野を広め、世界的、地球的視野で物事を考え、世界に飛び立つ子供を育てるということを目的として開催しております国際教養講座の支援を行っているところでございます。

そのほかには、愛媛県の海外協会が行うブラジル県人会と研修生相互派遣事業でブラジル人を短期研修を西予市で受け入れ、市民によるホームステイによる受け入れや各施設の視察研修や歴史文化体験などを実施しております。

さらには、県レベルでの国際交流の講演会やセミナーへの出席を初め、青年海外協力隊の募集などについてホームページに掲載したり、チラシの配布などを行い、国際交流事業のPRに努めております。国際交流は、やはり大切なことと捉えて推進をいたしております。

以上、答弁いたします。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 国際交流について重要だというお考えで、それは大変そういう考えでこれに取り組んでいただきたいと思うわけですが、実際さまざまな国際交流の事業をやられておるわけですが、今現在の予算規模と市の負担のあり方、例えば半額補助をするとかいろんなやり方があると思いますけども、その中で特に代表的な児童・生徒を派遣するといったようなことについてどういう市のあり方なのか、お尋ねいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今負担割合についてということでございますが、先ほども言いましたように、小学生をグアムのほうに行かせておりますけれども、そして中学生をオーストラリア、ニュージーランド等に行かせておりますけれども、ことしの委託料総額につきましては1,662万円を計上いたしております。

そのうち、グアムにつきましては531万円余りとなっております。ここの場合の負担割合でございますが、1人当たりの必要経費は18万2,900円でございます。その負担は補助を2分の1の補助といたしておりますので、その半額が個人負担ということになります。中学生につきましては、オーストラリアやニュージーランドへ11日間行かせてますので、金額的には事業費は1,131万円、ことしの予算の中でございますけれども、1人当たりの必要経費は39万円でございますが、余り個人負担を多くすると参加が難しくなるというようなこともありまして、自己負担の上限を15万円といたしておりますので、ことしの場合は市の補助金は残りの24万円ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 今の現状の実態といたしましうか、それがさらによく理解できたわけでございすけども、そがいして行った子供たちは相当成果を得て帰ってこられと思うんですけども、今の金額、予算規模から考えますと、全ての子供たちが行けるわけではないのじゃないかというふうな気がいたします。ですので、本来ならば予算

をふやして、もっとたくさんの子供たちが行けるようにという考え方もあるかとは思いますが、やはりその適正な負担のあり方も必要じゃないかと思うわけでございます。

それで、今後の取り組みについてでありますけれども、やはりもっとたくさんの子供たちを行かせてあげる環境づくりというのは、非常に重要なことじゃないかと思うわけでございますが、先ほどの答弁の中で効果というのは大体お答えいただいたと思うのですが、そうやって今後もう少したくさんの子供たちを行かせてあげられないだろうか。

予算をふやすという方法もあるかもしれませんが、もう一つ、1人当たりの補助額をちょっと削っていく、そのためにはやっぱりお金がそれだけかかるわけですから、例えばトータルで行く経費を削減するのか、あるいはもっと早いうちから啓発していくように積み立てをするとか、いろんな方法をとって、そういう子供たちが行けるようにしてあげるべきじゃないかと私は思うわけなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、いろんな考え方があると思いますけれども、当初は30名を行かすというようなことで計画をいたしました。17年から西予市一つで行かすように計画をしたところでございますが、やはり特定の方の、30名といえども特定の生徒の補助というようなことで、いろいろ意見もございました。

それで、今のところは30名程度の予算を上げておりますけれども、その年その年で燃料の関係とか、費用につきましては上限いたします。その上限した中で行かすということになりますと、予算がありますので、人数が多少二十何名とかというような形になっているのが現状でございます。理解があれば、できるだけ多くの方に行っていたきたいという基本はあるわけですが、今の現状はそういうことになっております。

以上答弁いたします。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 現実的なところは、そういうことなのかなという気がするわけですが、前向きに取り組んで今後もやっていっていただきたいということと、ぜひひとつお願いしたいのは、行きたいという子供たちがいたら、その方たちが漏れるのではなくて、やはりいろんな調整の中で一人でも多くの方が、子供たちが行けるようにいろんな工夫、努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それで、ちょっと今のご答弁の中では次の質問とかぶってくるわけですが、ヴェルツブルク市にはもう行ってないわけなんですよ。昔、私宇和町時代のときはヴェルツブルク市ばかり頭にありまして、そことの交流は合併しても続いていくのかなというふうなふうに思っていたわけですが、過去にはさまざまな形で交流がありました。西予市になっても派遣団が結成されて行かれたというようなこともありますけれども、西予市にとってヴェルツブルク市との交流でございますけれども、どういう今関係として西予市は位置づけられているのかお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、ヴェルツブルク市と西予市との交流の位置づけについて、私のほうから回答させていただきますが、ヴェルツブルク市はシーボルトの生誕地であります。現在シーボルト協会との交流を通して訪問をしているのが現状でございます。日独の文化、人的交流の促進を目的として活動しているヴェルツブルク市にあるシーボルト協会とは、シーボルトと伊能や敬作が縁となり、旧宇和町時代から西予市は積極的な交流を行っております。

シーボルト協会設立25周年となった平成22年度には、シーボルトとの縁のある日本の市の代表として、西予市へ式典参加の招待がありまして、そのときの議長と私及び市民代表者とともに参加をさせていただきました。また、今年度創立したお伊能賞事業に協会が後援をいただきました。協会の理事長でございますクライン・ラングナーさんが表彰式に出席を賜りました。

ヴェルツブルク市との交流は、今後もシーボルト協会との交流を深める中で、文化歴史の相互理解、親善交流を図ってまいりたいと考えておりま

す。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 シーボルト協会との交流ということで、現在ヴュルツブルク市との関係は位置づけられてるということでございますけれども、先般ヴュルツブルク市長を表敬訪問いたしましたときに会談の中で、以前はずっと交流をしていたが、交流がここ数年途絶えているという話が出ました。定期的な交流のことを指しておられるんじゃないかと思うわけですが、せっかくずっとおつき合いをしていただいていたといいましょうか、こちらからも訪問していたのですが、それが継続できてないということは少し寂しく思ったわけでございます。

それで、やはりニュージーランド、オーストラリア、そしてグアムのほうは先ほどの質問の中では訪問地というふうになっておるわけですが、やっぱりヴュルツブルク市とも定期的な交流を進めていくべきじゃないかと私は思うわけですが、それについて理事者の考えを伺います。

○議長 三好市長。

○三好市長 定期的な交流の関係でございますが、本来私も西予市が誕生したときに、ヴュルツブルクのシーボルト協会を中心として定期的な交流が望ましいと思っておったわけですが、議会のこの場に英語圏を生かして子供たちを派遣してほしいという強い要請がございました。したがって、皆さん方がそういう要請の中でヴュルツブルク市へ定期的に行かすことを断念したといういきさつはそういうことでございまして、それは議会からの強い要請があったということをまずもって再度確認をしていただきたいと、このように思っておるところでございます。

現在進めておりますおイネ賞事業を中心として、おイネにちなんだまちづくりにおいては、シーボルトとイネの縁を継続的に育みながら文化面における定期的な交流を図ることが望ましいとは考えております。そのためにも、今後もシーボルト協会とは密に情報を交換を行うとともに、今回のおイネ賞事業で協力いただいた在大阪・神戸ドイツ領事館やオランダ領事館との情報交換を今後

とも図る必要があらうかと、このように思っております。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 ぜひとも、今市長がお答えなられた、そういう情報交換とか交流を進めていただきたいと思うわけでございます。

そういう中におきまして、英語圏ということで中学生、高校生においては確かにそれが重要であるということも否定するわけではございませんけど、やはり1, 200年の歴史とかああいう中世の町並みとか、それと我々が学んだエネルギーに対する考え方とか、そういったものも非常に重要かと思います。ですので、そこら辺の選択肢の中の一つとして、子供たちにもそれも以前からやっていたこともあって、再検討といいましょうか、班を分けるとか、そういった形のものも考えたら取り組む方向ができるんじゃないかということと。

もう一つは、子供たち中心なんですけども、やはり市民レベルでの展開というのにも必要じゃないかと思うわけです。私たちは、個人的に行こうとすると非常にヴュルツブルクに行くのはハードルが高いといいましょうか、そういう行政が支援していただいたり、あるいは向こうのラングナーさんが協力していただいたりということがあって、すごく行きやすいということがあるわけですが、例えば今回シーボルト博物館に行きますと、地下には茶室があったりとか、やっぱりお茶の茶道とか、そういったものが文化的な交流というのがあるんじゃないかと思うわけですが、そういった団体とか市民レベルでの交流を展開していくことはできないかと思うわけですが、これを市民レベル、子供たちだけではなくて、実際に市民が行きやすくなるというようなことはできないのかお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、市民レベルの展開についてお答えをさせていただきます。

以前、みかん一座での恒例の制作によりますおイネミュージカルをヴュルツブルクでやらさせていただきましたけれども、それに対しては市も支

援をしながら、みかん一座とともにその公演をやったところをごさいますて、そのときは同時に市民の方から多くの方がヴェルツブルクに公演を合わせて参加をいただいた実績もございますて、そういうことがヴェルツブルクとの市民レベルでの交流につながるのではなからうかなと、このように思っております。

今年度におきまして、シーボルトとイネを縁とした日独蘭の交流を目的に自発的に市民グループが結成されまして、市民グループ主催で日独蘭交流晩餐会が先般開催されたところであります。晩餐会には、シーボルト協会理事長や在大阪・神戸オランダ総領事を初め、文化団体や多くの市民が参加して交流を深めました。

また、イネをキーワードとした郷土愛を育み、未来につながるまちづくり活動をサポートしていくことを目的とした新たなグループの結成も今できておるところでもございます。今年度結成されたこれらの自発的な市民グループとの活動と行政への文化事業との連携を図りながら、ヴェルツブルク市との交流の進展が望まれるところでございます。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 晩餐会に出た方々が、ぜひともそういうふうな機会にめぐり会うことを期待しております。

それで、さらに今回ヴェルツブルク市に行ったらちょっと意外だったといいましょうか、残念だったのは、私たちはおイネ賞事業などもありますし、これまでおイネさんのことについていろいろ聞いておりますし、先哲にもそういうことが展示してありますし、そういうのですごくおイネさんに対する思いが深かったわけですけども、実際ヴェルツブルク市に行ってみると、余りそこんところが、向こうとしてはどうしてもシーボルトが偉大なといいましょうか、お医者さん、家系もありますけども、であるので、まだ余りおイネさんについて取り上げられているところが少ないなということを感じました。

これは、我々がしっかりとPR、アピールしていかないと、おイネさんもそちらのヴェルツブルクの中でそういった偉業とかそういったものが伝わってないんじゃないかな、認識されてないんじ

やないかなということも感じたわけでありまして、私たちもおイネさんをそうやって基軸にして、これからのまちづくりなどに取り入れていく中においては、やはりシーボルトとおイネさんという親子の関係があるわけございますから、シーボルトについても我々も深く関連性を追求していくべきじゃないかなというふうに思いますが、そのためには長崎とか、あるいはそういったところとの交流も大事だと思いますが、シーボルトについての関連性、これをもう少し宇和町の中でも余りおイネさんのお父さんというぐらいで知られてないわけですが、もうちょっと追求するべきじゃないかと思いますが、お考えはいかがでしょう。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、シーボルトとの関連性を追求すべきではないかというご意見について回答をさせていただきます。

今回議員の方々がヴェルツブルクへ行っていたいて、ヴェルツブルク市の議場に入られたと聞いております。その壁画、あそこは市政1,300年の歴史を全部壁画にずっと描かれておりますが、その壁画の中で、私は行ったときよう見つけなかったわけでありまして、今回行かれた方々がシーボルトとイネさんの壁画があったよということをお聞かせいただきました。非常に私もそれについては感動したわけでありまして、もしそれがそこに本当に壁画の中にあるとしたら、ヴェルツブルクの方々もおイネさんに何らかの意識があると、このように判断をしたところでございまして。

そういうことを考えまして、シーボルトを起点として娘イネが少年時代を過ごし、門下である敬作が開業した一都市として、今までヴェルツブルク市との交流を行ってまいりましたけれども、今後イネとともに医師であり博物学者であるシーボルトが日本に残した功績や、シーボルトの教えを受けた敬作がこの町に影響を与えた近代思想等についても、長崎のシーボルト記念館との情報連携も図りながら、学術面での調査研究を図って、イネにちなんだまちづくりを推進する上でシーボルトと縁のある西予市として情報を発信していくことが必要じゃないかと考えております。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 市長の思いというのが、我々もヴェルツブルクへ行って非常によく感じましたし、ぜひそれは推進していくのは重要じゃないかというふうに感じました。ですので、そのためには交流をしっかりするという基本的なところは僕らの意識の中でもう一遍再認識されたわけですが、そういう中でやはり西予市いろいろと事業、先ほどお尋ねしたみたいに、海外派遣事業なんかをやっとるわけですけども、ヴェルツブルク市に行く、あるいは向こうがやってきたときに受け入れの窓口というのがちょっとないというような印象があるわけでございます。それで、いろんな交流の仕方なども考えなくちゃいけないわけですけども、国際交流室の設置についてお尋ねしたいと思うわけでございます。

それは、やはり市民がヴェルツブルクに限らず、今まで交流してきましたグアムでもオーストラリアでもいろいろとあると思います。そういうところに行くときに適切な情報を提供したり、あるいは学校がそういう計画をしたときに意識するような、アドバイスできるような部署が必要であると思うわけでございます。ですので、国際交流室というのか、国際交流係というのが、そういったものが西予市にもつくれないかと考えるわけでございます。

ヴェルツブルク市は国際交流課があるということでございます、そして日本に対して日本から来るときはシーボルト博物館のラングナーさんがまた窓口になるというようなこともヴェルツブルク市長はおっしゃられておりましたけども、そういったものがやはり交流していく中で、西予市の中でも必要じゃないかと思うわけですが、そういう国際交流室を設置するお考えはできないのかということについてお尋ねいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 国際交流室の設置はということでございますので、私のほうから組織のことですのでお答えさせていただきますけれども、端的に申し上げまして、今の時点では室の設置までについては検討をしてしない状況であります。

議員がおっしゃるとおり、国際交流は市民の皆

さんを中心にした交流が最も重要であるというふうに認識をしております、現在市では企画調整課のほうで担当をしておりますし、また専門的な知識の要る分については県の国際交流課や国際交流センター等々に紹介や助言をいただいて適切なアドバイスをしたいというふうに考えております。

言われるように、今後は職員の中にも的確な国際認識とか語学力とか外交の手順や決まりなどの知識を備えた国際感覚を持った職員を今からはしっかりと養成していかなければならないというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 ぜひそこはもう推進していただきたいと思うところでございますけど、やはり計画的な国際交流というのを進めていきますと、とにかくやっぱりお金がかかるわけですね。ですから、そのコストを抑えながらどうやったらそういう交流を推進できるかということも専門的にある程度やらないと、素人が旅行会社にお願いしたのではすごくかかり過ぎるというふうに思うわけです。

私ちょっと今回ドイツ、オランダ行って帰った後、実際どんぐらいで行けるんだろうかと、今回予算的なものとしては、市からの補助は22万5,000円ありまして、議員が28万円出しまして、それが今回の総予算でありますから、かなりの高額、これだったらもう行けないんですよ、こんな高い金額だと。

それで、やはり行くと、今格安航空券とかシーズンによって違ふとかということがありますんで、どんぐらいで行けるか調べてみますと、航空会社にはよりますけども、日本とフランクフルトの往復で3万円ぐらいなんですね、一番安いところで行きますと。そして、サーチャージがかかるわけですが、松山羽田間も旅割みたいなんで行くと片道1万円を切る航空券もあるわけです。そういったことをうまく活用すれば、現地の滞在費とか、あと移動費なんかも入れたら15万円ぐらいで行けるんじゃないかなというように、そういうような概算といいたいでしょうか、もし行くんだったら、次行くんだったらそれぐらいで

行きたいなというような感じを調べてみると持ったわけでございます。

ですので、そういったことも個人でやるとなるとなかなかこれはできない。そういったことも計画して、例えば12月だったらオフシーズンだから安く行ける、じゃあ市民から募集して毎年12月なら行こうというようなことをぜひやっていただきたい。そういう交流プランといいましょうか、市民が簡単に訪問できる仕組み、それをつくっていただきたいわけでございます。そういうことが必要じゃないかと思うわけですが、先ほどの答弁の中で副市長のほうが前向きに取り組んでいただくということなので、これは答弁は求めませんが、そこはご理解の上ぜひやっていただきたいと思います。

ヴュルツブルク市は天津市と姉妹都市の提携をしているようでございますが、先ほどの市長の答弁の中ではシーボルト協会ということでございましたけども、やはり我々もヴュルツブルク市役所を訪れまして、市長とも会っていろいろとお話をさせていただきました。そういう中で、交流はどんどんしていきたいと、ヴュルツブルク市の市長もおっしゃられておりました。ですので、西予市としてやはり姉妹都市提携する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、姉妹都市提携は考えていないかというご質問であります。

姉妹都市提携につきましては、自然環境が類似しているとか、歴史文化でつながりがあるとか、市民レベルで交流しているとか、いろいろなケースが考えられます。提携を実際に行うとなると、交流する国の状況や生活環境の違い、相互理解、メリット、デメリットなど事前の調査研究が必要不可欠であると考えております。

本市におきましては、ヴュルツブルク市にあるシーボルト協会と国際交流の展開における重点と位置づけて交流を深めているところでございます。ヴュルツブルク市との姉妹都市提携は困難なことが予想されるところでありますけれども、シーボルト協会とは今後も文化、歴史の相互理解や親善を深めながら交流の輪を広げていきたいと考えております。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 私はぜひとも、これも前向きな答えを期待しておったわけでございますけども、ちょっと町の規模にしても、向こうは何か州都ではなかったんですけど、もう一つ下の郡都みたいな昔からすごい歴史がある町で、世界遺産なんかもありましたし、そういうところがすごくすばらしい町だなというふうに感動いたしました。ですので、そこを目指してシーボルト協会との交流の中で礎をつくっていただきたい、そう思うわけでございます。

続きまして、お伊ネさんの関連事業についてお尋ねいたしたいと思います。

お伊ネさんにつきましては、今は違うかもしれませんが、私の場合などは社会に出てからお伊ネさんを知ることになりました。これは、地域の活動の中であつたりとか、いろんな行事を通じてお伊ネさんについて知りまして、やはりシーボルトの娘さんでいろいろと人生を医学にかけたという、そういう思いですばらしいなと思っておるわけですけども、お伊ネさんへの今これも位置づけと共通認識ということで、三好市長のお伊ネさんへの思いというのはどういうもんなのかお尋ねしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のお伊ネさんの思いということについてでありますので、端的に言いますと、本当にお伊ネさんのすばらしさを一番感じてもおりますし、皆さんも多くの方も私と同じように感じていただいております。

西予市においては、本当に守るべき誇れる歴史文化遺産であると考えております。女性が医師になることに本当にまだ理解を得られない時代、混血に対する差別もあつた時代に、逆境にめげず自分の志を貫いた伊ネの生き方や福沢諭吉の推挙によりまして宮内省の御用書きとなり、明治天皇の第1子の誕生にも立ち会った産科医としてのすばらしい功績も大切な市の遺産の一つであると考えております。

伊ネが医師を志し、医学の基礎を学んだ地である西予市は、日本発の産科医発祥の地として伊ネ

を顕彰し、我が町の誇りである大切な遺産として未来へ継承していかなければならない、そのような責務があると考えております。

○議長 9 番松山清君。

○9 番松山清君 市長のお考えでは、これからお伊ネさんに関する顕彰といいたいでしょうか、そういうことをどんどん取り組んでいかれるというふうなお考えであるというふうに思うわけでございますが、今顕彰事業や手紙の募集事業などに取り組んでおられますが、最終的にその目標というのはどういったことに置かれるのか、お尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、取り組んでいる理由と将来の目標についてお答えをさせていただきます。

伊ネの偉業は、本市の誇りであり、歴史文化遺産として後世へ継承する責務があると先ほども申しましたけれども、伊ネを顕彰し、女性医師を奨励することを目的に今年度お伊ネ賞事業を創設し、去る10月28日に表彰式を開催させていただいたところでございます。全国の女性医師と女子医学生を対象に、目指す医療や女性医師としての夢や役割をテーマに作文を募集をしたところでございますけれども、全国各地から65点の作文の応募があり、作文審査委員からはその作文内容のレベルの高さを評価いただいたところでもございます。また、応募者の中から、作文に応募することで改めて女性医師としての役割やこれから自分が目指すべきことを見詰め直すよい機会であったというようなご意見や、この事業を継承し、西予市が女性医師のネットワークづくりにかわり、女性医師が集うプラットフォームになってほしいというようなご意見もいただいたところでございます。

これらの声を大切にしながら、作文事業を通しての女性医師や女子医学生を奨励するとともに、交流の場として集えるような事業展開を図りたいと考えてもおります。

さらには、お伊ネ賞事業にとどまらず、訪れた人が伊ネの生きてきた町であることをイメージできるような伊ネにちなんだ文化、教育、観光面で

の取り組みを行うことで、西予市が誇れる特色のあるまちづくりとして、ますます発展していくことが将来の目的とも考えております。

○議長 9 番松山清君。

○9 番松山清君 よく市長が進められていることをすばらしいなというふうに、やっぱりドイツへ行ったからかもしれませんけども、より思うようになりました。ですので、ぜひこれは一つの核として今後まちづくりの中で積極的にやっていただきたい、そう思うわけでございますが、ちょっと一つ心配なのは他市の動向ですね。他市の中でお伊ネさんを顕彰して類似なことをやってるところがあるんじゃないかという心配といいたいでしょうか、そういったことがちょっと心配されるわけでございますが、他市の動向はどういうものになったるか把握されておられましたら、お伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、他市の動向でございますけれども、一般論的にちょっと把握しておるところについて話をさせていただきたいと思います。

伊ネに縁のある地としましては、伊ネの医学の師であります二宮敬作の生誕地であります八幡浜市では、敬作とともに縁を後世に伝え、市民の交流を図る目的で、生誕地の八幡浜保内町磯崎から開業の地西予市宇和町卯之町までのウオーク大会を例年開催しており、今年度も去る11月3日に開催されたところでございます。本市も共催として、ゴールとなる先哲記念館の開放や宇和米の提供などを協力しているところでもございます。

また、伊ネの生誕地、長崎市ではことしが敬作没後150年の年であることから、シーボルト記念館において「シーボルトと二宮敬作特別展」が秋に開催されました。その企画展の中では、敬作の西予市での開業の様子や伊ネとのかかわりなども紹介されており、教育委員会所蔵の敬作肖像画、写真も貸し出し展示されました。

また、ご案内のとおり、東温市の坊っちゃん劇場では伊ネの一生を描いたミュージカル「幕末ガール」が今年度中上演されており、伊ネが少女時代を過ごしました町として西予市宇和町が県内外

からの観覧者へ紹介されたところでもございます。

以上です。

○議長 9 番松山清君。

○9 番松山清君 わかりました。大体現在把握しているということで、そういうことだというのは認識できたわけですけども、それに関連しまして、おイネ館計画ということについてお尋ねしたいわけですが、オランダのライデンというところにシーボルト博物館がございまして、そこへ行ったときに長崎の出島の模型がありました。長崎の出島にシーボルトは来ておったんですけど、実は住んどったのは鳴滝という全然違う山の上で、そこから毎日数キロ歩いて出島に通ったと、そんな模型の展示があって、なるほどそういうことなのかと思ったわけですけども、私は出島に住んでたと思ってたもので、毎日通ってたんだと、鳴滝というところで塾を開いているいろんな人たちに教えたんだというようなことが、ライデンの博物館で展示してあるのを見てわかったわけですが、やはりおイネさんについても、そういった拠点となる施設というのは私は必要じゃないかと思うわけですが。

そのミュージカルや幕末ガール、二宮敬作の生涯という演劇など上演されたわけですが、それらのパネルとか記録にとどめて後世に伝えていくために、昨年、中町の鳥居門の前の旧家を購入したわけですが、そこを基地としておイネ館ということで活用していったらどうかというふうに思うんですが、それはできないでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問について、私のほうから説明をさせていただきます。

ご指摘の旧家は、平成 22 年度に購入したものでございまして、重要伝統的建造物群保存地区の区域内にありまして、特定物件に指定している旧武蔵と呼ばれる民家でございます。現状は、老朽化が著しくて景観に悪影響を及ぼすとともに危険な状態となっているために、今後国の補助を受けながら、歴史的町並みにふさわしいものとして整

備をする予定といたしております。

その活用内容につきましては、現在宇和先哲記念館で紹介しておりますイネについてさらに研究や情報収集に努めまして展示や資料の充実を図るとともに、中町の歴史的町並みの保全整備や商店街の活性化など、総合的なイネにちなんだまちづくりを推進する過程において検討させていただいたかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 9 番松山清君。

○9 番松山清君 ぜひそういったことも視野に入れて整備を進めていただきたいと思いますと思うわけですが、おイネさんについてやはり研究といいましょうか、もっと詳しく伝えたり、あるいは西予市が本拠地としてイネを顕彰するといったような地を目指していくべきじゃないかというふうに思うわけですが。そういう本拠地としてのそういった施設が必要であると思いますので、それはまた今ありましたように、そういう中で検討をぜひともお願いしたいと思います。

そして、時間がございませぬので、冊子とかについては一部私も入手しておるわけですが、もうちょっと詳しい資料といいましょうか、教材のようなものがあって段階的に西予市の子供たちには教えていったらいいということでございますが、この質問についてはちょっと割愛させてもらいまして、次の風力発電への取り組みについてに移らせていただきます。

西予市での現状についてお尋ねするわけですが、民間のほうの話ですけども、西予市での風力発電という話が出ては消え、消えては出てというようなことが過去に繰り返されてきたんじゃないかという気はしますけども、現在新しい計画が進んでいるというふうに聞いておりますが、その概要についてわかればお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、風力発電の関係で新しい計画が進んでいる概要についてのご質問についてお答えをさせていただきますけども、風力発電施設の民間企業による設置計画につきましては、現段階 2 件の計画が上がっております。

この1件目は、宇和町野田から山田地区における県道宇和高山線沿線において、1基でございますが出力2,000キロワットの施設を10基設置する計画で、現在事前の準備段階となっております。その評価方法項目等との内容については、環境省の環境影響審査室との調整を進められているところでございます。

2件目は、三瓶町皆江から明浜町高山の地域において、これも1基の出力2,000キロワットの施設で20基設置する計画であり、同じく現在環境影響評価方法書の策定に向けた準備が進められているところでもございます。

いずれの計画も、施設の設置工事着手は平成27年中、完了は平成29年中旬ごろになるのではなかろうかという計画であります。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 計画がちょっとかなりの数が一気にできるということで、これまた風力再生可能エネルギーがそれだけ西予市の中から生産されていくということは、これは一つ一歩前進といいたいでしょうか、環境のためにはいいんじゃないかというふうに思いますが、それぐらいやっぱり進んでいくべき地域じゃないかなと思ったのに全然これまで取り組まれてなかったということがなぜなのだろうかというふうな思いでありました。企業が今回こういうふうな形でやられるということでございますけども、今後の見通しとしまして、現実的にはこの2件以外に何かあるのか、あるいはこの地域において調査とか、何かそういったことが今後また行われるのか、見通し等があればお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今後の見通しについてでございますが、その前になぜ急激にこのように風力発電等の再生可能エネルギー等々の計画が進んできたかについてでございますけれども、これはご案内のとおり、昨年の3・11のあの福島原子力発電以来、再生可能エネルギーというのは重要なテーマになってきたと。今脱原発や卒原発と言われておりますけれども、それとあわせて再生可

能エネルギーは重要な問題になったということだと思いますが、それ以前はご案内のとおり、各電力がいわゆるクリーンエネルギーの枠は恐らく4%以内だったと私は記憶しておりますが、それしかなかったわけでありまして、例えば今の予定されておる2社のうちの1社については、以前も四国電力に要望をされましたけれども、残念ながらその入札のときに落ちたということでございまして、そういう状況があったことも現実であります。再度そういう買い取り制度の中で脚光を浴びてき始めたという現実があるということですので、ご報告をいたしております。

また、今後の見通しについての中で、ほかのところにもどのような地区があるかということでございましょうから、それにつきましては野村町の大野ヶ原地域において民間企業による設置計画が検討されております。しかしながら、これも以前からの問題でございましたけれども、大野ヶ原地区は愛媛県立自然公園条例により四国カルスト県立自然公園として指定されており、自然環境保全地域や鳥獣保護区も隣接しております。そのため、計画の実現性等々精査すべき事項が多いことから、実現に向けては関係機関との慎重な協議を要するものと考えております。

以上です。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 それで、今まだその3カ所ぐらいの風力発電ということでございますが、バイオマス発電など今年取り組むというふうに、市長のほうで所信表明で述べられておられますが、再生可能エネルギーへの取り組みとして、今後どういう考え方、方針を持っているのか。

この風力発電、これに関しては市としては取り組まないのかということでございますけども、議会だよりの研修で鳥取県北栄町を訪れたときに、ずらりと海側に並んだ風力発電施設を見ました。それは、町が設置したということで、その背景を聞きますと、民間企業が設置すると自治体に対してのメリットがないということで、やはりそちらの町の意見としては自治体のほうでやるのがいいんだよといったようなことを聞きました。ですので、そういったことはできないのか、あるいは試算などされたりとか、そういったことはされてい

るのか、お尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のご質問についてお答えをさせていただきますけれども、市単独でそういう再生可能エネルギーについての挑戦のことだと思いますけれども、今のところ市単独でやること自身にはまだ想定はしておらん段階であります。が、ちょうど西予市も再生可能エネルギーの計画を今年中12月の末までには制定しようということで今進めております。そして、いろいろなケースを今考えておるところでございますが、私どもとしては、例えばいろいろなケースがあると思います。その中で、市がともに出資をしてやるようなことの計画については進める可能性もあると私は思っておるわけでありまして、市単独で全てやることについては想定をしておるわけではありません。

以上です。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 共同出資という形での可能性、ぜひとも僕はこういうことは積極的に取り組んでいただきたいと思うわけです。

それは、世の中脱原発という声も大きいわけでございますけれども、やはり再生エネルギーというのは確保された上で、そういう方向に向かうべきではないかと思うわけです。

それで、大体今の原発エネルギーのコストというのが1キロワット当たり5円やそうですけれども、再生可能エネルギーの買い取り価格は42円ということでございまして、これが電気の原価になっていくということで、もしそうだとすればやはり脱原発を主張するというためには、応分の負担も我々もしていかにやいけないんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そして、西予市で取り組もうとしておるバイオマス発電でございますけれども、そういったものも含めまして西予市としての自給率、まず100%を目指せないか、その100%目指していることが理想ではないかと思うわけでございますけれども、そうやっていく中で、バイオマス発電を今後進めていくわけですが、そうして再生エネル

ギーの目標が今おっしゃられました12月末までに作成するという再生可能エネルギーの計画、とりあえず計画でございますけれども、どれぐらいの目標を持たれているのか、それを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長 最後の質問になりました。
産業部長。

○福原産業建設部長 ただいまの自給率についての目標を持っているかというご質問についてですが、具体的な現在目標は持ち合わせておりません。

西予市では、県内有数の酪農養豚地帯でございまして、ことし2月現在で乳用、肉用牛が1万1,000トン、豚が4万7,500トン、また市内には4カ所堆肥センターというものがございます。それで、これらの家畜ふん尿を有効に活用して発電を行う畜産バイオマス利用による発電事業というものを実施するために、現在畜産バイオマスエネルギー活用研究会というものを立ち上げて取り組んでおりますけれども、今後そこで事業収支とかプラント、組織づくり等について検討を進めているわけです。

西予市の目標としましては、自然エネルギーの効率的な活用によりまして、持続可能な地域循環型のまちづくりを目指すということで、住宅事業所、また公共施設等への新しいエネルギー導入に対しまして、バイオマス燃料製造、バイオマス熱、太陽熱、温度差熱、バイオマス発電、風力、水力、小水力、太陽光発電等の多様なエネルギーの組み合わせで自給率の向上を図りたいと考えておりますが、市長も先ほど少し触れたかと思いますが、西予市でのエネルギービジョンというものを年内につくり上げたいというふうに考えておりました。具体的な数値目標につきましては、そのビジョンは各できた後に一つ一つ詰めていきたいというふうに考えております。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 どうもありがとうございます。ぜひとも100%を目指してやっていただきたいという思いでございます。ドイツほうでは、バイオマス発電などしっかりと取り組んで、そう

いう先進地というのがよくわかりました。バイオマス発電はよくわからなかったんですけども、なぜ今そういうことを取り組むのかというのがわからなかったんですけども、やはりそういうことはどんどん推進していかなければならない、そう痛感しているところでございます。

きょうは、3点について質問したわけですが、ぜひともそれで西予市が前進していくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 ここで暫時休憩といたします。（休憩 午前11時11分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前11時21分）

次に、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 本日最後の質問者となりました。外も中も冷えておりますので、時間短縮ということで挨拶は省かせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

西予マニフェスト2012から、魅力あふれるまち創造・発信、ジオパーク構想について毎回の質問となりますが、市長にお尋ねしたいと思います。

実は私はいまだにジオパークがよくわかっておりません。何やら魅力あふれるまち創造とかオブラートに包まれておって、ちょっと味もわからないし、飲んでいいのやら、食べて腹が膨れるのかどうかわかっておりません。まだ大半の市民の方、そういった方もおられると思います。

そこで、先日11月2日、3日、4日、室戸での全国大会に参加させていただいて、少しながらも勉強してきておるんですが、ジオパークについて市長のお考え、重伝建、ししの里せいよとか、事業を今までされてきております。その分を材料として傾向と分析と対策また反省を踏まえて、これからのジオパークの構想について再確認という意味ではないんですがお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、田中議員のジオパークと

重伝建、ししの里との関連について少しだけ話させていただきますけれども、ジオパーク、非常にわかりづらいと言われましたけれども、わからないところから始めるのがジオパークでございまして、わかるようにしていきたいと、このように思っております。先般はジオパークの全国大会の室戸にもともにご出席をいただきましてありがとうございました。あのようにな国から集ってきて、それがいろいろな発信のことになるというのが私たちが望んでおるところでございまして、そういう意味ではジオは今後いろいろな西予市の将来発展の材料になるもんだと、このように確信をしておるところでございまして。

それと、重伝建やししの里との関連でございまして、ご案内のとおり、重伝建地区に選定されております卯之町の町並み地域でございまして、当地域の成り立ちは、肱川上流地域に広がる宇和盆地の地形や地質、古代から続く米づくりの文化なども密接な関連があると思われ、本市ジオパークの構想においても重要な場所であると位置づけております。ここでは既に観光ガイドによる町並みの案内や明治の授業体験などを通じて、二宮敬作やイネの郷土が誇れる偉人たちの生きざまも含め、訪問客が学びながら楽しめる仕組みができております。さらに、地域と行政が連携したまちづくりの組織活動も活発に実施されておりますので、今後ジオツーリズムが広く展開できる地域だと期待もしておるところでございまして。

次に、ししの里せいよでございまして、ジオパークでは地域の食材やお土産、食文化などを紹介していくことも重要視されておりますので、イノシシ肉の活用を進めているししの里せいよの取り組みを本市ジオパーク構想の中で特徴のあるジオの恵みとして積極的に取り上げていきたいと考えております。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほど市長から答弁いただきました。重伝建については、いろんなアンケートをされて、少しそのアンケートを拝見することがありました。大型バスで乗りつけられる方は、お土産を買う場所もない、休むところもないというちょっと不評がありました。また、家族連れで

二、三人で訪れる方は、何も無いのいいと、静かでもいいという方もおられました。これから先、重伝建はもう審査がないと思いますが、こういったスタンスでやっていかれるかと、そこにまだ課題はあると思います。

ししの里せいよについても、実は私も猟を市の補助をいただいてわなの資格を取っております。それで、何とかとって少し減らすのに貢献はしたんですが、その肉の利用について少し現場と市とのそごがあるというか、猟友会の方たちからの少し不満は聞いております。その辺をもっと聞いていただいて、きちんとした運営をしていただきたいと思います。

それから次に、費用対効果と財源について、またお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまの費用対効果と財源についてというご質問についてお答えいたします。

ことしのジオパーク構想推進事業ですが、ジオパークの認定を受けるために必要なその体制づくりのための活動費、あるいはマップ等の作成費を中心にして事業の実施を行っているところでございまして、事業費は600万円計上させていただいております。その中で補助、起債、そして一般財源としては15万円の持ち出しとなっております。

ただ、そのジオパーク構想そのものというものは、今後の西予市のまちづくりのための足元を見詰め直す、いわゆるコンセプトづくり、市民の共感づくりであると考えております。合併10年目にしまして、市民が一体となり共通した認識のもとに今後この構想にハード面、ソフト面、どのような色づけをするか、どんな盛りつけをするか、この土台づくりのようなところがございまして、この構想づくりをもって費用対効果を図るというよりも、今後さまざまな場面で無限の効果が生まれてくることを期待しているところでございます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 少し話は戻りますが、室戸で

の全国大会で新たに5カ所が認定を受けられました。その認定書を受けられる、その認定書の重さ、こちらから拝見していて複雑な思いでした。これから先どうなるのかという維持管理、それまでのご苦労、いろいろ考えておりました。まだロマンではおなかは膨れないと。ぜひジオパークを成功させていただいて、夢もおなかも満たしてほしいと願っております。

先般市長におかれましては、特別職、自分の給与を10%削減とされて、削減と財源とは別なんですが、お伊ネ事業の財源にされたとお聞きしております。お伊ネ事業は、宇和町中心の事業でありまして、今回のジオパークは西予市全体、先ほども言われたように、合併して9年目にしてやっと全体的な動きができると。隣の隣の隣の町ではなくて西予市として一つまとまって自分自身の町、また隣の隣の町、親戚に会った町のことをよく知っていただいて、西予市全体としての動きとして自分を見詰め直すと、ふるさとも見詰め直す、そういったいいチャンスだと思っております。

あと、市長におかれては理事者のトップとしてスタートの号令の号砲を鳴らされました。その責任者として、ぜひ今回また削減等の財源等をこちらへ回していただくと、そういう考えも私は希望しておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。簡単な答弁で構いませんので、よろしくをお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 財源のつくり方については、いろいろな方法があるかと思いますが、安易に単なる削減だけで全て財源ができるわけではないと、このように思っております。

したがって、今後はまず来年度は日本ジオパーク委員会から認定を受けるということを大きな目的として、あるいは目標としてやっていくということが大事だと思っております。その後はそれにあわせて、いろいろな展開については議会のご同意を得ながら予算をつけて、西予市全体として日本全体に売り出す仕組みづくりを考えていったらいいんじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

○議長 4 番田中徳博君。

○4 番田中徳博君 ぜひ市長にジオパーク構想の魂入れをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

減災のまちづくり、避難施設の点検と充実ということで、市内全体の体育館の機能の点検ということで質問をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の田中議員の施設の設備の点検と充実ということについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の西予市の地域防災計画での避難施設は113カ所ございます。現在の計画書では、学校関係の避難収容施設については体育館ということではなくて学校全体を指定をしておりますが、校舎、体育館等の詳細な取り決めは、どちらを避難施設にするかということは計画書の中では取り決めは行っておりませんが、一般的に体育館が避難施設になるというふうには考えております。その中で、学校関係の体育館は32カ所、そして社会体育の体育館は宇和体育館、野村体育館、三瓶体育館、3カ所となっております。

現在の体育館施設の電気容量につきましては、一般の使用に耐えられる設計となっておりますので、避難施設としていろんな電気施設、器具を使用した場合の容量について耐えられるかどうかというところのチェックは今のところはありませんけれども、今後そういうことが想定されますので、そこに使う器具、なるべく電気容量を使わないような器具等、それからまた電気アップにつながる、それから非常用電源等、そういうようなものも含めまして、施設管理所管課及び関係機関と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 4 番田中徳博君。

○4 番田中徳博君 なぜこういった質問をしたかといいますと、先日宇和の体育館で健康診断を受けました。そのときに外は小春日で暖かいんです

が、中がすごい底冷えして今のような状態です。それで、先生が検診されるコーナーですね、足元にもストーブがないんですね。これは大変だと、寒いだろうと思って職員の方にお聞きすると、実はストーブは準備したんですよと、でもブレーカーが落ちてしまうということで先生には我慢していただけてますということやったんです。これだといざというときに避難場所になったとき、暖房器具も使えない、逆に夏場そういったクーラーとかほかの器具も使えないと。ただ広いだけでは役に立たないと思ってます。

ということで、減災とか言われるのであれば、今の施設をもっとチェックしていただいて、いざというときに使える状態にしていきたいと思います。確かに古い建物は、想定電力とかが低いです。古い家は下手に器具つけるとブレーカーが落ちます。ということで、その辺を想定外とじゃなしに、その想定を広げていただいて、ぜひチェックして、いざというときに役立ててほしいと思っております。

ついでですけど、バレーボール等で利用される方、女の方ですが、私のか細い腕ではポールが重たくていかんと、軽量ポールもどうもバレーボールのネットについては少しずつ普及しているようなので、その辺もあわせて体育館の有効利用ということで考えていきたいと思います。答弁は構いませんので、よろしくお願いします。

次の質問に入りたいと思います。

次世代を育み、豊かな年を重ねるいい実感のまちということがありました。実は、保育所の待機児童、せっかく施設がありながら入れたいという方もおられて、実際はルールによって阻まれて利用できないということがありました。その点について、待機児童等の掌握をされてると思うんですが、また入所条件の緩和についての考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、今ほどの田中議員からの質問に対してお答えしたいと思います。

まず、待機児童の掌握についてでございますけれども、平成24年4月1日現在で市内の保育所数、園とも言いますが、17施設あります。定員総数は1,150人となっております。実際

の入所児童数ですけれども、８９１人となっており、定員から差し引きますと２５９人の余裕があります。しかしながら、市内の一部の保育所では４月１日時点であっても定員を超えるために、やむなく第２希望の保育所へ入所となる場合もあります。全員保育所へ入所することはできておりますので、現在のところ待機児童数はないというふうに理解をしているところでございます。

それから、保育所に入所できるものにつきましては、保育に欠けるもので、議員もご指摘されました、あらかじめ定められております入所基準書によりまして公平に対応しているところでございます。

それから、入所要件の緩和についてですけれども、現在国のほうにおきまして、子ども・子育て新制度の中で保育に欠けるから保育を必要とするというような表現に変わっておりまして、少し入所条件が緩くなるというふうな見通しが出ているところでございます。この内容の詳細につきましては、制度施行までに検討されるというふうなことになるっております。

以上です。

○議長 ４番田中徳博君。

○４番田中徳博君 ここに今言われた西予市の保育所入所の案内があります。こちらを一応見て目を通したんですが、このルールというか、まだまだルールによる、ルールのためというような感じを受けました。

実際、まだ第２子を出産されて、産前産後のその猶予期間だけ預かっていただいて、残りは自分で見んといかんと。ただ、正当な理由、年寄りを抱えているとか、病人を抱えてるとか、そういうことがなければ、こういったところに預かっていただけないということで、待機児童はないという認識をされてるようですが、実際は掘り起こしていただいたら、まだまだ待たれとる方がおるんじゃないかなろうかと。緩和していただいたら、もっと子育てとか、次世代を育むと言われてますが、そこへ貢献ができるんじゃないかなろうかと思っております。

次に、行政改革の今後について、経費の削減についてお伺いをします。

行革甲子園で大賞を受賞した未来せいよ創造プ

ランプロジェクトの経費削減内容について教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長 田中議員、質問が１個飛びましたがよろしいですか。

○４番田中徳博君 また後でやります。さきに１つ省いてしまいましたので、守秘義務という分を質問に挙げておりました。守秘義務という便利な言葉による住民へのサービスの低下について、どうお考えかということをお聞きしたいと思えます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの田中議員からのご質問にお答えしたいというふうに思えます。

私たち公務員は、ご承知のとおり、関係法令によりまして守秘義務が課せられております。また、個人情報保護の厳格な遵守が求められているのはご案内のとおりでございます。職員として知り得た情報につきましては、外部または関係機関からの依頼に対して、ご本人の了解なしに提供することは決してやってはならないというふうなことで理解をいたしております。その取り扱いにつきましては、細心の注意を払いながら対応しているところでございます。法の趣旨にのっとり対応しなければならない公務員の責務については、何とぞご理解を賜りたいと思えます。

しかしながら、市といたしましては障害者の方に有利な情報ということで、そういう情報を仕入れたときには関係法令に抵触しない範囲で、障害者の方に対して積極的に情報を提供していかなくてはならないというふうにご考えておりますので、今後ともその方針に従い、市民の皆様の福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ４番田中徳博君。

○４番田中徳博君 守秘義務、アカウントビリティ、行政の説明する責任、また疑問に答える責務、昔ある人があかんでびびったらという言葉で

表現されておりました。守秘義務、個人情報という便利な言葉を盾に説明する責任から戸をしているのではないかと思われることがありました。市役所のカウンターがますます高く感じられました。ぜひ規則に縛られた対応でなく、市民の立場に立った行政サービスを希望したいと思います。

なお、あかんでびびったと言われて、昔町内報に書かれました、そこにおられる市長さんのご意見でございました。

次に、行政改革の今後について、先ほど質問してしまった分なのですが、経費の削減について、行革甲子園で大賞を受賞した未来せいよ創造プランプロジェクトの経費削減内容を教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、未来せいよ創造プランプロジェクトは、若手ならではの大胆な発想で行政改革を提案してもらうことと、数年後には市の行政運営の中心となる職員の人材育成を目的として、平成22年度に係長以下の職員90名が参加して16のグループに分かれて実施したプロジェクトでございます。

その概要につきましては、西予市には全体で1,470の事務事業がございましたけれども、その一つ一つを精査して改革案を作成していただきました。

その結果、399の事務事業について改革案が提案されまして、平成22年度比で約6億1,000万円の削減案となりました。そのうち236の事務事業の改善改革が平成22年度から24年度にかけて実施されまして、3億200万円の削減ができております。

ここで、399全ての事務事業の説明はちょっと時間の都合上無理でございますので、そのうちの2つの事業について説明させていただきますと、まず防犯灯の設置管理補助事業におきまして、これは市内で5,000基を超える防犯灯がございますけれども、これをLED化をすることによって削減できるのではないかなというような提案をいただきました。

それと、ホームページ事業では専門的知識を持つ職員を配置するとともに、庁内にホームページ

評価検討委員会、これはそのときは仮称でございましたが、設置して広く素早い情報対応を進めることや、ホームページの作成については安易に全てを外部に委託せず、できるだけ職員の手によって作成することで、使いやすく導入コストとランニングコストを軽減させるような改革提案をいただきました。このことにつきましては、今情報制度活用委員会を発足させまして、今年度中にホームページを見直すというような事業に発展をいたしております。

以上、答弁といたします。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほど金額は6億円とかすごい数字が出てきました。これを一般の方がどう判断されたか。それだけ無駄があったんかと、何でも今までせんかったんかと、そういった話も聞きました。確かに一市民としてはそう思いました。ただ、減らすべきところは減らし、要ところは要ると、そのめり張りは当然されてると思うんですが、改むることにはばかることなれということで、これから削減されていかれることだろうと思います。

また、先月ですが、北海道のほうへちょっと研修へ行かさせていただいて、そこで函館市、こういった封筒を使われておられました。実は、裏がこういった広告封筒です。こういったことを市に提案ということで話をしましたら、ずっと前に1回検討はしたことがあるよという話をお聞きしました。この分については、広告については業者が一切責任を持って、要は無料で市におさめてもらうと。広告については、市はノータッチといった形です。こういった経費削減の方法もあるかなと思っております。このことについてちょっと答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問についてお答えをしたらと思います。

広告入り公用共通封筒の無償提供は、今ご説明ありましたように、広告代理店が地元企業から広告協賛を募集しまして、市の広告掲載要領基準に

基づいて広告主を決定して、広告を掲載した封筒を市へ無償提供していただくものでございます。

当市の場合は、平成19年度に市の資産の有効活用を図るとともに、民間等の広告主に優良な広告媒体を提供することにより、新たな財源を確保することを目的として西予市広告事業実施要綱及び西予市広告事業掲載基準を定めて、市のホームページや広告入り封筒への広告掲載を可能としている状況はございます。

これまでも、広告代理店から市民向けの、市民が窓口のほうでとって帰っていただく封筒でございますが、その導入の申し入れはあった実績がございます。ただ、市民向けの窓口封筒の使用につきましては枚数が少ないというようなこともありまして、広告効果が低いこと、市税用封筒もありますけれども、市税用封筒につきましては窓枠つきで特殊であるために、封筒の提供者にとってコスト高になることなどがありまして、またできるだけ地産地消ではございませんが、市内の印刷業者に仕事をしていただきたいというようなこともありまして、導入は現在控えているところでございます。

市といたしましても、少しでも経費削減を図りたいところではございますが、今の経済状況から少しでも、今言いましたように市内業者に発注をしたいというようなことがございますので、本件につきましては、現段階では導入の広告入りの封筒につきましては予定はしていないところでございますけれども、これからの財政事情を考えたときにはできるだけ経費削減は避けて通れない状況でもありますので、今後特定封筒の見直しやその条件が整ったときに、そういう依頼もあったようなときには改めて検討したいと考えております。

なお、仮にこの事業を導入した場合には、一般用封筒での削減効果でございますけれども、毎年同じような金額が、在庫がある場合は発注しますので、なくなったら発注するというようなことで、年度に波がありますけれども、過去2年間の平均では年間約43万円ぐらいの費用がかかっております。

以上、答弁といたします。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 これにて一般質問は終わらん

ですが、まだまだ十分時間が残っておりますので、私の所見として、議員として7カ月たちました。それで、先輩議員から行政とは三顧の礼をもってしてもなかなか動いてくれないのが行政だとお聞きしております。大分実感してまいりました。

それから、市長にお願いがあります。ぜひ職員の方を育ててほしいと。叱咤激励、叱咤は要りません。ぜひ褒め殺しで育てていただきたいと思えます。4年向こうにその席にどなたが座られてるかわかりません。ただ、こって牛は死んでも野は荒れぬ、職員の方を育てていただければ安心できると思います。ただ、市長さんは後ろから手綱をちょんちょんと引っ張っていただくと、そういった形を持っていてほしいと思っております。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。皆さんのご希望どおり早く終わりましたので、よかったと思っております。

○議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

きょうは雪のため、この空調機が故障いたしました大変寒い一般質問になりました。もう傍聴者の皆さん、遠くからおいでいただきましたが、大変寒い思いをいたしましたことをこの場より心からおわびを申し上げたいと思えます。

あす12月13日は午前9時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時54分

平成24年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年12月13日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年12月13日
 午前 9時00分
 1. 散 会 平成24年12月13日
 午前11時37分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
 2 番 井 関 陽 一
 3 番 菊 池 純 一
 4 番 田 中 徳 博
 5 番 中 村 敬 治
 6 番 二 宮 一 朗
 7 番 兵 頭 学
 8 番 小 野 正 昭
 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏
 11 番 松 島 義 幸
 12 番 元 親 孝 志
 13 番 沖 野 健 三
 14 番 森 川 一 義
 15 番 藤 井 朝 廣
 16 番 浅 野 忠 昭
 18 番 酒 井 宇之吉
 19 番 兵 頭 勇
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

- 17 番 岡 山 清 秋

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 宇都宮 又 重
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 井 上 謙 二
 総務企画部長 河 野 敏 雅
 産業建設部長 福 原 純 一
 生活福祉部長 三 好 幸 二
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明浜支所長 平 田 與 輝
 野村支所長 井 上 尚 喜
 城川支所長 徳 居 隆 利

- 三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 宗 正 弘
 財 政 課 長 道 山 升 文
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日もまた大変寒い中、このように早朝より大勢の皆さんに傍聴においでいただきました。まことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 冒頭の時間をおかりいたしまして大変僭越ではございますが、昨日行いました一般質問に対する答弁内容の一部について発言の訂正をさせていただきたいと思います。

昨日の二宮一朗議員からのご質問中、成年後見制度について、岡山県の井原市では当制度を支援する制度として申し立て費用や後见人などへの助成制度があるとの例を示され、本市の助成についてのお尋ねをされた件において、私からの答弁といたしまして、本市からは助成をしておらず、今

後支援制度の実現の可能性について調査、検討したい旨の発言をしたところでありますが、次のように訂正をお願いいたします。

本市におきましても、井原市と同等の支援制度があり、必要な予算措置をしているところでありますが、現在のところ該当事例がなく、助成の実績がない状況にあります。

以上、私からの発言内容の訂正をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

(日程1)

○議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしていただきたいと思います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、1番源正樹君。

○1番源正樹君 皆様、改めましておはようございます。議席番号1番源正樹です。

元親議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして2つの施策につき一般質問をさせていただきます。

まずは施策の1点目、先月実施をさせていただきましたドイツ、オランダへの海外行政視察研修に基づき、西予市のエネルギー政策について3点質問をさせていただきます。

先月11月15日より22日までの日程で、議会議員団9名で、脱原発を国策として決め再生可能エネルギー普及に取り組むドイツを行政視察させていただきました。

昨年起こりました東日本大震災、そしてそれを原因として起こった福島第一原発事故、いまだに収束の道程が定まらず、いまだに福島県の多くの方が避難生活を余儀なくされており、福島県の2012年10月1日現在の避難者数は、自主避難者を含め避難区域で1万1,919名、福島県内から県外への避難者は6万47名となっておるそうです。万が一の事故が起こった際は大きな被害、そして取り返しのつかない事態を巻き起こします。ここ西予市も伊方原発から20キロ、30キロ圏内に位置しており、多くの市民の皆様が不安に感じられております。また、逆説的ではございますが、立地自治体である伊方町及び隣接している特に八幡浜市においては、原発停止による経

済的な影響が色濃くあり、早期の再稼働の声が強く存在しております。原発に依存してきた地域には原発により支えられてきた暮らし、その脱却の工程が示されなければ不安と混迷がさらに深くなるのではないのでしょうか。

ドイツでは、2000年より再生可能エネルギー普及に大きくかじを切り、水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオガス発電といった発電施設が相当に普及しておりました。現在では電力のうち約17%を占めるに至り、ごみ焼却処理施設では燃焼熱を生かした発電、また排熱利用による集中型冷暖房システムの導入と、エネルギーとしての再利用が進んでおります。

我が国の原発推進は、そもそも1970年代の石油危機に端を発しております。石油資源がなく、エネルギー自給率が低く、諸外国に依存する状況からの脱却を目指しておりましたが、近年では地球温暖化対策のためにとさらなる新規設置が計画されておりました。それが今、大きな転換期に差ししかかっており、現在行われております衆議院総選挙でも卒原発、脱原発などと大きな争点になっていますが、甚だ不透明な情勢です。さまざまな原発に関する世論調査が行われておりますが、結果を見るに、今後徐々に原発依存度を減らしていくという意見が多いように感じられます。

原発政策については、一義的には国の施策であります。しかし、原発依存を減らすためには地域分散型エネルギー確保や多様なエネルギー利用の視点を取り入れたエネルギーの安定供給の確保、省エネ促進、持続可能で安心・安全なエネルギーを有効に利用する社会を築いていくことが喫緊の課題です。ここ西予市は、75%の山に囲まれた、そして海もある大変自然豊かな町でございます。ここ西予市でも再生可能エネルギー普及に積極的に取り組むべきと考えます。

今年度より住宅用太陽光発電システム設置補助金が始まり、約50件分の申請枠に達したと聞いております。また、建設中の三瓶小学校には太陽光発電システムが設置される予定ですし、昨日の一般質問の中でも、今後風力発電について30基の新規設置計画があるとの答弁がございました。今後西予市内での再生可能エネルギー導入の見込み、そして西予市内でのさらなる普及施策についてお尋ねいたします。

次に、西予市総合エネルギー計画策定について

質問します。

社会の基本的インフラであるエネルギーのあり方は、昨年の福島第一原発事故を契機として見直す必要があり、今後国は新たな革新的エネルギー・環境戦略とグリーン政策大綱を提示する見込みです。本年7月より、再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度（フィードインタリフ）が始まり、今後さらなる普及が進むと思われます。西予市では、バイオマスタウン構想の構築、カーボンオフセットへの取り組みと森林を生かした再生可能エネルギーの使用が進んでいます。今後は行政、市民、そして企業が同じ方向性を持って取り組むためにも、熊本県のように自治体独自で総合エネルギー計画を策定するよう提案いたします。

同じくきのうの一般質問で、福原産業建設部長の答弁の中で、今月12月中に再生可能エネルギー計画を中心としたエネルギービジョンの策定が予定されているとあったと記憶しております。これを一步進めて総合エネルギー計画の策定が必要だと思います。

エネルギー政策に関する質問の最後に、エネルギー課設置について質問します。

クリーンエネルギーのまちづくりを進める岩手県葛巻町では、農林環境エネルギー課が設置されており、さまざまな対応を一括して行われています。その理念として、地球規模での課題である食料、環境、エネルギーの問題に貢献しながら町の発展的状況を構築することを町経営の基本方針とし、平成13年4月に環境エネルギー政策課を新設、平成18年に農林課と統合し、現在に至っておるそうです。バイオマスタウン構想、再生可能エネルギーの一体促進を図るには担当課を設置すべきではないでしょうか。昨年23年度第3回定例会でも坂本元議員の一般質問答弁で、将来的な検討課題としたいとの産業建設部長の答弁がありますが、理事者のお考えをお尋ねいたします。

次に、施策の2点目、インターネット販売について質問します。

佐賀県武雄市が昨年開始しました自治体通販F&B良品、今月に入り12月8日に富山県南砺市が新規加入し、現在全国7つの自治体でこのシステムを使用されております。それに伴い統合したサイトも発表され、かなり見やすく運用をされておるようです。武雄市の販売実績では、ことし半

期4月から9月までで約250万円の販売実績があるそうです。かなりの成果が上がっており、先日11月に開催されました第26回東京ビジネスサミットでは、武雄市が行政として初めて特別賞を受賞し、注目度はさらに上がっております。この仕組みの理念は、地域の所得向上、地方自治体が手を取り合って地域の産品やサービスを世の中に送り出す流通革命とも言うべき仕組み、それが武雄市という地方自治体初のビジネスモデルです。インターネット通販では、大手であります楽天やアマゾンといった業者が数多く存在します。しかし、販売手数料の高さやそういったシステムに熟知しない者にとっては敷居が高く、始めてもなかなか継続が難しいという面があります。この西予市にあるもの、本当によいもの、売れるものを行政がサポートして販売する体制が必要だと考えます。西予市でもこのシステムを取り入れてはどうかと考えますが、理事者のお考えをお聞かせください。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

それでは、源議員の最初の質問でございます今後西予市内での太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入の見込み、その方策について私のほうからまずお答えさせていただきます。

我が国における生活や経済活動に必要なエネルギーのうち、自国内で確保できるエネルギーは高度経済成長期にエネルギー需要が大きくなる中で、供給者側では石炭から石油への燃料転換が進み、石油が大量に輸入されるにつれて自給率が大幅に低下をしてしまった現状でございます。石炭、石油だけでなくオイルショック後に導入されました液化天然ガスや原子力の燃料となるウランは、ほぼ全量が海外から輸入されており、今、我が国のエネルギー自給率は大体4%程度だと聞いております。また、日本の電力エネルギーの3分の1程度を担っている原子力発電につきましては、事故の際の危険が極めて大きく、その被害は甚大なものとなります。特に国土の狭い日本においては、国家の存亡にかかわる破滅的な事態にも至りかねません。そのリスクを引き受けないためにも脱原発は不可欠なものであらうと、このように考えております。

そこで、石油の中・長期的な安定供給が懸念される状況にある中、資源の乏しい我が国のエネルギーの安定供給の確保を図る観点並びにCO₂等温室効果ガスの排出削減などの地球環境問題への対応を図る観点から、資源制約が少なく環境特性にすぐれた性質を有する純国産エネルギーであります再生可能エネルギーの導入については、本市においてもさまざまな分野において検討を進めているところでございます。

西予市においても、自然環境、社会環境等の地域特性を踏まえ、地域住民や事業者とも連携をして新エネルギー導入の推進を図り、将来の西予市の良好な生活環境を確保する必要があります。そのためにもエネルギーを適正に利用する低炭素社会への転換を目指し、市民、事業者、行政が一丸となって新エネルギーの活用推進を図りたいと考えております。太陽光発電以外の今後の検討、研究分野としましては、バイオマス燃料制度、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス発電、風力発電、水力発電など考えられ、可能なものから導入について推進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 それでは、私のほうから2番目の、市民や企業と同じ方向性を持って取り組むための市独自の総合エネルギー計画の策定についてにつきましてお答えをさせていただきます。

持続可能な社会の構築に向け、地域の特徴に合わせた新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に向け、その目標や方針等を定めるため、全国の多くの自治体で新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンが策定されております。西予市におきましても地球温暖化問題への対応、エネルギー消費の抑制等の観点から、新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進を図る必要があると考えておるところでございまして、将来の西予市の良好な生活環境を確保するため、エネルギーを適正に利用する低炭素社会への転換を目指し、市民、事業者、行政が一丸となって新エネルギーへの活用及び省エネルギーの推進を図ることを、既に構想を出しておりますバイオマスタウン構想あるいはJ-V E Rプロジェクト等との連携を

め、包括的にまとめる（仮称）西予市地域新エネルギー・省エネルギービジョンを今年中に策定する計画で、近いうちに決定するよう進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 3番目にありました、エネルギー課の設置についてというご質問がありました。私のほうからお答えさせていただきます。

今ほども申し上げましたが、今後策定いたします西予市地域新エネルギー・省エネルギービジョンに基づき、太陽光発電や風力発電のような再生可能エネルギーによる発電施設の導入を推進し、自立分散的な電力供給方式を取り入れ、需給バランスの最適化調整と事故や過負荷などに対してもその機能を維持する能力を高めることが重要だというふうに考えております。

しかしながら、バイオマスタウン構想、再生可能エネルギー導入の一体的推進を図るための担当専門部署の設置につきましては、地方におけるエネルギー対策のあり方、当市における施策の展開等を見据えた上で将来的な検討課題であり、現段階での課の新設は考えておりません。現在本市における新エネルギー関係の総括は、産業建設部産業創出課の担当といたしており、当面は現体制で施策の推進に当たることといたしております。よろしくお願いいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 続きまして、インターネット販売について、自治体通販サイトF&B良品システムを取り入れてはどうかのご質問につきましてお答えをいたします。

現在市の特産品につきましては、市内の第三セクターを初めとする各種の事業者や生産者の方々が、道の駅とか産直市などで直販を初めホームページ、インターネット販売システムなどを活用しながら、それぞれが顧客の獲得に向けて日々努力をいたしていただいているところでございます。

ご質問にございました自治体が直接運営するソーシャルネットワークを活用した通販システムでございますF&B良品、佐賀県の武雄市で昨年1

1月に始まったと聞いておりますけれども、これにつきましては今のところ市として実施する計画はございませんが、ソーシャルネットワークのビジネスへの活用につきましては、現在大変注目を浴びているビジネス形態でありますことから、今後第三セクターを初めとする市内事業者等が連携した形での同ビジネスへの参入については、十分に検討していく必要はあると思っております。したがって、このF&B良品システムを初めとするソーシャルネットワークのさまざまなビジネスへの活用につきましては、引き続き西予市の現状や地域性と照らし合わせながら調査研究をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長 1 番源正樹君。

○1 番源正樹君 それでは、今お答えいただきました答弁に従いまして再質問をさせていただきます。

まず1点目、市長のほうから再生可能エネルギーの西予市における今後具体的な施策について答弁があったと思いますが、確かに再生可能エネルギー、一言で申しまして大変多岐にわたっております。その中で西予市に何を持ってして、何が適しているのか、全てができるというわけではないというのは私も重々承知しておりますし、全てのことができるわけではありませんので、今言っていた中で特にどれを重視されるか、もしそのような方策、方向性があるのでしたらぜひ答弁いただきたいと思います。

2点目ですが、先ほど福原部長のほうから市のほうでも言いました総合エネルギー計画ですかね、それに類するものが、すぐ、間もなくできるということで答弁があったかと思いますが、もしわかる範囲、答弁できる範囲で構いませんので、その内容について多少なりともご教授いただければと思います。

3つ目は、F&B良品についてでございますが、確かに現在、自治体独自にビジネスを運用するというのはなかなか難しい側面があるというのは十分理解しております。昨年ですかね、西予市の観光物産サイト、標高差1,400メートルの記憶が4月から運用されていると思いますが、その中で物品紹介ということで、例えば第三セクタ

一城川開発公社さんですか、無茶々園さん、西予市内でいうと豆道楽とか、いろいろなところの物品が販売、多分約50品目ぐらいではなかったかと思いますが、そこから例えばなかなか紹介だけなんです、どの程度販売に至っているかとか、そういったことがまだまだ欠けているような気がしております。できましたら今ある第三セクター、さまざまな組織そして個人があると思いますが、その組織がまとまって、今はおのおの販売されておりますし、確かに販売することによって各事業者さんには大きなメリットが出ていると思いますが、西予市の物産、そして特産品をまとめるようなこと、市が運営する云々ではなくてそういったインターネット、もちろん大きな武器でございます。特に西予市のような地方ではそういった魅力を発信していくことは今後本当に必要なことだと思いますので、そういったことについて再答弁をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、源議員の再質問について、私の分野で答えた再生可能エネルギーについて回答させていただきたいと思いますが、西予市に適して得る再生エネルギーはどのようなものがあるかというご質問だと思います。

まず、私どもはご案内のとおりバイオマスタウン構想を進めておりました。そういう流れと、また西予市の特性であります林業が非常に盛んだということも含めまして、まず私どもはペレットの製造を始めて、震災前からそういう再生可能エネルギーへの入り口をやってまいりました。ご案内のとおり、昨日はこの議場は冷え切って電力の限界を皆さん感じられたと思いますけれども、1階はペレットの暖房で、冷暖房がやれるようにしたおかげで、ここの1階はこのような議場よりかはずっと暖かかったと皆さん思います。そういうようなことを進めてまいったわけでございます。今後はバイオマス発電をできるのではないかなと。これは、メタンガスを発酵させることによって畜産ふん尿等を利用してバイオマス発電をやっていくという発想でございます。また、既にきのうも回答をさせていただきましたけれども、風力発電につきましては既に2業者が進めようということ

で、現実性を帯びてまいってきておるといふようなところもあるかと思ひます。また、水力についてはいろいろな溪流を利用しての小水力については十分可能性があろうと、このように思つておるところでございます。それと、太陽光の家庭での利用とか、あるいはメガソーラー等々も十分考えられると、このように思つております。

それとあわせまして、これは調査物としてきておつて私も手を挙げておるところでございますけれども、全国の5つのダムを対象として国土交通省が、自家発電だけしかやっていない発電所について地元の市と共同出資して売電をするという発想もどうだろうかということが問われております。これは制度制を改正しないと恐らくできないんだと思ひますが、それについては西予市も手を挙げておるところでございます。現実的なものはそういうものではなからうかなと。そういうことも含めて西予市独自の再生可能エネルギービジョンを近いうちに皆さんにご提案できるように、あるいは市民の皆様にご提案できるようにしていきたいと思つております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 エネルギービジョンの計画の内容についてということでございますが、手元にちょっと資料を持っておりますので、精神論的な包括的な表現になるかと思ひますけれども、まず西予市の総合計画に基づくということは当然であります。それに基づいた持続可能な地域循環型のまちづくりを目指すこととしておりまして、1つのテーマ、キャッチフレーズとして「ジオの恵み、自然エネルギー活用」ということで、これをコンセプトにしております。テーマにして市内に内包する資源を生かして、市民との協働による地域に密着した事業実施を通して地域の活性化に資することを目的とする。そして、バイオマスタウン構想やJ-V E Rプロジェクトとの連携ある取り組みの方向性等についてまとめているところでございまして、中身の詳細についてはここではお許しをいただいたらというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

それと、3番目のF & B商品の観光物産サイトでの組織としての連携で、市としてのまとまりを

持つことが必要じゃないかと、市のリードが必要じゃないかということだったと思うんですけども、観光物産サイト、これは西予市の観光協会が運営しておりますが、ここでの状況ですが、今、せいの観光物産サイトには一月に6,000から8,000人の閲覧がございまして。昨年度から約2倍の閲覧者指数になっておりまして、増加傾向であります。この数字は毎日訪れている人でも1人としてカウントするため、閲覧されたページの数ではなくて実際に何人が閲覧しているかという実数であります。重複の数字ではございません。この1カ月6,000人余りの閲覧者をネット販売の顧客とすることができれば、西予市の特産品を全国に向けて販売することも、また広がりが出て可能ではないかというふうに考えておりますが、この流通の仕組みなど解決をしなければならぬ課題が多くあります。業者など関係者と協議を行いまして、西予市の観光だけではなくて特産品のポータルサイトとして活用できるように今後検討してまいりたいと思つておるところでございます。

以上です。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、再々質問をさせていただきます。

今、まず市長のほうから西予市の取り組みということでご説明いただきましたので、再生可能エネルギーに取り組むことは、風力とか大規模なものから、まず一般家庭でできることから、さまざまあると思ひますので、ぜひ積極的にリードをとっていただいて導入促進を図っていただきたいと思ひます。

2番目、エネルギービジョン、福原部長のほうから計画について、概要を説明していただいたんですが、聞いてみると、「ジオの恵み、自然エネルギー活用」というところで、どうしても目線が再生可能エネルギーだけに向いているんじゃないかというふうにとれました。

今ちょっと手元に熊本県の総合エネルギー計画概要を持ってるんですが、中身は基本的に再生可能エネルギー普及、新エネルギーですね、省エネルギーの推進強化、エネルギー関連産業への振興、県内各地域の施策の推進、新たなエネルギー

需給体制の構築、どうしても県ですんで話が大きいです。私は思うんです、確かに再生可能エネルギーの導入目標またエネルギービジョンを持つことも必要なんです、それがいかにして自分たちの生活に密着しているか、これは一般市民一人一人の考え方になってくると思います。市長がよくごみですかね、燃えるごみの削減でかなりの効果を上げられたというお話をよく聞くんですが、そういった形でまず一人一人省エネに対する意識、また環境に対する意識、そういった意識を啓発するために、できましたらそのエネルギー計画の中、今実際つくられている最中であると思いますので、そういった啓発の意味を含めたような施策を考えられないものかどうかお尋ねいたします。

最後、インターネット通販については内容のほうはよくわかりました。アクセス数がもう6,000から8,000ということですので、ぜひそれが販売に結びつくよう、実際、今、物産、物品があるんですけれども、結局その物品を開くと連絡先が載って、直接連絡してくださいみたいな感じになって、見てるほうとしては少し使いづらかなという面がありますので、今後改善を検討いただければと思います。

そしたら、申しわけないんですが、2番目のエネルギービジョン、啓発するようなことを、市民への啓発、企業への啓発について再々質問をさせていただきます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問でございますけれども、ビジョンを実行していくために市民と一体になることがまず必要ということだろうというふうに受けとめます。

今度計画をしております新ビジョンにつきまして、内容の中身で市の役割、そして市民の役割という部分もうたい込んでいたと思います。そういうことで、そこの部分を今のご指摘を踏まえながらよく検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

先月ドイツのほうに海外視察研修に行かさせていただきました、この議場内でもさまざまな議論がありまして、私自身は行って大変勉強になりましたし、勉強になったこと、学んだことをいかにこの西予市に生かすのか、基本的に経費をかけて行く以上はその経費以上のことをお返しするのが当然だと思っております。きょうの一般質問だけでは言い切れないこと多々ございますので、今後とも研究そして精進を重ねましてこの西予市のために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ここで暫時休憩いたします。（休憩 午前9時39分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前9時50分）

次に、2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 おはようございます。議席番号2番井関陽一でございます。ちょっと風邪ぎみですのでちょっと鼻声になっておること、お許しいただけたらと思います。

一般質問の許可を得ましたので、通告に従って質問したいと思いますが、その前に1点ご報告がございます。

先日、乙亥の初日だったわけなんです、11月27日に市長さんには報告をいたしましたが、ケーブルテレビも入っているということで市民の皆様全員に知っていただきたいと思いますので、報告させていただきます。

去る11月23日に行われました全国ホルスタイン改良協議会主催の第8回全国ブラックアンドホワイトショウ、乳牛の美人コンテストのようなものなんです、これにおいて城川町在住の入船篤志さん所有の名号ホワイトリバーヒンペルバレンタインという牛がクラス優等になりました。また、重ねてこれは四国では初めてとなるんですが、全クラスの代表戦におきましても1番となり、文字どおり全国1位となる快挙をなし遂げましたので、ご報告させていただきます。また、これに参加する費用におきまして西予市から助成をいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

小野副議長の研修報告でも述べられましたとおり、私たちはドイツでバイオマスガス発電の研修を行って帰りました。2カ所の研修を行い、1カ所目はシュルツザッハ修道院で、ここでは牛ふん尿3トン、コーンサイレージ8トン、マイス、これはコーンの実だけのサイレージなんですけれどもこれが1トン、発酵鶏ふんが0.5トン、麦1トンをまぜ合わせてメタンガスを発生させ、発電と熱利用が行われていました。発電の副産物である消化液、これは発酵が終わった液のことですがこれは肥料として使われるのですが、これが日量8トンできているようで、これはすぐにまくというわけにもいかず、貯留層にためておいて自作地や近隣の耕作農家で利用しているということでした。この消化液になるとにおいがほとんどなく、住宅の近くでも散布することができます。

もう一件は養豚農家で、全頭数2,000頭、母豚350頭飼育している農家で、150ヘクタールのデントコーンを栽培し、サイレージにしておられました。ここでは、豚のふん尿15トン、コーンサイレージ25トン、合計1日40トンを使って6,000立方メートルのガスを発生させ、発電と熱利用が行われていました。この農場では、農場だけでなくそこからパイプラインによって市内までガスを引き、市内でも発電と熱利用を行っておられました。

これら2カ所ともに言えることはシステム自体が本当にシンプルなもので、私が一番心配していたにおいが少なかったことです。修道院のほうではサイレージの発酵臭が若干しておりましたが、養豚場ではサイレージの状態がよかったのか、もうほとんどにおいは感じませんでした。いずれにせよ、これらのシステムではにおいは気にならないということです。

発酵槽は2カ所ともにリップ社という会社のもので、これは工法が変わっておりまして、一番最初に屋根の部分がつくられます。その屋根の下から鉄板の板、帯状のものをらせん状にくるくると回転させながら積み上げていく、またそのつなぎの部分には溶接が使われていないということで、基礎工事が安く大きさが自由に設定できるということが特徴で、この会社が特許を取得しているものでした。

総費用しか聞いていないのでどこまでの経費が

全て入っているかはちょっとわかりませんが、修道院での経費が3億円、養豚場の経費が2億円とのことでした。売電価格は500キロワット以上で17円、以下で19円で取引をされているようです。日本では、バイオマスガス発電の場合には40円95銭であることから、これらのことを踏まえてもバイオマスガスプラントは西予市でも十分やっていると確信した次第です。

ただ、副議長の報告にもありましたように、コーンサイレージを発酵槽に入れるのはドイツではキロ当たり四、五円の単価でしたが、日本ではどうしても30円近くかかるので、これらを入れてはなかなかペイしないのではないかなということ、これらにかわるもの、例えば給食の残渣や大手菓子メーカーの消費期限切れのもの、あるいは分別を徹底的に行って収集する生ごみ、また今計画に上がっている衛生センターの残渣など、これらを利用できるように研究する必要があると考えられております。

これらのことを踏まえて、西予市としてどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問についてお答えさせていただきますが、私のほうからも当初にございました11月23日のブラックアンドホワイトショウ、入船さんが所有されている乳牛が全国のグランドチャンピオンになられたことにつきまして、当地域の生産活動の日ごろの熱心さを象徴するものであるというふうを考えまして心から敬服申し上げる、お祝いを申し上げたいと存じます。

さて、ドイツにて視察研修をしていただいた、それから西予市のバイオガス発電に対する考えを伺いたいというご質問でございますが、バイオガス発電施設につきましては、昨年10月にJAひがしうわが主体となりまして、畜産バイオマスエネルギー活用研究会が設立され、愛大の先生方にもお願いし、県、市が関係機関として参加して検討会を進めております。

現在、設置費用、売電等の費用対効果、それから農家からの要望等につきまして調査研究が行われている段階でございます。今後も補助事業等へ

の取り組み等も含めまして、県、各機関関係とも引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。今後事業化が実現するということになりましたら、市の財政事情と勘案しながらできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

生ごみ等の件でございますが、家庭から排出される食物残渣につきましては、この分別作業に係る住民の皆さんへの負担とか、収集業務に対する費用等がかなり大きくなるというようなこともございまして、家庭から排出される残渣については困難ではないかというふうに現在判断しておりますが、食品工場などから排出される食物残渣の利用は研究会のほうでも協議されているところでございます。

以上でございます。

○議長 2 番井関陽一君。

○2 番井関陽一君 ありがとうございます。

J A ひがしうわが主体になって 10 月から研究を立ち上げているということは私も聞いておりました。そういった中で、今構想に上がっているところは何カ所か出ているみたいですけど、J A が主体となって動かなければならないことなんでしょうけども、西予市ももっと、今の生ごみの収集は経費的にも難しいということも言われましたが、先ほど源議員の質問の中にもありましたように、エネルギーに対する啓発といいますか、どうやってそういうものをつくっていくかということを考えることに关しまして、生ごみからエネルギーが生まれるんだというような意識づけを持たすということは非常に大事なことで、今回ドイツに行ったときに環境センターのほうで、環境センターが主体となって子供たちにごみの分別収集とか、どうしてごみができるんだとか、これはこういうふうに後再利用ができるんだとかということを子供たちに教えているということを学んできました。これはもう本当に子供の段階からそういうことを学ぶことによって、次を担う子供たちがエネルギーの大切さというものを小さいときから勉強していくことが大事なんだなということを感じて帰ってきました。質問の内容とちょっと変わるかもしれませんが、そういうこともまた西予市の中でも考えていただけたらと思います。

それから、食品の残渣等を使っていくことは可

能だというお話をいただきましたが、こういうことを本当に一緒に研究しながらバイオマスタウン構想ということでお願いしたいと思いますが、今研究の中には J A と市が入っておられるということを知りましたが、重要なプロジェクトとなると思いますので、その中にぜひとも議員の中からも何名か参加させていただきまして、それを一緒に研究させていただけるようお願いしたらと思います。

またもう一点、西予市には養豚、酪農、肥育、繁殖和牛、養鶏と全ての産業がそろっておりますので、ふん尿の処理に困っていると推察しております。ぜひともこのふん尿を有効利用する、村田先生がおっしゃっていたんですが、昔は田舎からはエネルギーを町に提供していた、炭とか牧とかという形で、都会といいますか町にエネルギーを提供することが田舎の役目であったということで、今回この発想に立っていけば、田舎からエネルギーを都会へ出せるいいチャンスじゃないかなと思っておりますので、この点を踏まえた中でもう一度答弁をお願いしたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、井関議員の再質問についてお答えいたしますが、その前に今ほど部長も話しましたが、入船さんのグランドチャンピオン、本当に快挙でありまして、私どもも心からお喜びを申し上げたいと思います。市としましてはキラリ西予大賞を近々入船さんのほうに、牛のほうに渡すわけにいきませんので、入船さんのほうに渡していきたい、このように思っておりますのでございます。

それでは、ご質問の関係でございますけれども、生ごみの再利用でございますけれども、このことにつきましては、人のし尿処理場ですね、人ぶんのし尿処理について、生ごみを活用したバイオマス発電をしたいという研究を実は今進めてまいっておったところでございますが、私どもの例えば三瓶、宇和、野村のある市街地のところの生ごみを全部集めたとしてもエネルギー発酵量が非常に少ない、残念ながら断念をしました。これは当研究所、私が理事もさせていただいております農林水産省の独立行政法人地域資源循環技術セン

ターというのがあるんですけど、そのほうで研究をいただきましてやりましたけども残念ながら量が少ない。恐らく最低限度宇和島市ぐらいの程度の町やないと有効的な発電ができないという結論になりましたので、実は中止をした関係がございます。そういう意味で、恐らく今回の畜産ふん尿のことも生ごみはちょっと難しいなという考えを持っております。したがって、食品残渣を利用した方向が一番エネルギー量として大きいと私も考えておるところでございます。

子供たちにはそういう意味で地域で支援ができるということが、将来子供たちの何らかの発想力を高めることになるんだと思っておりますので、それは大いに進めていきたい、このように思っておるところでございます。

養豚等々養鶏云々かんぬんは、愛媛県においても私どもはそういう高い地位におるわけでございますから、これに対しての有効利用については当然ながら今後とも研究課題としていきたいと、このように思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ふん尿等の利用については市長のほうからございましたので省略させていただきます。

また、子供の時分からの日常生活の中での啓発という部分につきましても、市長のほうで触れましたので、先ほどの源議員の質問の中でもお答えしましたが、市民と一体となつてというところがありますし、このことについてもこのご意見については重く捉えて研究会のほうにもまた投げかけてまいりたいと思いますが、検討課題であろうかというふうに思っております。

それから、議員さんの研究会への参画ということでございますけども、市としましてもこの研究会に議員さんのほうが加わっていただければ、大変心強いというふうに思います。事業実施主体はＪＡひがしうででございますが、そちらに提案して、ともに調査研究を進めていけばいいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 ２番井関陽一君。

○２番井関陽一君 ありがとうございます。

いろいろと研究していただいているようで、生ごみの量は少ないということではございましたが、そういうのも含めた中で今後ともまた研究と一緒にお願いしたらと思います。

そして、研究会への参加のほうですがぜひともよろしくお願いいたします。私でよければいつでも参加いたしますのでお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

畜産農家の飼料の収穫体制についてなんですが、現在主流となっているスーパーカー、スーパーカーというとか何か格好いい車のように思われますが、これは収穫機の名前でございまして、金子社の収穫機の名前なんですが、これの製造中止が決定をしました。昔ながらのように手刈りでサイレージをつくるというようなことは、なかなか労力的に今の状態ではもう完全に無理ですので、次の対策をどうするかということで、それぞれ協議をしまいましたが、先日、近畿中国四国農業研究センターと株式会社タカキタによって飼料増産現地研修会というものを開催していただきました。この中で、開催しましたところ西予市はもちろんのこと宇和島、大洲からも参加されて、１００名近くの方が参加されておりました。このことへの関心の高さがうかがえるものでした。このような状況の中、試作機にいたしましても現在販売されているタカキタの収穫機にしましても、１台が１，５００万円から２，０００万円もするというので、とても今の体制では成り立たない状態です。

６月の定例会の折にブランド牛関係で関連として質問させていただきました、耕畜連携も考慮に入れてコントラクターの組織の立ち上げが急務であるというようなことをちょっと申し上げたんですが、まさしくそういう時代に来たんじゃないかなと考えております。ＪＡに任せた形だけではなくて積極的な関与が今、西予市として必要ではないかなと考えております。西予市としてどのようにお考えになるかお伺いいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのスーパーカーの製造中止による対応、それから今後の体制づくり

ということについてのご質問についてお答えをいたします。

現在トウモロコシ等の飼料の収穫には、先ほどございました小型の飼料専用の収穫機、スーパーカーというものが活用されております。これは現在市内に8組織4個人の中で22台あるというふうに聞いております。この収穫機というのはなかなか働きもんというふうに聞いたりしますが、これが製造が中止されて、老朽化による部品の供給の保証期間が少なくなってきたということで大変深刻な問題というふうに認識しております。このような状況を受けて先ほどございました先般、飼料増産現地研修会を開催されて、飼料収穫機の試作機及び現在実用化されている機械による現地検証を実施されたところでございます。この研修会には多くの方が参加されておりましたので、今後その実証を踏まえまして、各農家の皆様にアンケート調査等を実施して、現在中止されているこのスーパーカーの製造再開についてのメーカーへの要望を行っていききたいというふうに思います。

また、コントラクター組織、これは飼料の効率的な収穫作業のための受託組織でございますが、この組織の設立につきましては、全国的にも平成20年の資料でも520組織ということで、かなりの数に上っておるというふうに聞いております。この設立など将来の方向につきまして県、JAそして酪農経営者の皆さん、関係機関を含めて引き続いて真剣に検討していくようにしております。

耕畜連携を進めていく上で大変重要な飼料稲の活用、稲、そういうものにつきましても大変重要なことと考えておりますが、これにつきましてもコントラクター組織の設立とあわせて体制整備を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 酪農だけでなく繁殖和牛農家でもそうなんですが、餌づくりなくしてはなかなか経営が成り立たないということで本当に深刻な問題となっておりますので、コントラ組織の立ち上げの研究もやっていただくということなんですが、ぜひともなるべく早くできるようにお願いをしたらと思います。

製造再開の申請をしていただくということなんですが、もう1年近く何回、何度となく業者には酪農家を通じて申し込みはしておるんですが、なかなかいい返事が返ってこないということです。西予市でまた申し込みをしていただいて、再開ができるということになればそれにこしたことはありませんので、ぜひともよろしく願いしたらと思います。

続きまして、今2つ質問させていただいたんですが、この2つの質問にも関連するんですが、今すぐというわけではありませんが、近い将来を考えてバイオマスガスパラントにしましてもコントラ組織にしましても、大型機械の共同利用あるいはヘルパー制度、畜産環境問題、こういったものの全ての問題に関しまして、地域を選定したり土地の確保をしたり、プラントの設置場所などをよく吟味して今後畜産団地というものを考えてはどうか、将来的にはこういったものを考える時期に来ているんじゃないかなということをちょっと考えております。畜産団地構想について、西予市としてはどういうふうに考えられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、井関議員の畜産団地のことについてお答えをさせていただきますけれども、まず畜産団地についてどこまで皆さんが考えられておるか、どこまでやろうとされているかということに尽きるのではないかなとは思いますが、でございますけれども、私どもとしましては畜産環境問題への対応とか、自給飼料の効率的な生産を行う等の体制づくりを耕畜するためにも畜産団地、畜産事業の団地化について検討する必要があると考えてはおります。厳しい畜産経営を強いられる現状において、団地化は経営規模の拡大に伴う経営の安定化、効率化、省力化が期待されるところでありますけれども、現実的に見ますと、個々の農家の皆さんの理解が必要であるということであり、膨大な経費がかかることも予想されます。これに当たっては国、県や農家の皆さんと協議を行いながら検討をしていきたいと考えております。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 ありがとうございます。

市長さんが言われるとおり、一番最初には農家からの言い出しということになるのかなとは思いますが、今、農家のほうも冷え込んでおりまして、自分から手を挙げてこれをやりたいっていう意気込みがなかなか感じられないところです。そういった中で、こういう構想はどうかというアドバイスのものを西予市の中から出していただけるとまた活気づくのではないかなという考えのもと、こういう質問をさせていただきました。これにつきましては、今すぐという話ではございませんので、ゆっくりと考えをまとめていただけたらと思います。

次に、牛舎の屋根利用ということで質問させていただいたと思います。

今、全国では屋根貸しということが行われていると聞いております。先ほどから太陽光発電の問題いろいろ出ておりますが、そういった中で屋根貸しの中の一例を挙げますと、近くに影になるものがないという条件で、1,000平米といいましたら10メートルで100メートル、20メートルで50メートルというような大きい屋根ですが、これで年間15万円ぐらいは屋根を貸したところに入るような設定で行われているところがございます。こういったとこでいいますと、工場の屋根や公共の建物などということになりますが、今現在野村の中でも牛舎の屋根というものは大変広いものがございます。そういったもので太陽光発電をするということを打ち出して、あっせん的なことができないかということでお伺いしたと思います。よろしくお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 牛舎の屋根を利用した太陽光発電のあっせんということでございますが、太陽光発電事業者があいている屋根を活用して発電設備を設置する屋根貸し太陽光発電というのが広まっておりそうです。この対象としましては、工場、倉庫、大型スーパーなどがございますが、行政が動いているというのは国と県が今のところの事例が10件ぐらい、どうもあるんじゃないかと思います。中でも神奈川県は進んでいるかなというふうに思ったんですが、この牛舎の屋根につきましても十分広く活用できるとは考えら

れますけれども、なかなかクリアすべき課題もあるようでございまして、建築の構造とか日照条件、あるいは牛舎でありますと腐食に対する問題とか、いろいろあるようでございます。これにつきまして、当面、今のところ市が制度としてあっせんに取り組むということは少し研究をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 すぐにどうこうというのはなかなか難しいかもしれませんが、今固定価格の買い取りというのが始まりまして全国的な広がりを見せているわけなんです、これも多分いつまでもは続かないと思います。恐らく家庭の電気代が上がっていくということになっていきますので、これはもう早く手を挙げたところじゃないとなかなか小売に参画できないんじゃないかなと思われま

す。また、この折にもう一歩踏み込んだ形で、西予市にしましても、ここから見ると米博物館の屋根が長いのが西側を向いておるのが見えるわけなんです、あるいは山田のほうに行きますと流通センターとかコカ・コーラとか屋根の広いところがございます。そういった業者の分とか、明浜、三瓶におきましてはミカン農家でだんだんと手薄になって荒れてきたミカン山等々があると思うんですが、そういったところを西予市自体が事業主となってソーラーパネルを設置して売電によって費用を回収し、今大体7年から10年ぐらいで回収できるんじゃないかなとよく言われておりますが、その間ずっと売電した収益というのは全部西予市でいただいて、費用を全て回収し終わった後に農家なり業者なりに無償で払い下げるというようなことができないかということをお伺いしているんですが、そういったことは一切無理でしょうか。お伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、井関議員の質問についてお答えいたしますが、まず根本的な考え方でございますが、市が事業主体となっていていろいろなことについての質問も、先ほど源議員の中にもあった

と思いますけれども、市はそういう経済的な行為について主体となるのは私はちょっと困難であるという考えを持っております。といいますのは、市は税によって成り立っておる社会でございますから、それに対して経済行為等々を主体的にやることは本来市が持っておる業務ではない、私はそのように感じております。しかし、ともにそういうところへ出資をしてやることについては、それは当然考えられる側面があるわけであります。したがって、その辺を峻別する必要があると、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 2 番井関陽一君。

○2 番井関陽一君 ありがとうございます。

私のほうも議員になったばかりでなかなかまだ全体の内容というものがよく把握できておりませんので、西予市自体が経営主というか事業主体になるということは難しいという話が出ましたが、共同出資で行っていくんであればできるという話もありましたので、またそういった方向性でも構いませんので、何らかの形でこういう屋根の広いところというものを何とかして地域のエネルギーの資源として活用できるような方向性を探っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、私が先日カロット温泉のほうに行きましたところ、木曜日でお風呂のほうは休みだったわけなんです、ちょうどそこにおられた方が、ああここは休みか、この券はほかのところじゃ使えんけんのうという言われとりました。その方は回数券を持っておられたわけなんです、その回数券というのは西予市の中 4 施設の温泉がありますけれども、各施設ごとであって、別の施設では使うことができません。こういった 4 施設の中、游の里を除きましたら、あとの 3 施設は基本的には入浴料金は一般 500 円で共通しております。それで、回数券におきましてもはま湯のほうは 11 枚プラス食券 500 円で 5,000 円、カロット温泉のほうは 12 枚で 5,000 円、宝泉坊のほうは 11 枚で 5,000 円というような価格設定になっているようですが、同じ西予市の中の施設でございますので、共通の回数券というものがありましたら、きょうはあそこの風呂行ってみるか、きょうはあそ

この風呂行ってみるかというようなことで、もう少し回数券を買われる方がふえるんじゃないかと。今カロット温泉のほうも利用客がなかなか伸びないということで、非常に困っておられるようです。

そういった中で、また年間パスポートのようなものもあるようですが、これもある施設、ない施設ありますし、価格もこれはばらばらとなつてきます。ですから、年間パスポートのほうはなかなかすぐに共通にするというのは難しいかもしれませんが、回数券のほうはもうほとんど価格が変わらないという点がありますので、共通の回数券というものができましたら、県外といいますか市外の方々にも販売することがまた可能になって、きょうはあそこのこの風呂に入ってきたんよというようなことがありましたら、いろいろとまた今後のジオパーク構想の中におきましても、そういうところに入って行って西予市を楽しむということができていくんじゃないかなと考えます。このことについて西予市の考えをお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 共通の回数券の販売についてということでございますが、入浴券を検討するに当たりまして問題となるのは料金の設定のことであろうかと思えます。当市の 4 つの入浴施設でございますが、いずれも指定管理者制度を導入してそれぞれ独立した団体が経営を行っているところでございます。料金につきましては、それぞれの施設の機能とかサービスの内容に基づいて設定されたものでございまして、この管理者の経営方針にもかかわることありますので、管理者の考え方も当然尊重する必要があるかと思えますが、市としましても施設の設置者としての監督責任というものもあるというふうに理解しております。現在年々利用者が減少しておりまして、人口減とかというものに伴いまして、厳しい運営状況というのはなかなか現実の問題でありまして、関係施設管理者が連携して、お客さんによって経営にとってもよいということについては、入浴客の増加に向けた取り組みを行うということは非常に有意義なことであろうかと思えます。実務的には料金が違ったり課題としてはいろいろあると思ひ

ますが、細かなことについてはよく把握できておりませんのですぐに調整するということはなかなか難しいものもあると思いますけども、関係施設のほう、それから庁内の施設所管課、関係者が協議できる場を設けまして、前向きにできることがあれば取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長 2 番井関陽一君。

○2 番井関陽一君 ありがとうございます。

本当にこの4施設の風呂、同じ市の中に4カ所も温泉があるというのはなかなか、アピールの一つにできるんじゃないかなということも感じております。そういった中で、経営が苦しいのでだんだんと閉鎖していかないいけないということがないように、何らかの形で存続を目指していくということが大事なんじゃないかなと考えております。そういった中で、今後前向きに検討していただくということです、その点をよろしくお願いしたらと思います。

以上をもちまして私の一般質問のほうは終わるわけなんです、最後に一言だけ、先ほど源議員も言われましたが、今回ドイツのほうに研修に行かせていただきまして、私なりには本当は初めての欧州でございまして、もう見るもの全てが新しいものでございました。本当に重ね重ねになりますが、お礼を申しまして質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 ここで暫時休憩いたします。（休憩 午前10時28分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前10時40分）

次に、5 番中村敬治君。

○5 番中村敬治君 議席番号5 番中村です。よろしくお願いします。

ただいま議長さんより許可をいただきましたので、12月議会の最後になりましたが、一般質問をさせていただきます。

市議会に入らせていただき早くも7カ月たちました。私にとって初めての一般質問であります。本日は5件の質問を予定しておりますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、平和行政、平和教育についてであります。

ご承知のとおり、日本は明治以降67年前の敗戦までの間は日清戦争、日露戦争、日中戦争、さらには太平洋戦争と戦争に明け暮れてまいりました。太平洋戦争では軍人の方が230万人、一般市民が80万人、合わせて310万人もの多くの方が戦争という名のもとに理不尽にも命が奪われています。皆様方のご家族や親戚にも犠牲になられた方が必ずおられるはずです。誰かが戦死したり、手や足を失っておられると思います。大黒柱を失って残された家族はいかに悲惨な生活を強いられたことかと察するに余りあります。私の親族でも3人、おじ2人が当時のビルマとニューギニアで戦死、いとは松山の高等女学校から勤労動員先の今治市で終戦10日前の8月5日から6日未明にかけてのB29の夜間空襲でうら若き命を落としております。

さて、先月の11月9日に西予市戦没者追悼式が文化会館で開催され、私も参列させていただきました。そこで述べられた式辞や追悼の辞では、戦争の悲惨さと平和のとうとさ、そしてこれを語り継いでいく大切さ、これらについて皆様方が力強く語られておりました。私も今日の日本の平和とかつてない繁栄は戦没者のとうとい犠牲の上にあり、このことを後世に伝えていくことが極めて大切だと思っております。

そこで、質問要旨の1番、①、②合わせてお尋ねいたします。

西予市の旧町ごとの戦没者の方は何名おられるのでしょうか。また、これまで取り組まれてきた市の平和行政、平和教育はどのようなものがあるのでしょうか。ご答弁よろしくお願いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の中村議員の質問についてお答えをさせていただきます。

西予市の旧町ごとの戦没者数についてでございますが、明浜が423柱、宇和が710柱、野村が596柱、城川が426柱、三瓶が336柱の計2,491柱と承知をいたしております。

しかしながら、戦中あるいは戦後の混乱の状況の中で必ずしも一人一人正確に把握できたわけではなく、推定も含めてその当時から死亡者の数を

積み上げていった柱数だと認識をいたしております。また、旧町においても根拠となる資料等の有無や種類に違いがあることから、この数値が必ずしも全てを把握しているわけではございません。

次に、まず平和行政に関して私のほうからお答えをいたしたいと思います。

事業としての取り組みにつきましては、西予市の戦没者追悼式を隔年で開催し、戦没者の追悼と恒久平和の実現を祈念をいたしております。また、具体的な事業以外でも平成16年第1回西予市議会定例会におきまして、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現の願いを込めた非核平和都市宣言の決議、平成21年7月には平和市長会議への加盟等がございます。また、原水爆禁止国民平和大行進、反核平和の火リレーなどの平和を求める市民運動にも協賛して平和のメッセージを発信しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 続きまして、平和教育について私のほうからお答えいたします。

学校では教育のさまざまな場面において、平和のとうとさを学んだり、考えたりする機会を設けております。小学校では、6年生の社会科におきまして歴史の学習を行っております。この中で日本が経験した戦争について学んでおります。そこでは、戦争へと進む経緯や当時の生活の様子などを学びながら、当時の人々の思いや願いについて考えを深めております。また国語科では、戦争に関連した教材文がありますので、登場人物の心情を読み取るとともに学習に関連して戦時中の人々の思いを読み取ったり、今の生活と比較して平和のとうとさを考えたりしております。また、総合的な学習の時間の学習テーマを戦争や平和に設定して、調べ学習を進めるような取り組みを行ってまいります。

行事的な取り扱いといたしましては、修学旅行での学習があります。小学校では長崎や広島を訪れますが、それぞれの平和公園や原爆記念館の見学を旅行の大きな柱としております。当時の資料や展示物から実感して学んだり、自分たちで手づくりした折り鶴を供え、祈りをささげることで平和への思いを一層深めたりしております。また、

学習発表会で戦争や平和について発表を行う取り組みなどもあります。

いずれの学習でも、理解を深めさせるための手だてとして、戦争関連の図書や漫画、絵や写真資料、DVD等の映像資料の活用を行っているほか、地域のお年寄りから戦争体験の話を聞くような活動も行われております。

中学校では、社会科の歴史分野、公民分野において、戦争、国際平和実現への努力、平和主義についての学習をしております。また、国語科の教材文の中で、戦争に関連した教材文の学習を通して戦争や平和について考える機会を設けております。総合的な学習の時間でも取り扱う例もあります。

そのほか、小・中学校ともに道徳の時間や人権学習等、機会を捉えて戦争の事実や平和のとうとさについて学ぶ取り組みが実践されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 大体取り組まれている概要はおおよそわかりました。

それでは、次の質問に入ります。

今まで取り組んでおられて、そこでの問題点や今後どのようにして展開していかれるか、その計画が具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問についてお答えをいたします。

平和な時代が長く続きまして、若い世代では戦争の悲惨さに対する認識や感覚が薄れつつあります。また一方では、戦争体験者の方々やご遺族の方々の高齢化が進み、戦争の悲惨さを語り継ぐ方も少なくなっております。先ほど申しました追悼式につきましても、ご遺族の世代交代が顕著になった今日、風化しつつある戦争の悲惨さを地域、学校、家庭の中で真摯に考え、学び、語り継ぐことが求められております。今後の追悼式開催に当たっては、関係団体、関係機関と協議の上で広く市民一人一人が平和のとうとさを学び、恒久的な世界平和を願う追悼式となるような検討もしてま

いりたいと考えております。

恒久平和の実現は人類共通の願い、思いであり、今後も機会あるたびに平和メッセージを発信するとともに、引き続き市民団体等への支援、協力など、さまざまな平和活動に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

また、悲惨な戦争の教訓を後世に語り継ぐ取り組みについても、教育委員会とともに考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 私のほうから、教育の観点から答弁をさせていただきます。

学校では、さまざまな機会を捉えた工夫ある学習の積み重ねの中で、子供たちに戦争の悲惨さや平和のとうとさなどの思いは確実に蓄積されてきていることと思います。さきに述べましたとおり、学校ではさまざまな資料の提示や見学の実施等の工夫を行っておりますが、今の物質的に豊かな生活をしている子供たちにとって、戦争の苦しさを実感させることはなかなか難しいことであると思っております。

さらに、戦後67年が経過し、教える側の教員も戦争の実体験はありません。地域にも戦争を体験された方々が少なくなってまいりました。我が国は世界の中でも唯一の被爆国ということもあり、その立場からこそ世界に発信できることもあります。戦争の悲惨さや平和のとうとさについて深く理解し、今後に伝えていくために学校教育の果たす役割はますます大きくなると考えています。

新学習指導要領の総則には、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性ある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うとありますように、平和を愛する心を育てる教育の重要性は一層深まってまいっております。これまでの取り組みが生かされ、子供の発達段階に即して、平和教育が継続的に行われることが大切でございます。そして、平和や命のとうとさを理解し、心の中に平和への思いを確かに持ち、さまざまな国家間の問題を国際的な視点から分析、判断し、平和を守り、平和を構築す

ることができる実践力を持った人材の育成に努めなければなりません。戦争の悲惨さや平和のとうとさを次世代へと伝えていけるよう、地域との連携などを考慮しながら一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 5 番中村敬治君。

○5 番中村敬治君 ただいまの説明で、取り組んでおられる事業の概要とか問題点、大体わかったわけですが、例えば、私の考えであります、少なくなったとはいえ外地での戦争体験者、あるいはシベリア抑留者、あるいは空襲体験者はもちろん、平和を大切に伝えたいという方々を講師として登録されて、平和の学習会などを開催するとか、また戦争の遺品を各家庭に持っておられると思いますが、そういう戦争遺品を貸し出しただいて、平和資料として写真やパネル等の展示会または平和のビデオの上映会とか、平和の紙芝居やお話し会、また市役所1階にもロビーが今度新しくできております。そういうところでのロビー展などが考えられるわけですが、ただいま教育部長さんも、教育の継続性ということが大事だと言われましたように、それぞれのところでそれぞれの思いで事業に取り組んでおられるのはよくわかるわけですが、やはり行政全体として継続性と一貫性という観点が大事になってきますので、市内全体でこの平和教育、平和行政というものを今後しっかりと計画的な取り組みをしていただきたいなと思っておりますので、ぜひその辺のところの気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の再質問についてお答えをしたと思います。

議員のおっしゃるとおり、平和行政、平和教育は大切なことだと捉えております。今言われたようなことも含めて協議、検討して前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長 5 番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ぜひよろしくお願いします。
学校教育と行政という2つの立場がございますので、それぞれの部門でしっかりと取り組んでいたきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

危機管理体制について、その中のBCP、いわゆるビジネス・コンティニューイティ・プランということでございますが、業務継続計画と訳されております。これの策定の取り組み状況をお尋ねしたいと思っております。

内閣府が8月に公表した南海トラフを震源とする巨大地震は、今後30年間で60%程度の確率で発生が予測されております。この地震による本県の建物被害は19万2,000棟、死者は最大1万2,000人となっております。西予市では最大震度7、平均津波高さが7メートル、最大で11メートルとなっております。1メートル高さの津波が到達する時間が53分後に迫っております。それから、浸水面積が880ヘクタールと非常に広大な浸水面積が予測されております。愛媛県では、現在これらについて見直しを進めているところであると聞いておりますが、西予市では斜面崩壊や交通インフラ破壊による集落孤立が約80集落出てくるとなっております。このような巨大地震が発生すると、東日本大震災のように行政が機能しなくなる可能性が極めて高く、西予市でも地震直後には行政庁舎や消防施設、中核病院も機能するかどうか、また臨海部では復旧に長期間かかると思われます。

県では、平成22年度、23年度で愛媛県業務継続計画、いわゆるBCPを本庁版と地方局版と策定しておりまして、ホームページで公表されております。この中で、この計画の策定趣旨としまして、大規模災害等の危機事象の発生により県自体が被災し、業務資源に制約を受けた中でも県民の生命、身体、財産を保護するという県の責務を果たすため、事前に必要な対策を講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう業務継続計画を策定しましたとなっております。

また、大規模災害時においては、地域の建設業者の担う役割は非常に重要なことから、平成22年度から建設業BCPの普及促進にも取り組んでおられまして、西予市内の県のA級業者8社が既に認定を受けております。

そこで、1番、①と②を合わせてお尋ねいたしますが、県内市、町のBCP策定状況はどうなっているのでしょうか。また、西予市でBCP策定へのこれまでの取り組み状況と今後の方針はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問ですが、県内の市町の策定の進捗状況でございますけれども、現時点では計画書の策定ができていますのは県下20市町のうち、上島町のみという状況でございます。

次に、BCPへのこれまでの取り組み状況と今後の取り組みについてでございますが、まず、これまでの国、県の計画をご説明いたしますと、平成17年9月に中央防災会議において、首都直下地震に対して首都中枢機能の継続性を確保するために業務継続計画（BCP）が策定することが規定されまして、その後平成20年12月に各省庁において計画が策定されました。県につきましては、今、中村議員が言われたように平成22年度に本庁版を、そして平成23年度に出先版が策定をされておるようでございます。西予市といたしましては、愛媛大学防災情報研究センターが主催する研究会等への参加をしてきたところでございますけれども、具体的な計画策定のための市としての体制にはまだ至っていない状況でございます。

ご承知のとおり、現在市の地域防災計画の見直し作業を進めております。また、来年の6月には大地震における県の被害想定も発表されるような計画になっておると聞いております。それらを受けまして市としてもできるだけ早く各部局との協力体制をつくり、BCPも含めて策定に取り組む必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいま平成17年に国の中央防災会議でBCPのことが規定されたということでございますが、地方分権ということで、いわゆる地域のことは地域ということで、今は国は地方自治体の箸の上げおろしまでは指示してきませ

るので、それぞれの地方自治体で自主性を持って主体的にこのBCPには取り組まないと、国の支持とか補助金を待っておったのではなかなか地震は待ってくれないと思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

また、議会としましては同じ本庁舎の6階に入っておりますので、当然議会側もBCPを策定する必要はあると私は考えております。答弁は要りませんので。

また、3番目の質問に移りたいと思います。

防災対策に係る西予市災害対策本部の組織編成についてお尋ねいたします。

市の災害対策本部の配備体制を見ますと、被害発生 の程度と発生のおそれにより第1配備から第4配備までの4段階に分かれております。この中の組織図、配備内容、配備要員を見ますと、全て行政側の職員となっております。したがって、危機管理は行政が中心になって取り組むべきものと思っておりますが、しかし先ほどの巨大地震の発生や今の異常気象の多発ということを考えますと、大規模な風水害や深層崩壊など大規模な土砂災害を考えますと、危機管理上からも議会として、執行側の邪魔にならないような形で災害対策本部へ参画する必要があるのではないかと考えています。

そこで、①と②を合わせてお伺いいたします。

災害対策本部へ議員の参加の必要性はどのように考えておられるのでしょうか。また、危機管理時に議会が期待される役割とその事前の準備や事後対応に係る参画のあり方についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、災害対策本部は、ご存じのように災害対策基本法と地方自治体の地域防災計画に定めるところにより首長を本部長に職員を本部員として設置するものという規定のもとで設置をいたしております。したがって、市が設置する災害対策本部には、法的には議会あるいは議員の位置づけはない状況となっているのが現状でございます。

しかしながら、当市では特別な取り組みはございませんけれども、市の災害対策本部への地元の

情報をいただいたり、市側から地域の状況を確認させていただいたりしてきているところでございます。お互いが市民のために協力、連携していくことは大変重要なことだと認識しておりますので、今後ともこれまでの良好な関係を維持させていただきたいと思っております。

参考でございますけれども、他県の事例としましては、議会が独自に災害発生時における対応要領を設定しているようなところもあるようでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ありがとうございます。

議員としても、災害が発生した場合にタイミングを失って被災地に調査に入るとか、またそういうことでもって地域に入りづらくなるというようなことにならないようにすべきではないかと思っておりますので、その辺のこともよくご理解いただいて、組織立ち上げの中ではそういう法的なこともいろいろあろうと思っておりますけれども、弾力的に考えていただきたいと思いますと思っております。また、議会のほうでも災害対策マニュアルなども当然つくる必要があろうと思っておりますし、また初期、中期、長期の行動計画を立てて災害に備えた準備や訓練も必要ではないかと私自身も思っているところでございます。

続きまして、4番目の質問に移ります。

ため池の防災対策についてお尋ねいたします。

県内では平成の始めころに松山市畑寺において宝谷池が決壊いたしまして、下流の住宅に被害が発生したことを記憶しております。また、平成17年には伊予市の貯水量2万トン余りの稲荷八幡池が決壊して、人的被害はなかったものの大量の泥水が田畑や住宅を襲った事例があります。私も現地のほうへ行って見てまいりました。また、ご承知かと思いますが、東日本大震災では福島県のかんがい用ダムの藤沼湖が決壊し8人が死亡、1名行方不明となっております。また、家屋が19棟が全壊、田畑90ヘクタールが被災しています。隣の香川県の満濃池は築造されてから1,300年たつわけですが、今日までに4回決壊しております。最後は今から160年前の安政の大地震でございます。地震の後1カ月たって決壊して

おります。

愛媛県では平成7年の阪神大震災を教訓に平成17年にため池防災管理の手引や日常点検のポイントを作成して、市町管理者に有効活用を進めているとのことでございます。しかし私は、農業従事者の減少や高齢化により、ため池の適正管理が困難になっているのではないかと心配しているところでございます。また、それは先ほどからの南海トラフ巨大地震の発生とも密接に関連していることでもあります。

そこで、①と②を合わせてお尋ねします。

西予市内のため池総数と貯水量による規模別のため池数はどのようになっていますか。また、それらの日常の管理体制と地震直後の対応はどのようになっていますか。そこでの問題点等についてお答えください。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 それでは、まず市内のため池の危険箇所数の現状とその対応ということですが、ため池総数であります。西予市内のため池総数と貯水量による規模別箇所数でございますが、愛媛県にため池データベースというのがございます。これによりますと、総貯水量1万トン未満のため池が197カ所、1万トン以上5万トン未満が87カ所、5万トン以上10万トン未満が5カ所、10万トン以上が4カ所ございます。合計293のため池でございまして、その97%は宇和、野村、城川にございます。

それで、ため池の日常の管理体制と地震後の対応と問題点ということでございます。

ため池の日常の管理体制であります、基本的に受益者、——管理上、管理者と言っておりますが——が対応している現状でございます。日ごろはこのため池管理者によって堤体の草刈りなどを行っていただき、その変状とか漏水などの確認を行っているところであります。また、毎年6月に実施しております防災パトロール等で点検調査を実施して、地元の管理者、それから市、県とか連携をとりながら適切な管理を実施しているところでございますが、実質管理者であります受益者が見回り点検を実施しても、その後の点検報告等の連絡網といったものが徹底しておらないところが一つの課題として取り上げられると思います。今

後区長会及び土地改良区理事会、総代会等で、先ほどおっしゃられましたため池防災管理の手引等を活用しまして管理体制の徹底を図り、高齢社会等に対しても対応してまいりたいと考えます。

地震後の対応としてですが、震度4以上の地震で緊急点検を必要と定めているため池、これは堤高が15メートル以上ですが、これが4カ所、震度5弱以上の場合、堤高10メートル以上となっておりますが、25カ所ございます。この地震後の対応についても、同じく報告連絡の管理体制を早急に徹底していきたいと考えております。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいまの説明の中で全部で293カ所のため池があると言われてまして、地震直後でチェックする15メートル以上が4カ所、10メートル以上が25カ所ということで、全体の総計から見ますと非常に少ないわけですが、今後地震が来れば別に10メートル以上が被災をするということではありませんし、ぜひ10メートル以下も含めまして、293カ所のうち下流域にいろいろ人家とか田畑あるいはいろいろな資産が集中しておるところを中心にして優先順位をつけましてしっかりと、そういう堤の高さで峻別するのではなく、下流域の資産の張りつき状況といいますか、そういう住宅の張りつき状況とかそういうことを考えて、実態に即した形で地震後は特に対応願いたいと思っております。

次の質問に入りますが、12月議会の議案説明の中で、ため池の耐震診断の調査に着手しているというような話がありましたが、その調査状況や今後その耐震診断をどのように展開されていく方針があるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ため池耐震診断の調査状況と今後の方針でありますけれども、今年度の愛媛県補正予算で緊急耐震対策事業を実施することとなりました。これは2000年度に策定された新基準をクリアしたため池以外で10万トン以上のため池の実施を検討したものでございまして、西予市内で対象となったものは関地池と竜沢寺池の2カ所でございます、これを県営事業で調査解析

することとなっているところです。今年度末には耐震性の診断結果が出され、当ため池２カ所に対してこの結果次第では対策工法の検討も必要になることも予測されますが、診断の結果次第であります。また、その他の１０万トン未満の調査計画については今のところございませんが、今後県や受益者とも協議しながら検討していく必要があるのではないかと考えます。

○議長 ５番中村敬治君。

○５番中村敬治君 今年度事業で取り組んでおられます２カ所のため池、そこでの受益者負担はどのような状態でおるのでしょうか。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 受益者負担については、県２分の１、市２分の１で、なかったと記憶しております。

○議長 ５番中村敬治君。

○５番中村敬治君 では、次の質問に移ります。
老朽化し改修が必要となっている危険なため池の数と、整備の進捗状況はどのような状態でおりますでしょうか。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 要改修ため池数と整備の進捗状況でございますが、堤体の老朽度を把握するために毎年実施しております防災パトロールにて、５センチ以上のクラックが見られるため池が４カ所、漏水ありと判断できるため池が１１カ所確認されております。これらのため池に関しましては、安全を期するため、とりあえず水位を下げるように地元のため池管理者にお願いしているところでございます。

また、西予市内で当面大規模な改修を必要とするため池数が２４カ所となっており、平成２３年度末現在であります。そのうち１４カ所が県営中山間総合整備事業により整備されております。残る１０カ所につきましては、平成２６年度には全て完了する見込みであります。なお、未計画の

老朽ため池の事業化につきましては、県のため池データベース等の資料をもとに築造経過年数等を参考にしながら地元、市、県とで詳細な検討を重ねてまいります。また、軽微な補修工事につきましては、毎年、市単独土地改良事業、地元施工にて対応しております。わずかな予算ではありますが、今年度も５カ所実施しているところでございます。

長寿命化のためには日ごろの手入れも大切でございます。中山間支払制度や農地・水事業等を有効に活用していただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 ５番中村敬治君。

○５番中村敬治君 いろいろ整備状況のお話がありました。これは事業の費目別で受益者負担がさまざまだろうと思いますけれども、大ざっぱに捉えてどういう主な事業ではどの程度受益者負担になっているのかわかる範囲で、日常の維持管理ということになりますと農地・水事業なども対象として予算化できるということでございましたが、そういうことではなくて、ハードな面での改修事業ではどのような受益者負担になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 事業によりますが……

（５番中村敬治君「中山間地域」と呼ぶ）

中山間地域ですか。中山間地域の場合は５％だったと記憶しております。

それから、１つ訂正をさせていただきます。先ほどのため池の震災の防災点検の負担割合ですが、地元はゼロでございますが、市は２５％、国が５０で県が２５％でございます。訂正いたします。

○議長 ５番中村敬治君。

○５番中村敬治君 ため池の改修には大きな事業費とか、また今まで質問しておりますように受益者負担というものが伴いますので、これの合意形成などたくさんの時間がかかるわけです。そういう

うことから、この地震のことを考えますと早く個々の池のハザードマップの作成を進めまして、これに基づいて繰り返し避難訓練を実施することが大変重要ではないかと思っております。

回答は要りませんので、また次の質問に移りたいと思います。

西予市のため池に係る警戒避難体制の確立等の今言いましたハザードマップにも関連しますけれども、ソフト対策はどのようになっているのかということについてお尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 下流域の警戒避難体制確立等のソフト面での対策の進捗状況でございますが、昨年度10万トン以上のため池4カ所に対しまして、県営事業において浸水被害想定区域図までの作成に取り組んできました。今年度は団体営事業で堤高10メートル以上、被害想定戸数5戸以上を基準とした市内15カ所のため池と漏水が確認されるあるいは断面不足というようなため池を合わせまして17カ所のハザードマップを作成することとしております。このハザードマップというものは、自然災害による被害を予測して氾濫シミュレーションでその被害想定範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点と被害の拡大範囲、被害の程度、さらには避難の経路、避難場所などの情報を既存の地図上に図示したものでございます。

効果として挙げられるのが、このハザードマップを利用することにより住民の方が迅速、的確に避難を行うことができ、二次災害の発生予想箇所を避けることができるために、災害による被害の低減に対して有効であると考えております。

今後であります、この結果が出ましたら対象地域へ早急に周知徹底するとともに、これを今後自主防災組織等での避難訓練等にも活用していただきたいと考えております。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 現在までにハザードマップが今年度も入れまして20カ所余りできる予定と、そうしますと全部で293カ所のため池が全て危険だというわけではございませんけれども、この

293と比べますと非常に数の上で格差があるわけですが、今後このマップ作成に当たって受益者負担とかということについてネックになってくるんじゃないかと思っておりますけれども、マップ作成には受益者負担はないのでしょうか。お尋ねします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 なかったと記憶しております。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 先ほど来の話のように、ため池は市が直接管理していないということで、なかなか維持管理の適正化を図る上では難しいと、いろいろ困難が伴うということは十分承知しておりますが、しかし今後ため池のハード、ソフトを含めましてそういう整備を図っていく上ではこの受益者負担というものがネックになっておりますので、そういうことからしまして地元の負担をできるだけ軽減するようにしっかり努力していただきたいなど。特にマップは負担がないということでございますので、マップの促進が一番先だろうと思っておりますが、ハード、ソフトといいましてもハードな面も取り組んでいただいておりますので、ぜひともそういう老朽化したものの改修に積極的に取り組んでいただきたいと思います。回答は要りませんので。

5番目の質問に移らせていただきます。

市長提案による常設型住民投票条例制定についてお尋ねいたします。

初めに、住民投票条例の説明を若干させていただきます。

憲法92条には、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治体の本旨に基づいて法律でこれを定めるとなっております。地方自治体においては、議会制間接民主主義と直接民主主義が並立することが憲法でいうところの地方自治の本旨に適合すると考えられております。このことから自治体の重要な問題については、住民による直接投票を行うことを条例として定めるのが住民投票条例であります。住民投票条例には大きく2つの型がありまして、1つは物事が起こったとき、

いわゆる事案ごとに個別に設置されるタイプのものと、2つ目としましては常設型のものがございます。

まず初めの個別設置型の条例は、住民の意思を確認する必要が生じた場合に長や議員の提案または住民の直接請求によりその都度議会の議決を得て制定される条例です。この条例では、住民投票の案件ごとに新たに条例の制度設計をするという大きな労力がかかるものであります。

一方、常設型の住民投票条例は対象となる事項や発議などを定めた住民投票条例をあらかじめ制定しておき、要件が満たされた場合には新たな条例の制定を必要とせず住民投票を即実施するものでございます。県内では四国中央市が初めて常設型の住民投票条例を平成21年7月1日から施行しています。

また、ご承知だと思いますが新居浜市ではことしの7月に新居浜市総合文化施設、地下1階、地上3階で事業費が63億5,000万円の巨費でございますが、これの建設の賛否を問う住民投票条例案が先ほど述べました個別設置型の条例制定として直接請求により提案されました。しかし、7月27日の市議会におきまして否決されております。このとき佐々木市長は議会へ条例案を付議するに当たって、地方自治法に基づく意見書をつけています。ここでは時期的にそういう条例制定をするのは遅過ぎるとかいろいろ反対意見が市長から述べられておりますけれども、中で住民投票に対する考え方を示されております。そこでは、常設型の住民投票条例の設置が必要であると述べられております。

また、ことしの10月には静岡県で浜岡原発再稼働の是非を問う県民投票条例案が同じく個別設置型の条例として提案されました。法定署名数が6万2,000人のところ16万5,000人以上の署名が集まっております。知事は賛成意見をつけて議会に付議しましたが、県議会は否決しております。もう片方の常設型の住民投票条例としますと、条例に定める案件が生じた場合に一定の仕組みで住民投票を行うということでございますので、必要な場合は迅速に対応できるという利点がございます。

ただし、住民投票全体の問題としましては、1番として投票前に市民にきちんと情報提供できたのか、2番目として政治的に利用していないか、

3番目として首長や議会が責任逃れをしていないか、4番目として選択肢が3つ以上あり、結果が曖昧となっていないかなどがございます。基本は間接民主主義でございますから、まずは議会で議論を尽くして問題が成熟した時点で実施できるのが理想だと思っております。このための条例を事前に準備しておくことが極めて大切ではないかと思っております。

そこでお尋ねします。

議会から提案という方法もございますが、ここでは市長提案による常設型の住民投票条例制定へのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、中村議員によります、住民投票条例の制定について私の考えを述べさせていただきますが、この住民投票の制度でございますけれども、地方自治における代表民主制の補完的な意味での直接民主制的な意思決定方法であります。これによりまして政策の是非や選択肢に対する住民の意思を正確に把握できるとともに、住民の自治意識及び行政への参加意識の高揚が期待されると、このように考えます。

しかしながら、住民投票の制度化には住民投票の対象として適する事項と適さない事項の選択、判断基準、住民投票の根拠の置き方、投票結果等に対する議会と行政側の法的責任のあり方等、慎重かつ十分な審議、検討が必要ではなからうかと思っております。特に、議員ご提案の常設型の住民投票条例の場合は、先ほど述べました検討事項に加えて具体的な請求、投票資格者の範囲、それや具体的な事務の取り扱いを定める必要があり、さらに多岐詳細にわたり検討が必要であらうと思っております。

こうした技術的な問題もあることから、将来的には研究も必要あらうかと思っておりますが、少なくとも現段階では西予市として住民投票の対象となるような事項がないことから、条例化を進める予定は今のところございません。余りにも直接民主制に傾き過ぎますと、議会の本来予定されておる役割が弱体化されることもありますので、地方自治体における二代表制という制度自身も問われることにならうかと、このように思います。現行の地方自治制度の中で民意を反映する仕組みとしま

して、私どもが今やっておりますパブリックコメント制度の活用などがよい方法ではないかと判断をしております。

以上、答弁とします。

○議長 5 番中村敬治君。

○5 番中村敬治君 ありがとうございました。

住民投票の結果の取り扱いにつきましては、条例による住民投票ということになりますと、法的拘束力というのはありませんし、しかしどこの条例を見ましても、結果は尊重しなければならないというようにほとんどのところを書いてあります。そういうことで今の市長さんの答弁だろうと思います。

今まで、参考までに言いますと首相の諮問機関である第30次地方制度調査会におきましても、昨年12月に法的拘束力を持った住民投票制度を導入するというところで検討しておりましたが、地方自治法の改正案を12月に見送っておるのが現状でございまして、なかなか住民投票ということになりますと非常にハードルが高いのかなという気はしておりますし、軽々に実施しますと、いろいろな大規模な社会資本等が対象になることが多いわけですが、結果として地元に対立の構図を生むというようなしこりも残ってまいりますので慎重に対応していかないといけないということもございしますが、国の動きを見ながら市のほうとしてもおくれのないように対応できていったらなと願っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で一般質問全てを終結といたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

12月18日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時37分

平成24年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年12月18日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年12月18日
 午後2時00分
 1. 閉 会 平成24年12月18日
 午後2時57分

1. 出 席 議 員

1 番 源 正 樹
 2 番 井 関 陽 一
 3 番 菊 池 純 一
 4 番 田 中 徳 博
 5 番 中 村 敬 治
 6 番 二 宮 一 朗
 7 番 兵 頭 学
 8 番 小 野 正 昭
 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏
 11 番 松 島 義 幸
 12 番 元 親 孝 志
 13 番 沖 野 健 三
 14 番 森 川 一 義
 15 番 藤 井 朝 廣
 16 番 浅 野 忠 昭
 17 番 岡 山 清 秋
 18 番 酒 井 宇之吉
 19 番 兵 頭 勇
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 宇都宮 又 重
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 井 上 謙 二
 総務企画部長 河 野 敏 雅
 産業建設部長 福 原 純 一
 生活福祉部長 三 好 幸 二
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 井 上 尚 喜

城 川 支 所 長 徳 居 隆 利
 三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 宗 正 弘
 財 政 課 長 道 山 升 文
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第122号 西予市夢資源活用基金条例制定について
 議案第123号 西予市蚕糸業振興基金条例制定について
 議案第124号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議案第125号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第126号 西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
 議案第127号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
 議案第128号 平成24年度西予市一般会計補正予算（第5号）
 議案第129号 平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第130号 平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

	議案第 1 3 1 号	平成 2 4 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第 3 号）			を改正する条例制定につ いて
	議案第 1 3 2 号	平成 2 4 年度西予市病院 事業会計補正予算（第 3 号）		議案第 1 2 6 号	西予市林業振興事業分担 金徴収条例の一部を改正 する条例制定について
	意見書第 1 4 号	赤潮被害対策に関する意 見書		議案第 1 2 7 号	西予市公共下水道条例の 一部を改正する条例制定 について
	意見書第 1 5 号	木材の価格安定と需要拡 大等を求める意見書		議案第 1 2 8 号	平成 2 4 年度西予市一般 会計補正予算（第 5 号）
	2 発議第 7 号	西予市議会基本条例の一 部を改正する条例制定に ついて		議案第 1 2 9 号	平成 2 4 年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第 3 号）
	発議第 8 号	西予市議会委員会条例の 一部を改正する条例制定 について		議案第 1 3 0 号	平成 2 4 年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第 3 号）
	発議第 9 号	西予市議会政務調査費の 交付に関する条例の一部 を改正する条例制定につ いて		議案第 1 3 1 号	平成 2 4 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第 3 号）
追加	議案第 1 3 3 号	平成 2 4 年度西予市病院 事業会計補正予算（第 4 号）		議案第 1 3 2 号	平成 2 4 年度西予市病院 事業会計補正予算（第 3 号）
	意見書案第 8 号	赤潮被害対策に関する意 見書（案）		意見書第 1 4 号	赤潮被害対策に関する意 見書
	意見書案第 9 号	木材の価格安定と需要拡 大等を求める意見書 （案）		意見書第 1 5 号	木材の価格安定と需要拡 大等を求める意見書
			2 発議第 7 号	西予市議会基本条例の一 部を改正する条例制定に ついて	
			発議第 8 号	西予市議会委員会条例の 一部を改正する条例制定 について	
			発議第 9 号	西予市議会政務調査費の 交付に関する条例の一部 を改正する条例制定につ いて	
			追加	議案第 1 3 3 号	平成 2 4 年度西予市病院 事業会計補正予算（第 4 号）
				意見書案第 8 号	赤潮被害対策に関する意 見書（案）
				意見書案第 9 号	木材の価格安定と需要拡 大等を求める意見書 （案）
本日の会議に付した事件					
1	議案第 1 2 2 号	西予市夢資源活用基金条例 制定について			
	議案第 1 2 3 号	西予市蚕糸業振興基金条 例制定について			
	議案第 1 2 4 号	西予市非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条 例及び西予市障害認定区 分判定等審査会の委員の 定数等を定める条例の一 部を改正する条例制定に ついて			
	議案第 1 2 5 号	西予市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の一部			

開議 午後２時００分

○議長 ただいまの出席議員は２１名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程１)

○議長 日程第１、議案第１２２号「西予市夢資源活用基金条例制定について」から議案第１３２号「平成２４年度西予市病院事業会計補正予算（第３号）」までの１１件及び意見書第１４号「赤潮被害対策に関する意見書」及び意見書第１５号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書」の２件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

６番二宮一朗君。

○二宮一朗総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る１２月５日の本会議において、当委員会に付託されました議案１件について、１２月６日に審査を行いましたので、ご報告を申し上げます。

議案第１２８号「平成２４年度西予市一般会計補正予算（第５号）」に係る総務常任委員会所管分については、お手元に配付のとおり原案を可決決定いたしました。

次に、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

財政調整基金積立６７万５，０００円は、運用に係る利息を計上しているとの説明があり、委員からの財政調整基金の考え方と、基金の積立額に対しての質疑に対しては、普通交付税の合併算定がえ終了等による一般財源不足の対応策として、３０億円を目標に積み立てているとの答弁がありました。

庁舎別館維持管理事業７４万６，０００円は、第２別館である旧宇和郵便局舎を有効利用するため、本庁舎との間の塀を一部撤去し通行を可能にして文書仕訳作業や公用車駐車場として活用するためとの説明があり、委員からは、セキュリティ等の問題がなければ全面撤去をしてはどうかと

の意見がありました。

次に、特例公債法の成立おくれにより、地方交付税の交付おくれによる影響はあったのかとの質疑に対し、９月は全額交付をされ影響はなく、１１月についてはおくれがあり、財政調整基金の繰りかえ運用による対応も考えたが影響は出なかったとの答弁がありました。

災害用資機材・施設整備事業１，１８８万４，０００円は、津波一時避難路の整備事業との説明がありました。自主防災組織に対する予算配分についての意見に対し、１組織に幾らという制度はないが、組織が行う事業に対しては３分の２の補助をしていますとの答弁がありました。また、北朝鮮のミサイル打ち上げに対してのＪ－ＡＬＥＲＴが機能するのかとの意見に対し、１２月３日の試験で正常作動を確認しているとの答弁がありました。

電算関係委託料３５４万２，０００円に対する見積額について、競争原理が働いているのかとの質疑があり、現行システムの改修であり随意契約である。見積もりの単価については今後改善の余地があるため、精査し検討していくとの答弁がありました。

公民館維持管理事業の説明を受け、地元負担に対する取り扱いについての質疑があり、地区公民館と分館では取り扱いに違いがあるとの答弁でありました。

町並み建造物修理・修景補助事業２８８万２，０００円は、鳥居門、御成門の改修事業を平成２５年度に実施するための設計委託料との説明があり、改修事業の全体費用についての質疑に対し、概算で４，７５０万円の見込みであるとの答弁がありました。また、宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区内にある市所有の特定物件、旧屋号武蔵の利活用計画についての質疑には、今後、修理、活用計画を立て、重要伝統的建造物群の今後の方向性と合わせて取り組みたいとの答弁がありました。

全国大会出場選手支援事業４３万円は、国際大会、全国大会出場者の功績をたたえ一層の飛躍を期するための費用であり、県内自治体の事例を参考に交付要綱の見直しと、全国大会出場者が当初の予定より増加したためであるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成24年12月18日、総務常任委員会委員長二宮一朗。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長松山清君の報告を求めます。

9番松山清君。

○松山清厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案5件について、12月10日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

議案第124号から議案第132号のうち当委員会所管分の議案5件については、お手元に配付のとおりいずれも原案可決決定いたしました。

議案審査の過程において、委員より出された質疑または意見等について、その概要を抜粋して報告いたします。

初めに、議案第128号「平成24年度西予市一般会計補正予算（第5号）」については、高齢福祉課所管に関する障害者自立支援給付費負担金についての質疑があり、対象者が障害児2名、療養介護者6名の計8名増加したことによる4,800万円の増額補正であるとの説明がありました。

社会福祉課所管では、行旅死亡人対策事業について、身元不明者の埋火葬が今年度2件発生しており、その予備費として10万円を計上したとのことでした。

また、母子福祉費が150万円増額補正されている理由を質したところ、母子家庭及び父子家庭の対象世帯数が年々増加傾向にあるという説明を受けました。このことに関しては、小・中学校の教育の中でもっと家庭の大切さについて学ぶ必要性があるのではないかという意見がありました。

環境衛生課所管では、西部衛生センター脱臭塔補強修繕に関連して、9月定例議会で野村クリーンセンターの煙突コンクリートが落下し修繕費についての審査をした際に、市の管理する施設について点検するようにという指摘がありましたが、適正管理が不十分なのではないかという心配があり、中央道の笹子トンネル事故の教訓から、長寿命化のマニュアル作成や所管施設の点検を重ねて要望いたしました。

そのほか、健康づくり推進課所管においては、混合ワクチン接種による被害について質疑があり、予防接種との因果関係がはっきりしていないため、国に準じて実施しているとの答弁がありました。

議案第129号「平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」では、デンタル合金の売却収入についての質疑に対し、歯科治療時に回収する微量の金、銀を年1回程度アサヒブリテックへ売却した際の収入であり、平成24年度では27万3,430円の収入があったとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成24年12月18日、厚生常任委員会委員長松山清。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君の報告を求めます。

15番藤井朝廣君。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

去る12月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案7件、意見書2件について、12月7日提案理由の説明を求め、慎重に審査を行いましたので、その報告を申し上げます。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案7件については、報告書のとおり原案全会一致により可決決定をいたしました。意見書第14号並びに意見書第15号については、採択と決しました。

以下、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告をいたします。

初めに、議案第123号「西予市蚕糸業振興基金条例制定について」は、全国的に見ても希少となっている養蚕業、西予市では現在8軒であります。振興に要する経費の財源に充てるために基金を設置するとの説明がありました。

次に、議案第126号「西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」では、林道整備を推進していく中で、その事業において受益者の負担割合を大幅に軽減していくものとの説明がありました。

次に、議案第１２８号一般会計補正予算のうち、建設課所管分について市道石城地区１０１号線改良事業７，４１０万円減について質疑があり、これについては、ＪＲ四国と県との協議において踏切及び河川のつけかえにおける設計計画の都合上、３年間の工事延期により予算を減額するものであり、減額分は他の市道改良事業に振り分けるとの答弁がありました。

また、農林水産課所管分の中で、ため池等農地災害危機対策事業について質疑があり、１０万トン以上のため池を対象（関地池と龍澤寺池）に対策費をつけていくとの答弁がありました。

次に、野村青汁工場管理運営事業９６２万円の詳細について質疑があり、市の所有である建物の修理等に対するものであるとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成２４年１２月１８日、産業建設常任委員会委員長藤井朝廣。

○議長 次に、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

７番兵頭学君。

○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る１２月５日の本会議において、当委員会に付託されました議案第１３２号「平成２４年度西予市病院事業会計補正予算（第３号）」のうち歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について、１２月５日委員会審査を行いました。審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、審査経過及び要望等については、新病院建築に係る債務負担行為に関する新市立病院情報システム整備事業費限度額３億円について、限度額３億円の根拠は何かとの質疑に、平成２２年度から協議を進め、病院スタッフからの要望調査やヒアリングを行い、医療情報システム委員会において取捨選択と優先順位を決定した上で、見積もり等により精査した結果、限度額を当初予算計画の２億２，０００万円から３億円に引き上げたとの答弁がありました。

また、補正予算計上したことについて、今後西

予市立病院医療情報システム導入業者選定委員会を設置し、平成２５年２月までに入札参加条件や評価基準等を定め、３月に入札公告を行い、５月に総合評価一般競争入札により業者を決定することとし、一日も早くシステム開発を行い、医療スタッフの研修期間等を勘案したためとの説明がありました。

以上、特別委員会の審査報告といたします。

平成２４年１２月１８日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸君の報告を求めます。

１１番松島義幸君。

○松島義幸西予市環境衛生施設建設特別委員長

それでは、特別委員会の審査報告をさせていただきます。

西予市環境衛生施設建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る１２月５日の本会議において、当委員会に付託されました議案第１２８号「平成２４年度西予市一般会計補正予算（第５号）」のうち歳入歳出予算に関する西予市環境衛生施設建設特別委員会所管分について、１２月５日に委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正は、汚泥再生処理施設整備事業における新施設整備用地の地形等の把握を目的とする事前測量調査業務委託料のほか、現状の地質区分や特性を把握するための事前地質調査業務委託料であり、いずれも設計計画実施の際の基礎資料とすることを目的としているとの説明を受け、審査の結果、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成２４年１２月１８日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長松島義幸。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第122号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第122号「西予市夢資源活用基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第122号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第123号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第123号「西予市蚕糸業振興基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第124号から議案第127号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第124号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について」から議案第127号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第124号から議案第127号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第128号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第128号「平成24年度西予市一般会計補正予算(第5号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第128号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第129号から議案第132号まで

の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第129号「平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第132号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)」までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第129号から議案第132号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第14号「赤潮被害対策に関する意見書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第14号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、意見書第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第15号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第15号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、発議第7号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」から発議第9号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

本案3件について提案理由の説明を求めます。

西予市議会活性化特別委員会委員長中村敬治君。

5番中村敬治君。

○中村敬治西予市議会活性化特別委員長 発議第7号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例

制定について」。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月18日提出。西予市議会市議会議長元親孝志殿。

提出者、西予市議会議員中村敬治。賛成者、西予市議会議員梅川光俊、同じく元親孝志、同じく源正樹。

提案理由を申し述べます。

それでは、発議第7号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

このたび地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い、条例中の政務調査費を政務活動費に改めるものです。

また、西予市議会活性化特別委員会において、議会基本条例の運用について精力的に調査を進めており、その中で、請願、陳情等の審査における市民と議会の関係について明確にする必要があることから、「議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない」を「議会は請願及び陳情を市民からの政策提案として受けとめ、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は、当該請願者及び陳情者の意見を聞くものとする」と改めるものがあります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 次に、議会運営委員会委員長梅川光俊君。

21番梅川光俊君。

○梅川光俊議会運営委員長 発議第8号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年12月18日提出。西予市議会議長元親孝志殿。

提出者、梅川光俊。賛成者、二宮一朗、松山清、藤井朝廣。

提案理由の説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、地方自治法の一部改正する法律

の公布に伴いまして、委員会条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容につきましては、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、法で定めていた事項を本条例に委任されたことにより改正するものであります。よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、発議第9号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について」。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年12月18日提出。市議会議長元親孝志殿。

提出者、梅川光俊。賛成者、二宮一朗、松山清、藤井朝廣。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、政務調査費を政務活動費に名称を改め、交付の目的を議員の調査研究、その他の活動に資するためとし、また政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めるものとするものであります。よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第7号から発議第9号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結とい

たします。

これより発議第7号から発議第9号までの3件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。

発議第7号「西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について」から発議第9号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号から発議第9号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時35分）

○議長 それでは、再開をいたします。（再開 午後2時37分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第133号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」と意見書案第8号「赤潮被害対策に関する意見書（案）」及び意見書案第9号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書（案）」の3件を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第133号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第133号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新市立病院建設事業に係る継続費の総額を4億9,700万円増額し、期間を平成26年度まで延長するものでございます。

新市立病院建設事業につきましては、11月30日に入札を実施いたしました、建築工事に

いて入札参加者が2社に満たないため中止といたしました。その主な要因は、設計金額に現状の市場価格が十分に反映されておらず、非常に厳しい予定価格を設定したことにあつたものと考えております。このことを受け、建築工事の設計内容を精査するとともに一部見直しを行った結果、新市立病院建設事業に係る継続費の総額を増額し、期間を延長する補正を行うものであります。

今後の予定といたしましては、本案件をご決定いただいた後、できるだけ早い時期に入札公告を行い施工業者を決定したいと考えています。新市立病院の開院につきましては、平成26年6月ごろを予定しておりましたが、1カ月から2カ月程度おくれる見込みです。今後は一日でも早く新市立病院が開院できるよう作業を進めてまいります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 今企業部長より、今回入札をしたけれども業者が1社しかなかったということで、再度公告をするということで、増額をしたということを今説明がありました。理由としては、市場価格が十分に反映されなかったということで、私は設計業者が普通は積算した金額を業者に公告して、入札に参加する業者を選ぶというのが本来の公告に参加者募集のあれじゃないんかと思うんですけども、前回は市場価格が十分に反映されなかったということで、1社しかなかったということなんですけれども、私が一つ心配するのは、16日に衆議院選挙があつて、自民党と公明党の多数の議員の候補が当選された。その自民党と公明党の公約の中に、公共事業をこれから推進してやるというのが入っているんですね。これからどんどんまた公共事業がふえるんですね。そうすると、また市場価格がどんどんはね上がってくるんじゃないかという懸念もあるんですけども、その点はどうでしょうか。これが1カ月、2カ月おけると、また再度中止になればまたおくれる可能性もありますけれども、そういう懸念

はどうでしょうか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 ただいまの沖野議員のご質問に回答いたします。

今入札が不調になった原因につきましては、入札参加予定者及び設計業者に対しヒアリングも行いました。その中で、予定価格と入札参加予定者が積算した金額に乖離があったということが一番の要因でございます。

政治の情勢につきましては今後どうなるかというのは、私どもとしては把握できませんけど、いうたら一番はもう本日議会を通させてもらいましたら、できるだけ早い時期に公告を行いまして、そして入札をしたいと考えておりますので、そんなに期間的にはないと考えております。そしてまた、設計業者におきましても今回は詳細に見直しを行いまして、前回は6業者のうち5業者、入札に参加しなかったわけですが、今回はある程度の業者は参加いただける予定価格に変更したいと考えております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第133号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第133号「平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第133号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、意見書案第8号「赤潮被害対策に関する意見書（案）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君。

15番藤井朝廣君。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 意見書案第8号「赤潮被害対策に関する意見書（案）」の提出について提案理由の説明を申し上げます。

今日、本市の水産業においては、漁獲量の減少及び魚価の低迷に加えて燃油価格の高騰が続くなど、その経営内容は急速に疲弊をしております。特に海面養殖業については、ことし6月中旬から宇和海沿岸部において大量発生した赤潮プランクトンによって、本市を含む南予地域で甚大な被害を受け、その漁業経営は危機的状況に直面しており、このままでは安定的かつ持続的な水産物の供給が危惧される状況にあることから、国においては、我が国の主要な1次産業である海面養殖業を初めとする沿岸漁業の維持、発展を図っていくため、早急に養殖共済制度の見直しや、平成21年度及び平成22年度に実施された漁業緊急補償対策事業の再発動など、多方面から赤潮による漁業被害の対策に向け全力で取り組むよう要望する意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

意見書案はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた

しました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第8号「赤潮被害対策に関する意見書(案)」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの意見書案第8号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、意見書案第9号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書(案)」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤井朝廣君。

15番藤井朝廣君。

○藤井朝廣産業建設常任委員長 意見書案第9号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書(案)」の提出について提案理由の説明を申し上げます。

我が国の国土の3分の2を占めている森林は、林産物の供給はもとより、水源涵養、山地災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じ、国民生活にさまざまな恩恵をもたらす緑の社会資本であります。国内において戦後に植栽された人工林は、その多くは50年生を超えており、資源の活用期にあるものの、杉やヒノキの木材価格は、リーマン・ショック以降の住宅着工戸数の減少や建築工法の変化等により低迷し、さらに最近の円高基調から輸入材の競争力が増したことから、下落傾向に拍車がかかり、本年6月にはかつて経験したことのない価格まで落ち込んでおります。今後、国産材の需要を拡大して木材価格を安定させるためには、7月から施行された再生可能エネルギーによる固定価格買取制度などを活用し、木材を直接的に利用して需給率の向上を実現していくことが必要であることから、国においては現下の経済情勢を踏まえ、危機的状況にある森林林業、木材産業の活性化に向け全力で取り組むよう要望する意見書を地方自治法第99条の規定により提出を

するものであります。

意見書案はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第9号「木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書(案)」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの意見書案第9号は原案のとおり決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成24年第4回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月3日から16日間の会期で開催された第4回定例会は、本日全ての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位には本議会及び各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして、条例の制定及び一部改正並びに補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決または承認いただきました。審議の間におきましては、さまざまなご指摘、ご意見をいただき

ました点につきましては、執行に当たり十分に心して努めたいと存じております。

さて、ことしも残すところわずかとなってまいりましたが、年末を迎え大きな出来事が2つありました。

その一つは、北朝鮮の長距離弾道ミサイルの強行発射であります。これは、国連安全保障理事会の議決を無視した暴挙であり、幾ら正当化しようとしても決して許される行為ではありません。国民の安全を守るために、政府は断固たる態度で対応に臨んでいただきたいと思います。そして、北朝鮮が早く国際社会から認められる国家に成長することを願うものであります。

2つ目は、去る16日投開票の衆議院議員総選挙での国民の審判であります。政権交代から3年3カ月の民主党政権の施政、さらにその前の3代の自民政権時代の首相の施政、まさに政治が国民を翻弄した6年余りでありました。今回の審判を受け、自民、公明両党による安定政権の発足が予想されるところでありますが、一刻も早く政治の信頼を取り戻し、政治、経済、外交の混沌から脱却することを願うものであります。

終わりに、これからの季節は厳寒に向かい、朝晩の冷え込みは一層厳しくなります。議員各位におかれましては、どうかご自愛をいただきまして、来る平成25年が希望に満ちあふれる幸多き年になりますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成24年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後2時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成24年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第122号	西予市夢資源活用基金条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第123号	西予市蚕糸業振興基金条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第124号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び西予市障害認定区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第125号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第126号	西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第127号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
議案第128号	平成24年度西予市一般会計補正予算（第5号）	24.12.18	原案可決
議案第129号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	24.12.18	原案可決
議案第130号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	24.12.18	原案可決
議案第131号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	24.12.18	原案可決
議案第132号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第3号）	24.12.18	原案可決
議案第133号	平成24年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）	24.12.18	原案可決
承認第4号	専決処分第4号の承認を求めることについて（平成24年度西予市一般会計補正予算（第4号））	24.12.3	承認
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
諮問第10号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
諮問第11号	人権擁護委員候補者の推薦について	24.12.3	同意
意見書第14号	赤潮被害対策に関する意見書	24.12.18	採択
意見書第15号	木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書	24.12.18	採択
意見書案第8号	赤潮被害対策に関する意見書（案）	24.12.18	原案可決
意見書案第9号	木材の価格安定と需要拡大等を求める意見書（案）	24.12.18	原案可決
発議第7号	西予市議会基本条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
発議第8号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
発議第9号	西予市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について	24.12.18	原案可決
議会報告第4号	西予市議会議員海外視察研修報告について	24.12.3	報告